

目 次

(平成 26 年)

第 3 回定例会

第 1 日目 (6 月 9 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例	7
議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例	26
議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	27
議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (杭工事) 請負契約	30
議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (建築工事) 請負契約	31
議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (電気設備工事) 請負契約	32
議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (機械設備工事) 請負契約	33
議案第32号 物品購入等の契約について	34
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	34
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	48
同意第 2 号 固定資産評価員の選任について	56
報告第 2 号 平成25年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について	57
報告第 3 号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	58

第 2 日目 (6 月 10 日)

議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例	63
議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例	63
議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号)	64
議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (杭工事) 請負契約	72
議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (建築工事) 請負契約	72
議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (電気設備工事) 請負契約	76
議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事 (機械設備工事) 請負契約	76

議案第32号 物品購入等の契約について	77
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	77
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	78
同意第2号 固定資産評価員の選任について	78

第3日目(6月11日)

一般質問

2番 新垣博正 議員	83
4番 新垣徳正 議員	91
6番 與那覇朝輝 議員	102
3番 金城章 議員	109

第4日目(6月12日)

一般質問

14番 宮城重夫 議員	119
1番 伊佐則勝 議員	123
10番 安里ヨシ子 議員	128
15番 新垣善功 議員	132

第5日目(6月13日)

一般質問

5番 新垣光栄 議員	147
9番 仲眞功浩 議員	157

意見書第3号 オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オス プレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場 の閉鎖・撤去を求める意見書	169
--	-----

決議第3号 オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に関する抗議決議	169
--	-----

第4回臨時会

第1日目(7月24日)

会議録署名議員の指名	179
会期の決定	179
議案第33号 物品購入等の契約について	179
意見書第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書	180

第5回臨時会

第1日目(8月18日)

会議録署名議員の指名	187
会期の決定	187
議案第34号 クラブハウス施設整備工事請負契約について	187

第3回 定例会

平成26年第3回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成26年 6 月 9 日

会 期 5 日間

閉 会 平成26年 6 月13日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	6 月 9 日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第24号、25号、26号、27号、28号、29号、 30号、31号、32号に対する説明 承認第1号、2号及び同意第2号に対する説明 報告第3号、4号、5号の報告
第 2 日	6 月10日	火	午前10時	本 会 議	議案第24号、25号、26号、27号、28号、29号、 30号、31号、32号に対する質疑・討論・採決 承認第1号、2号及び同意第2号に対する質 疑・討論・採決
第 3 日	6 月11日	水	午前10時	本 会 議	一般質問 4 名
第 4 日	6 月12日	木	午前10時	本 会 議	一般質問 4 名
第 5 日	6 月13日	金	午前10時	本 会 議	一般質問 2 名 意見書及び決議、陳情等採択 閉会

平成26年第3回中城村議会定例会（第1日目）

招集年月日	平成26年6月9日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成26年6月9日（午前10時00分）		
	散会	平成26年6月9日（午前11時46分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	伊佐則勝	9番	仲真功浩
	2番	新垣博正	10番	安里ヨシ子
	3番	金城章	11番	新垣健二
	4番	新垣徳正	12番	宮城治邦
	5番	新垣光栄	13番	仲村春光
	6番	與那覇朝輝	14番	宮城重夫
	7番	仲座勇	15番	新垣善功
	8番	仲宗根哲	16番	比嘉明典
欠席議員				
会議録署名議員	5番	新垣光栄	6番	與那覇朝輝
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	生涯学習課長	新垣一弘
	税務課長	稲嶺盛昌	教育総務課主幹	伊波正明
	福祉課長	仲松範三		
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例
第 6	議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 7	議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例
第 8	議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 9	議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（杭工事）請負契約
第 10	議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）請負契約
第 11	議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）請負契約
第 12	議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）請負契約
第 13	議案第32号 物品購入等の契約について
第 14	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
第 15	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
第 16	同意第2号 中城村固定資産評価員の選任について
第 17	報告第2号 平成25年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について
第 18	報告第3号 平成25年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第3回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時02分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 新垣光栄議員及び6番 與那覇朝輝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月9日から6月13日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、今議会の会期は本日6月9日より6月13日までの5日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成26年3月7日より、平成26年6月8日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成26年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の

経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情及び意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書は4件受理し、6月5日の議会運営委員会で協議した結果、4件とも資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

4月25日(金)沖縄県町村議会議長会定例理事会及び平成26年度沖縄振興拡大会議が自治会館で開催され、議長が出席しております。

5月9日(金)TPP交渉における国益の確保を求める沖縄県民集会在豊見城中央公民館で開催され、議員が参加しております。5月26日(月)~28日(水)第39回町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、議長が参加しております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

4月18日(金)中部地区町村議会議長会定例総会が、北谷町で開催され、議長、事務局長が出席しております。

5月13日(火)~16日(金)中部地区町村議会議長会主催による県外視察研修が北海道(七飯町・余市町)で開催され、議長、事務局長が参加しております。

6 その他

3月9日(日)第66回中城中学校卒業式が開催され、議長他議員が出席しております。

3月9日(日)第15回中城村老人・婦人合同スポレク交流会がごさまる陸上競技場で開催され、議長が出席しております。

3月11日(火)平成25年度3.11中城村地震・津波避難訓練が津覇及び浜地区で開催され、議長他議員が参加しております。

3月17日(月)ごさまるエネルギープロジェクト会議が中城村役場で開催され、議

長が出席しております。

3月20日（木）中城小・津覇小・中城南小学校の卒業式が開催され、議長他議員が出席しております。

3月29日（土）第71回中部広域市町村圏事務組合議会が中部広域市町村圏事務組合で開催され、議長が出席しております。

4月4日（金）第2回中部広域花と緑のまちづくりコンクールが沖縄市農民研修センターで開催され、議長が出席しております。

4月7日（月）中城中学校入学式が開催され、議長他議員が出席しております。

4月8日（火）中城小・津覇小・中城南小学校の入学式が開催され、議長他議員が出席しております。

4月19日（土）中城村文化協会総会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

4月24日（木）中城村交通安全推進協議会総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

4月27日（日）中城村婦人連合会定期総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

4月24日（木）・5月2日（金）・8日（木）・20日（火）・23日（金）・26日（月）議会だより編集委員会が開催されております。

5月11日（日）第34回母の日コンサートが吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

5月22日（木）中城村商工会通常総会が中城村商工会館で開催され、副議長が祝辞を述べております。

5月29日（木）中城村シルバー人材センター総会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

5月30日（金）第31回中部振興会総会が北

中城村で開催され、議長が出席しております。

5月30日（金）第38回沖縄県消防救助技術指導会が沖縄県消防学校で開催され、副議長が出席しております。

6月2日（月）中城村青少年育成村民会議定期総会が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

6月8日（日）中城村身体障害者福祉協会総会が老人福祉センターで開催され、副議長が祝辞を述べております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を抜粋して行います。1枚つづりのやつからお願いいたします。

まず3月11日に、これは議員の皆様も参加をしていただきました。地震の場合の津波訓練、避難訓練を津覇地区、浜地区で行いました。今後とも、しっかりとまた地域を鼓舞しながらやっていきたいなと思っております。

3月20日には、中城小学校卒業式に参加しております。

3月27日、沖縄県町村会におきまして政務調査会が開かれまして、参加をしております。

4月7日、4月8日は中城中学校、中城小学校の入学式に参加をしております。

4月14日、沖縄県町村会の理事会において新会長が選出されまして、志喜屋恩納村長が選出をされております。

4月25日には、平成26年度の県民の警察官の表彰式に参加をしております。

5月1日には、町村会の政務調査視察で、これは沖縄県の企画部謝花部長以下10名ほども一緒に、一括交付金についての研修も含めて視察研修を行っております。

5月15日には、政務活動県外視察研修会で福

岡と熊本のほうに出張しております。

5月21日には、道路整備促進全国大会が東京のほうでありまして、参加をしております。

5月27日には、総合事務局と中部市町村会との行政懇談会がありまして、参加をしております。

次に主要施策の執行状況調書（第1・四半期分）のほうを御参照いただきたいと思います。課別に御報告をさせていただきます。読み上げて御報告をさせていただきます。

まず1ページの総務課のほうから行きます。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

11節、平成25年度非常食購入業務、平成26年3月8日、随意契約、28万円、株式会社オーシーシー。13節及び18節、Jアラート自動起動機改修業務、平成26年3月19日、随意契約、102万9,000円、デルタ電気工業株式会社。

議会事務局のほうで、11節、議会だより印刷製本業務、平成26年5月1日、随意契約、108万円、沖印社。

企画課のほうでございます。11節、平成26年度広報なかぐすく印刷製本、平成26年4月1日、指名競争入札、296万7,840円（99.8%）、株式会社近代美術。13節、端末機器保守料金（基幹系）、平成26年4月1日、随意契約、113万7,888円、株式会社オーシーシー。13節、システム保守料金、平成26年4月1日、随意契約、589万2,912円、株式会社オーシーシー。13節、IT顧問委託業務、平成26年4月1日、随意契約、77万7,600円、株式会社インフォ・スタッフ。13節、ホームページ保守委託、平成26年4月1日、随意契約、47万9,520円、株式会社アイアム。

続いて税務課でございます。税務課、13節、電算処理業務委託、平成26年4月1日、随意契約、599万1,294円、株式会社オーシーシー。13

節、住民税法改正システム改修業務事業、平成26年4月1日、随意契約、63万5,040円、株式会社オーシーシー。13節、軽自動車税に係る業務委託、平成26年4月1日、随意契約、これは一般社団法人全国軽自動車協会連合会で、摘要のほうに単価と実績が記されております。13節、航空写真画像データ作成事業、平成26年4月17日、随意契約、54万円、株式会社リック。14節、家屋評価システム（HOUSAS）リース事業、平成26年5月12日、指名競争入札、59万976円（88.9%）、株式会社琉球リース。

14節、地方税電子申告支援サービス事業、平成26年4月1日、随意契約、186万6,240円、株式会社TKC。

続いて福祉課でございます。13節、地域福祉等推進特別支援事業、平成26年4月1日、随意契約、600万円、これは社協のほうでございます。19節、同じく社協への運営補助金、これは直営でございますので920万1,000円。13節、障害者地域活動支援センター事業、平成26年4月1日、随意契約、978万9,000円、同じく社協。13節、障害者相談支援強化事業、平成26年4月1日、随意契約、473万6,000円、ハイジ福祉会及び沖縄県精神障害者福祉会連合会。13節、手話奉仕員養成研修事業、平成26年4月1日、随意契約、62万9,000円、同じく中城村の社協。

13節、紙オムツ等支給事業、平成26年4月1日、随意契約、90万5,000円、同じく社協。13節、児童館・子育て支援センター運営管理委託業務、平成26年4月1日、随意契約、954万8,000円、同じく社協。

住民生活課。13節、塵芥収集運搬委託、平成26年4月1日、随意契約、888万6,840円、村登又、多和田氏。13節、塵芥収集運搬委託、平成26年4月1日、随意契約、888万6,840円、村登又、與那覇氏。13節、粗大ごみ収集運搬委託、平成26年4月1日、随意契約、296万40円、裕起リサイクル。13節、資源ごみ収集運搬委託、

平成26年4月1日、随意契約、1,190万4,600円、有限会社環境整備。19節、中城村北中城村清掃事務組合負担金、平成26年4月1日、これは直営でございます。2億9,863万6,000円、これは清掃事務組合です。

19節、東部清掃施設組合負担金、平成26年4月1日、直営、これは1,363万6,000円、同じく東部清掃施設組合。

農林水産課。15節、中城地区農道舗装工事、平成26年3月31日、指名競争入札、1,176万7,350円（90%）株式会社丸興建設。15節、中城浜漁民集落センター改修工事、平成26年5月21日、随意契約、86万4,000円（99.4%）新正鉄アルミ。

企業立地・観光推進課。13節、共同研究契約、これはごさまるエネルギープロジェクトでございます。平成26年5月1日、随意契約、1,000万円、国立大学法人琉球大学。

都市建設課。15節、村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）平成26年3月6日、指名競争入札、5,277万6,360円（89%）株式会社新栄組。15節、村道中城城跡線改良舗装工事（6工区）平成26年3月6日、指名競争入札、1,782万円（96.2%）有限会社喜友名重機。13節、平成26年度調査業務（その1）平成26年4月8日、随意契約、550万8,000円（89.4%）沖縄基礎株式会社。13節、平成26年度調査業務（その2）平成26年4月22日、随意契約、19万9,800円（73.7%）財団法人沖縄県環境科学センター。

15節、南上原地区築造工事（25-8工区）平成26年3月3日、指名競争入札、3,636万8,850円（89%）株式会社五城。22節、物件補償3件、これは平成26年3月24日、同じく4月21日、同じく4月23日の随意契約。総額で7,786万9,300円、これは南上原地内でございます。

上下水道課。13節、中城村公共下水道現場技

術委託業務、平成26年5月21日、指名御競争入札、972万円（97.2%）株式会社双葉測量設計。15節、南上原地内公共下水道工事（26-1）平成26年5月21日、指名競争入札、2,818万6,920円（94.9%）有限会社石原設備。

教育総務課。13節、「護佐丸」「中城城跡」を通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト事業、平成26年4月1日、随意契約、286万4,000円、合資会社沖縄時事出版。

生涯学習課。13節、中学生・高校生海外短期留学派遣事業委託業務、平成26年4月1日、随意契約、82万円、株式会社ドットソリューションズ。13節、吉の浦会館空調整備工事設計委託業務、平成26年4月18日、随意契約、99万9,000円。合同会社新里建築設計事務所。13節、「ハンタ道及び周辺文化財」保全整備活用基本計画作成委託業務、平成26年5月21日、指名競争入札、427万6,800円（95%）有限会社MUI景画。

以上でございます。

議長 比嘉明典 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 教育行政報告をいたします。平成26年3月から平成26年5月までの教育行政報告です。

3月9日、第66回中城中学校卒業式に参加しました。卒業生、男子83名、女子63名、計136名の卒業生を送り出しております。

3月11日、平成25年度3.11中城村地震・津波避難訓練が津覇区、浜区の自治会の協力のもとに避難訓練を行っております。私は津覇区に参加しました。125名の避難者全員が25分以内に避難できたという報告を受けております。

3月17日、「子どもを事件・事故から守る学校ゆいまーる活動制度」の協定を、宜野湾警察署と中城村教育委員会で締結をいたしました。

3月20日、中城小学校、津覇小学校、中城南

小学校卒業式で、私は津覇小学校に参加しました。卒業児童は津覇小が49名、中城小が70名、中城南小が51名の計170名です。

同じ日、第3回定例教育委員会会議がありまして、教育委員会人事、それから学校医、歯科医、薬剤師の委嘱を行っております。

もう一つ、文化財である津覇のテラ、161.8高地陣地の指定について審議をいたしております。

4月1日、教育委員辞令式に参加しております。

それから同じ日に、臨時教育委員会会議、教育委員長の選任、それから委員長職務代理の指定を行っております。

4月2日、教職員辞令交付式。本務教諭本村への転入が15名であります。臨時教諭及び嘱託が30名となっています。

4月7日、中城中学校入学式に参加。学級数が5クラスで、生徒数が152名の入学です。

4月8日、中城小・津覇小・中城南小学校入学式がありまして、私は津覇小に参加しましたが、中城小学校が2クラスで56名、津覇小学校が1クラス30名、中城南小が4クラスで107名の入学児童がおりました。

4月14日、美咲特別支援学校はなさき分校開校式に参加しました。通学区が北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市の一部、沖縄市の一部からの通学で、本村からの中学児童が5名、生徒が3名、合計8名が通学しております。

4月19日、中城村文化協会総会で、沖縄県文化協会賞に3名の表彰、それから中城村文化協会賞に2人の表彰が出されております。

4月25日、教育課程特例校「中城ごさまる科」の副読本を各小学校長に村長から贈呈式を行っております。議員控え室前に展示してありますので、議員の皆様、ぜひご覧ください。

5月15日、中学生・高校生海外短期留学派遣事業の試験選考委員会を開催いたしまして、中

学生6名、高校生3名が合格しまして、派遣期間が7月9日から29日の21日間で、派遣先がワシントン州になっております。

5月16日、第7回定例教育委員会会議で、学校訪問についてを議題としました。各学校での教育活動を支援するための訪問という計画をしております。

5月22日、23日は、第56回全国町村教育長会の定例総会並びに研究大会に参加いたしまして、平成26年度文科省行政説明がありました。その中で、地方教育行政の組織及び運営に関する一部を改正する法律案の概要の説明を受けております。

5月27日、平成26年度中城村学力向上推進委員会総会がありまして、確かな学力を身に付けさせ、幼児・児童生徒に生きる力を育むことを実践目標に掲げて、これから実践してまいります。

5月30日、学校計画訪問をしております。津覇小学校、津覇幼稚園の訪問を行いました。

以上です。

議長 比嘉明典 以上で行政報告を終わります。

休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時37分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第24号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月9日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布されました。それに伴い中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（村民税の納税義務者等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事業所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>（所得割の課税標準）</p>	<p>（村民税の納税義務者等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。</p> <p>（所得割の課税標準）</p>

第33条～4 (略)

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る金額を除外して算定する。

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～4 (略)

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規

第33条～4 (略)

5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る金額を除外して算定する。

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～4 (略)

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

定を適用することができる。

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)~(6) (略)

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)~(6) (略)

<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに村長に申告しなければならない。</p>	<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに村長に申告しなければならない。</p>
<p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1)救急用のもの</p>	<p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>救急用のもの</p>
<p>第81条 削除</p>	<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第81条 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p><u>商品であって使用しない軽自動車等</u></p>
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットル</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットル</p>

を超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,000円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

（公益法人等に係る村民税の課税の特例）

第2条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特

を超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円

三輪のもの 年額 3,100円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円

附 則

（公益法人等に係る村民税の課税の特例）

第2条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定す

定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

る贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る村民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第3条の4 第34条の7の規定の適用を受ける村民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第12条 削除

句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第14条の2第1項」とあるのは「附則第14条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例)

第14条の2の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第14条の2第1項」とあるのは「附則第14条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置

第1項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例)

第14条の2の3 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2の第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税口座上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた村民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第14条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例)

第14条の2の3 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2の第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税口座上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた村民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第16条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下

この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に
係る譲渡期限の延長等の特例）

第16条の2 その有していた家屋でその住居の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

附則第13条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第13条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第13条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により

		適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第14条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと
によってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。
- 3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも

の及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び附則第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租

<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人の村民税の税率の特例等)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p><u>税特別措置法第41条の2の2」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。</u></p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人の村民税の税率の特例等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 <u>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)の施行日以前に課し、又は課すべきであった村税については、なお従前の例による。</u></p> <p>第21条 <u>この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる村税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 中城村税条例附則第 2 条の 2 の 3、附則第 14 条の 2 の 3 第 2 項及び第 16 条から第 19 条までの改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (2) 中城村税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）附則第 12 条に係る部分を除く。）の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (3) 中城村税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 12 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 12 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (4) 中城村税条例第 33 条第 5 項、附則第 3 条の 4、第 14 条の 2 第 1 項及び第 14 条の 2 の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 4 項及び第 5 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日
- (5) 中城村税条例第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

（村民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 2 条の 2 の 3 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 14 条の 2 の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 4 新条例第 33 条第 5 項、附則第 3 条の 4 及び第 14 条の 2 第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第 14 条の 2 の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条本文に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 12 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受け

た3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第12条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第12条の表以外の部分	第82条	中城村税条例の一部を改正する条例（平成26年中城村条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第12条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（10時39分）

~~~~~

再 開（10時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第25号 中城村固定資産税の

課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第25号

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別

紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月9日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

沖縄振興特別措置法及び沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年3月31日総務省令第42号）の一部改正に伴い、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）情報通信産業振興地域 沖振法第28条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>（3）産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められたものをいう。</p> <p>（観光地形成促進地域における課税免除）</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）情報通信産業振興地域 沖振法第28条第1項の規定により指定された地域をいう。</p> <p>（3）産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>（観光地形成促進地域における課税免除）</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象</p> |

施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 村長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（1）沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの。

（2）機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超える

施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第4条 村長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第1項の規定による情報通信産業振興地域の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成29年3月31日までの間で、かつ、当該課税年度の4月1日の属する年の1月1日以前1年の間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下この条において「情報通信産業振興地域対象設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該情報通信産業振興地域対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

もの。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 村長は、産業高度化地域・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による高度産業化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間で、かつ、当該課税年度の4月1日の属する年の1月1日以前1年の間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該特別償却設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第3条及び第5条の改正規定は、平成26年4月1日以後に新設され、又は増設される施設及び設備について適用し、平成26年3月31日以前に新設され、又は増設された施設及び設備については、なお従前の例による。

3 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第7号)附則第3条第1項の規定により同法による改正後の沖縄振興特別措置法第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域とみ

なされる地域における改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例第4条の規定の適用については、同条中「沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号）の施行の日（以下「施行日」という。）から当該施行日以後6月を経過する日（その日までに、沖振法第28条第5項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、「提出日以後」とあるのは「施行日以後」とする。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（10時48分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第26号

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

都市公園を整備したため、中城村都市公園条例の一部を改正する必要がある。

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）	
名称	位置								
（略）									
名称	位置								
（略）									

山内原公園	〃 字南上原336 - 1 (140街区)
南上原系蒲公園	〃 字南上原854番地1 (50街区)
(略)	

別表第6 (第13条第4号関係)

(1) ~ (4) (略)

(5) パークゴルフ場使用料

区分		使用料 (12ホール分)
一般	村内	100円
	村外	200円
65歳以上	村内	50円
中学生以下	村外	100円

(6) パークゴルフクラブ使用料

区分	使用料 (1名分)
一般	100円

山内原公園	〃 字南上原336 - 1 (140街区)
(略)	

別表第6 (第13条第4号関係)

(1) ~ (4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算 (第1号) を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算 (第1号) について御提案申し上げます。

議案第27号

平成26年度中城村一般会計補正予算 (第1号)

平成26年度中城村一般会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,073千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,757,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月9日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		965,697	53,988	1,019,685
	1 国庫負担金	618,628	23,882	594,746
	2 国庫補助金	343,004	77,870	420,874
15 県支出金		1,472,228	17,505	1,489,733
	2 県補助金	1,148,862	17,076	1,165,938
	3 委託金	31,040	429	31,469
18 繰入金		78,882	12,080	90,962
	2 基金繰入金	78,881	12,080	90,961
20 諸収入		76,596	2,500	79,096
	4 雑入	71,704	2,500	74,204
歳入合計		6,671,471	86,073	6,757,544

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,730	231	107,961
	1 議会費	107,730	231	107,961
2 総務費		689,267	56,135	745,402
	1 総務管理費	550,441	53,797	604,238
	3 戸籍住民基本台帳費	35,189	2,004	37,193
	4 選挙費	14,773	379	15,152
	5 統計調査費	2,034	45	1,989
3 民生費		1,993,289	8,033	2,001,322
	1 社会福祉費	1,049,497	4,514	1,054,011
	2 児童福祉費	943,792	3,519	947,311

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		736,854	2,300	739,154
	1 保健衛生費	363,840	1,800	365,640
	2 清掃費	373,014	500	373,514
6 農林水産業費		223,140	3	223,143
	1 農業費	211,359	3	211,362
7 商工費		65,766	14,455	80,221
	1 商工費	65,766	14,455	80,221
8 土木費		509,216	1,000	510,216
	2 道路橋梁費	281,742	0	281,742
	4 都市計画費	92,846	1,000	93,846
10 教育費		1,523,376	3,916	1,527,292
	1 教育総務費	115,090	1,558	116,648
	2 小学校費	127,202	1,459	128,661
	4 幼稚園費	48,216	1,827	46,389
	5 社会教育費	908,011	2,414	910,425
	6 保健体育費	265,932	312	266,244
	歳 出 合 計		6,671,471	86,073

ページを開いていただきまして、読み上げて御提案申し上げます。

歳入のほうから款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額6億1,862万8,000円、補正額2,388万2,000円の減額補正、合計で5億9,474万6,000円。2項国庫補助金、補正前の額3億4,300万4,000円、補正額7,787万円、合計で4億2,087万4,000円。

15款県支出金、2項県補助金、補正前の額11億4,886万2,000円、補正額1,707万6,000円、合計で11億6,593万8,000円。3項委託金、補正前の額3,104万円、補正額42万9,000円、合計で3,146万9,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額7,888万1,000円、補正額1,208万円、合計で

9,096万1,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額7,170万4,000円、補正額250万円、合計で7,420万4,000円。

歳入合計、補正前の額66億7,147万1,000円、補正額8,607万3,000円、合計で67億5,754万4,000円。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、補正前の額1億773万円、補正額23万1,000円、合計で1億796万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額5億5,044万1,000円、補正額5,379万7,000円、合計で6億423万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,518万9,000円、補正額200万4,000円、合計で3,719万3,000円。4項選挙費、補正前の額1,477万3,000円、補正額37万9,000

円、合計で1,515万2,000円。5項統計調査費、補正前の額203万4,000円、補正額4万5,000円の減額補正、合計で198万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額10億4,949万7,000円、補正額451万4,000円、合計で10億5,401万1,000円。2項児童福祉費、補正前の額9億4,379万2,000円、補正額351万9,000円、合計で9億4,731万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億6,384万円、補正額180万円、合計で3億6,564万円。2項清掃費、補正前の額3億7,301万4,000円、補正額50万円、合計で3億7,351万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額2億1,135万9,000円、補正額3,000円、合計で2億1,136万2,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額6,576万6,000円、補正額1,445万5,000円、合計で8,022万1,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億8,174万2,000円、補正額はゼロ、合計も2億8,174万2,000円。4項都市計画費、補正前の額9,284万6,000円、補正額100万円、合計で9,384万6,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億1,509万円、補正額155万8,000円、合計で1億1,664万8,000円。2項小学校費、補正前の額

1億2,720万2,000円、補正額145万9,000円、合計で1億2,866万1,000円。4項幼稚園費、補正前の額4,821万6,000円、補正額182万7,000円の減額補正、合計で4,638万9,000円。5項社会教育費、補正前の額9億801万1,000円、補正額241万4,000円、合計で9億1,042万5,000円。6項保健体育費、補正前の額2億6,593万2,000円、補正額31万2,000円、合計で2億6,624万4,000円。

歳出合計、補正前の額66億7,147万1,000円、補正額8,607万3,000円、合計で67億5,754万4,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(10時57分)

~~~~~

再開(11時26分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)請負契約について御提案申し上げます。

議案第28号

護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)請負契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)の請負契約を、下記のとおり締結することについて議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 護佐丸歴史資料図書館新築工事（杭工事）
2. 契約金額 : 金57,302,640 円  
 うち取引に係る消費税  
 及び地方消費税の額 : 金4,244,640 円
3. 契約の相手方 : 中城村字当間574番地 8  
 金城重機株式会社  
 代表取締役 金城勉

平成26年 6 月 9 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（杭工事）の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これ提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）請負契約を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第29号

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）請負契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）の請負契約を、下記のとおり締結することについて議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）
2. 契約金額 : 金707,265,000 円  
 うち取引に係る消費税  
 及び地方消費税の額 : 金 52,390,000 円
3. 契約の相手方 : (株)東江建設・(有)築良建設特定建設工事共同企業体

代表者 住所 浦添市内間一丁目10番7号  
株式会社 東江建設  
代表取締役 東江丈二

平成26年6月9日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（11時28分）

~~~~~

再開（11時28分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第30号 護佐丸歴史資料図書

館新築工事（電気設備工事）請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第30号

護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）請負契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）の請負契約を、下記のとおり締結することについて議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）
2. 契約金額 : 金151,416,000 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 : 金11,216,000 円
3. 契約の相手方 : (有)津城電気工事・東洋電気工事(株)特定建設工事共同企業体
代表者 住所 中城村字津覇545番地
有限会社 津城電気工事

代表取締役 呉屋正博

平成26年 6 月 9 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第31号

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）請負契約について

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）の請負契約を、下記のとおり締結することについて議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）
2. 契約金額 : 金100,980,000 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 : 金 7,480,000 円
3. 契約の相手方 : 大成設備工業(株)・(有)涼熱空調特定建設工事共同企業体
代表者 住所 那覇市首里石嶺町 4 丁目444番地 6
大成設備工業 株式会社
代表取締役 呉屋博幸

平成26年 6 月 9 日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第32号 物品購入等の契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第32号 物品購入等の契約について御提案申し上げます。

議案第32号

物品購入等の契約について

中城中学校備品（情報機器）購入業務について、下記のとおり物品購入等契約を締結することについて議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 契約の目的 | 中城中学校備品（情報機器）購入業務 |
| 2 契約の金額 | 金17,809,200円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金1,319,200円 |
| 3 契約の相手方 | 住所 浦添市港川458番地 |
| | 商号 株式会社 オキジム |
| | 氏名 代表取締役 新里 勇 |

平成26年6月9日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城中学校備品（情報機器）購入業務の物品購入等契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、この案を提出するものである。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第14 承認第1号 専決処分

承認を求めます。

めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。
村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて承認を求めます。

承認第1号
専決処分の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
平成26年6月9日提出
中城村長 浜田京介
提案理由
地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。それに伴い中城村税条例等の一部を改正する必要が生じたため専決処分しましたので報告します。

中城村告示第9号
専決処分書
中城村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。
平成26年3月31日
中城村長 浜田京介

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例の一部改正

第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則	附則 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損

第2条 削除

益通算及び繰越控除)

第2条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する住居用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「住居用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該住居用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該住居用財産の譲渡損失の金額以外の住居用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該住居用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、住居用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の村民税について前項の申告書を提出した場合

であって、その後の年度分の村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の村民税に係る附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の村民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の3の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第2条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第2条第3項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第2条第3項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第2条の4 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住

用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の村民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の村民税に係る附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の村民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第14条の3の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第2条の4第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用され

る所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第2条の4第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは、「、第3項若しくは第4項又は附則第2条の4第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第2条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに

<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p><u>提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
--	--

<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後</u>に申告書を提出する場合には、<u>3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 昭和63年度から<u>平成26年度</u>までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅</p>
--	---

地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の4 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産税について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるも

地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の4 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

<p><u>のとする。</u></p> <p>第14条の5 <u>法附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産税について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第9項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>ロ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ハ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>2. <u>第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第14条の5 <u>法附則第41条第15項各号</u>に掲げる固定資産税について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第15項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>ロ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ハ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
--	--

中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正

第2条 中城村税条例の一部を改正する条例（平成25年中城村条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第14条の5 <u>法附則第41条第8項各号</u>に掲げる固定資産税について同項の規定の適用を受けよう</p>	<p>附 則</p> <p>第14条の5 <u>法附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産税について同項の規定の適用を受けよう</p>

<p>とする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第8項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>ロ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ハ 法附則第41条第8項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附則第3条の4第1項、第12条の3及び第14条の2から第14条の3の5までの改正規定（<u>附則第14条の3の4第5項第3項の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。</u>）並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</u>第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短</p>	<p>とする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>ロ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ハ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附則第3条の4第1項、第12条の3及び第14条の2から第14条の3の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 平成28年1月1日前に発行された<u>旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）</u>について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の村民税</p>
--	--

<p>期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の村税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の村民税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の村民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第6条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第6条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第6条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（11時36分）

~~~~~

再 開（11時37分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて承認を求めます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成26年6月9日

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の一部改正及び地方税法施行令の一部改正に伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成26年4月1日から適用する必要があるため専決処分しましたので報告します。

中城村告示第10号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>140,000円</u>とする。</p> | <p>（課税額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>140,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>120,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は<u>120,000円</u>とする。</p> |
| <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第5条の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>                                                                                                                                                                                                                                             | <p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第5条及び第5条の2の税率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p>                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分として納付した又は納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に第5条の税率を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、<u>次条の税率</u>を乗じて算定する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る税率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p><u>2 前項第1号の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に同号の定める税率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に同号の定める税率を乗じて算定する。</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る税率)</p> <p>第5条の3 (略)</p> <p><u>2 前項第1号の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に同号の定める税率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に同号の定める税率を乗じて算定する。</u></p> <p>(納期)</p> <p>第8条 普通徴収によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。</p> | <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分として納付した又は納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>第5条及び第5条の2</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、<u>第5条及び第5条の2</u>の税率を乗じて算定する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(税率)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る税率)</p> <p>第5条の3 (略)</p> <p>(納期)</p> <p>第8条 普通徴収によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1期 7月1日から同月31日まで  
第2期 8月1日から同月31日まで  
第3期 9月1日から同月30日まで  
第4期 10月1日から同月31日まで  
第5期 11月1日から同月30日まで  
第6期 12月1日から同月31日まで  
第7期 翌年1月1日から同月31日まで  
第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 (略)

3 村長は、特別の事情がある場合において第1項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第14条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には510,000円)同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が

第1期 7月1日から同月31日まで  
第2期 8月1日から同月31日まで  
第3期 9月1日から同月30日まで  
第4期 10月1日から同月31日まで  
第5期 11月1日から同月30日まで  
第6期 12月1日から同月27日まで  
第7期 翌年1月1日から同月31日まで  
第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 (略)

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第14条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には510,000円)同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が

160,000円を超える場合は160,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には140,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

イ~へ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき450,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

イ~へ (略)

2 (略)

#### 附 則

1・2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、「同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく

140,000円を超える場合は140,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が120,000円を超える場合には120,000円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

イ~へ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

イ~へ (略)

2 (略)

#### 附 則

1・2 (略)

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第9条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあ

は山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

4・5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」

るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

4・5 (略)

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

8 (略)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第13項の規定の適用を受ける場合における第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 (略)

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の

9・10 (略)

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

12・13 (略)

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則4項中「第35条第1項」とあるの

は「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に  
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平  
成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定に  
より適用される場合を含む。）」と、「同法」と  
あるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第3項、第6項から第9項、第11項、第14項から第15項の中城村国民健康保険税条例の改正規定は、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 同意第2号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第2号 固定資産評価員の選任について御提案申し上げます。

同意第2号

固定資産評価員の選任について

中城村税条例第76条の規定に基づく固定資産評価員に、下記の者を選任したいので地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所 中城村字屋宜  
氏 名 稲 嶺 盛 昌  
生年月日 昭和42年生

平成26年6月9日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

平成26年4月1日付け、税務課長の人事異動に伴う選任替えのため。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 報告第2号 平成25年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第2号 平成25年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第2号

平成25年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成25年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項      | 事業名     | 金額              | 翌年度繰越額                    | 左の財源内訳      |            |            |            |           |         |           |
|---|--------|---------|-----------------|---------------------------|-------------|------------|------------|------------|-----------|---------|-----------|
|   |        |         |                 |                           | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |            |            | 一般財源      |         |           |
|   |        |         |                 |                           |             | 国県支出金      | 地方債        | その他        |           |         |           |
| 円 | 円      | 円       | 円               | 円                         | 円           | 円          | 円          | 円          |           |         |           |
| 2 | 総務費    | 1 総務管理費 | 中城村地域公共交通協議会補助金 | 10,800,000                | 10,800,000  | 0          | 10,000,000 | 0          | 0         | 800,000 |           |
| 3 | 民生費    | 1       | 社会福祉費           | 障害者自立支援給付支払等システム事業        | 1,985,000   | 1,985,000  | 0          | 500,000    | 0         | 0       | 1,485,000 |
|   |        | 2       | 児童福祉費           | 子ども子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業 | 4,083,000   | 4,083,000  | 0          | 4,082,000  | 0         | 0       | 1,000     |
| 6 | 農林水産業費 | 1       | 農業費             | 農業基盤整備促進事業                | 13,110,000  | 13,070,160 | 0          | 11,763,000 | 0         | 0       | 1,307,160 |
|   |        |         |                 | 久場地区土砂崩壊防止事業              | 38,400,000  | 38,400,000 | 0          | 34,935,000 | 0         | 0       | 3,465,000 |
| 7 | 商工費    | 1       | 商工費             | マリンレジャーゾーン施設設計業務          | 3,906,000   | 3,906,000  | 0          | 0          | 0         | 0       | 3,906,000 |
| 8 | 土木費    | 2       | 道路橋梁費           | 村道中城城跡線改良舗装事業             | 12,582,000  | 12,582,000 | 0          | 10,065,000 | 1,900,000 | 0       | 617,000   |
|   |        |         |                 | 道路ストック総点検事業               | 8,200,000   | 8,200,000  | 0          | 0          | 0         | 0       | 8,200,000 |
|   |        |         |                 | 登又排水路整備事業                 | 22,716,000  | 20,313,000 | 0          | 16,330,000 | 0         | 0       | 3,983,000 |
|   |        | 4       | 都市計画費           | 南上原土地区画整理事業               | 51,299,000  | 51,299,000 | 0          | 46,170,000 | 4,600,000 | 0       | 529,000   |

| 款      | 項       | 事業名                  | 金額          | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |             |            |     |            |
|--------|---------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|------------|
|        |         |                      |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |     | 一般財源       |
|        |         |                      |             |             |             | 国庫支出金       | 地方債        | その他 |            |
| 8 土木費  | 4 都市計画費 | 糸蒲公園整備事業             | 46,755,000  | 46,755,000  | 0           | 23,377,250  | 20,900,000 | 0   | 2,477,750  |
| 10 教育費 | 5 社会教育費 | 吉の浦会館駐車場<br>フェンス整備工事 | 6,615,000   | 6,615,000   | 0           | 5,292,000   | 0          | 0   | 1,323,000  |
| 合計     |         |                      | 220,451,000 | 218,008,160 | 0           | 162,514,250 | 27,400,000 | 0   | 28,093,910 |

平成26年6月9日 提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第18 報告第3号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第3号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

報告第3号

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告する。

平成25年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款           | 項              | 事業名         | 金額          | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |         |    |         |      |
|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|----|---------|------|
|             |                |             |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |    |         | 一般財源 |
|             |                |             |             |             |             | 国庫      | 起債 | 一般会計繰入金 |      |
| 1 土地区画整理事業費 | 1 南上原土地区画整理事業費 | 南上原土地区画整理事業 | 211,320,000 | 109,477,000 | 109,477,000 | 0       | 0  | 0       | 0    |
| 合計          |                |             | 211,320,000 | 109,477,000 | 109,477,000 | 0       | 0  | 0       | 0    |

平成26年6月9日提出

中城村長 浜田 京介

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会（ 1 1 時 4 6 分 ）

## 平成26年第3回中城村議会定例会（第2日目）

|                                                   |                  |                          |                                    |         |
|---------------------------------------------------|------------------|--------------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                                         | 平成26年 6 月 9 日（月） |                          |                                    |         |
| 招 集 の 場 所                                         | 中 城 村 議 会 議 事 堂  |                          |                                    |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                          | 開 議              | 平成26年 6 月10日 （午前10時00分）  |                                    |         |
|                                                   | 散 会              | 平成26年 6 月10日 （午後 2 時21分） |                                    |         |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                        | 議 席 番 号          | 氏 名                      | 議 席 番 号                            | 氏 名     |
|                                                   | 1 番              | 伊 佐 則 勝                  | 9 番                                | 仲 眞 功 浩 |
|                                                   | 2 番              | 新 垣 博 正                  | 10 番                               | 安 里 ヨシ子 |
|                                                   | 3 番              | 金 城 章                    | 11 番                               | 新 垣 健 二 |
|                                                   | 4 番              | 新 垣 徳 正                  | 12 番                               | 宮 城 治 邦 |
|                                                   | 5 番              | 新 垣 光 栄                  | 13 番                               | 仲 村 春 光 |
|                                                   | 6 番              | 與那覇 朝 輝                  | 14 番                               | 宮 城 重 夫 |
|                                                   | 7 番              | 仲 座 勇                    | 15 番                               | 新 垣 善 功 |
|                                                   | 8 番              | 仲宗根 哲                    | 16 番                               | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                                           |                  |                          |                                    |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                     | 5 番              | 新 垣 光 栄                  | 6 番                                | 與那覇 朝 輝 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                    | 議 会 事 務 局 長      | 知 名 勉                    | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長              | 浜 田 京 介                  | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍   |
|                                                   | 副 村 長            | 比 嘉 正 豊                  | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次 |
|                                                   | 教 育 長            | 呉 屋 之 雄                  | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正   |
|                                                   | 総 務 課 長          | 比 嘉 忠 典                  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之 |
|                                                   | 住 民 生 活 課 長      | 新 垣 親 裕                  | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 盛 和 |
|                                                   | 会 計 管 理 者        | 比 嘉 義 人                  | 生 涯 学 習 課 長                        | 新 垣 一 弘 |
|                                                   | 税 務 課 長          | 稲 嶺 盛 昌                  | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 伊 波 正 明 |
|                                                   | 福 祉 課 長          | 仲 松 範 三                  |                                    |         |
|                                                   | 健 康 保 険 課 長      | 比 嘉 健 治                  |                                    |         |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                      |
|------|------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例                  |
| 第 2  | 議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3  | 議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例               |
| 第 4  | 議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第1号）            |
| 第 5  | 議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（杭工事）請負契約           |
| 第 6  | 議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（建築工事）請負契約          |
| 第 7  | 議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（電気設備工事）請負契約        |
| 第 8  | 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事（機械設備工事）請負契約        |
| 第 9  | 議案第32号 物品購入等の契約について                      |
| 第 10 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて                  |
| 第 11 | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて                  |
| 第 12 | 同意第2号 固定資産評価員の選任について                     |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時04分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 中城村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時06分)

~~~~~

再開(10時07分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時09分）

~~~~~

再開（10時13分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時14分）

~~~~~

再開（10時41分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

まず歳出関係ですが、10ページ、2款1項5目18節備品購入費で、コミュニティバス以外の購入費として4,550万2,000円計上されております。これは中型30人乗りのバス2台を購入する費用だという説明でありましたが、村は生活支援交通の種類として定時定路型とデマンド型の種類があると言っておりましたけれども、どのように決まったのか。その辺の組み合わせとかが決まって、このバス購入の車種と言うんですか、その辺の決定を行っているのか、この辺についてお伺いします。

それから2つ目に22ページ、10款1項2目13節委託料で琉球史教材研究委託料59万8,000円が計上されておりますけれども、これは先ほどの補足説明の求めに対しては、カリキュラムとか指導書の作成ということではありますが、これは報道とか広報によりますと、2学期からはもう実際に入っていくというようなことではありますが、本当に先生方について十分な対応とかそういうのができる状況にあるのか、非常に不安を覚えますけれども、どうしてそういう状況になってしまっているのか。これが1点。

それから、またこれと関連してお伺いしますが、中城村の小中学校で行う琉球史の副読本は、副読本贈呈式を開催して、村長は8種類の副読本を各小学校の校長に贈呈したと村の広報紙、あるいは新聞、マスコミでも報道があるようですが、学校の教材は教育委員会が学校に配付するものではないのか。教育委員会の予算を使って、村長は教材を贈呈できるのか。違法性があるとは言えなくても、越権行為になるのではないかと、これは教育委員会の予算計

上の面、あるいは学校管理運営の面からも相当問題があるんじゃないかと見ておりますが、その辺についてはどのように考えておりますか。これについてお伺いいたします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

コミュニティバスの運行の形態につきましては、先ほどお話がありましたように定時定路という運行の方法、あるいはデマンド型の交通ということで、現在、日本各地で行われているのは主にこの2つであるということで認識しております。村におきましては、まだ定時定路、あるいはデマンド交通というものを最終的な決定をしているわけではございませんが、今、企画課におきましては朝夕の割と乗車数の多い時間帯、第1便、第2便、あるいは第6、第7便につきましてはバスのほうでの運行を考えております。昼間の時間帯につきましてはデマンド型で運行しようと、そういうふうなことで今検討しているところでございます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。  
教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

副読本については、平成24年度から作成をしております。その中でいろいろ検討を重ねてきて副読本がこの3月いっぱい完成をしたということです。先生方がこの本を目にするのはこの4月、先生方は入れかえ等もありますので、初めて見る先生方も多いです。これをどう指導していくかということが私たちの課題でもあります。議員がおっしゃるとおりです。ということで、隣学の先生方を集めながら、夏までに5回ほど教材研究会を開いています。その中でどのように教えていくか、副読本の中身の理解も含めてどのように教えていくかということで、詰めていきたいと思っております。2学期からの授業に間に合うようにということで、指導書づくり等も並行しながらそれも進めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

4月26日の新聞報道で、副読本などの教材の贈呈式があり、村長が3校の校長に手渡したという報道がありました。それにつきまして、村長が護佐丸に対する思いの強さと、それから村長からのほうがインパクトが強いだろうということで考え、教材の贈呈を教育長から村長にお願いしたという経緯があります。仲真議員の御指摘を真摯に受けとめております。議員の御理解をお願いいたします。

この贈呈式では村長から3校長にやりましたが、実質的には教育委員会からの配付ということになります。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 続けてお聞きしますけれども、今コミュニティバスの導入の件についてですけれども、まだ定時定路型がデマンドかはっきりしていなくて、一応組み合わせはやるような状況に、組み合わせで運行しようという状況にあるということではありますが、そういうものをはっきりさせない中で、どれぐらいのバスを購入するのか。今2台購入となっておりますが、2台ともこういう中型でいいのか、あるいはデマンド型に対応するにはもう少し小さいバスとか、その辺の協議とかそういうものは詰めてない中で、とりあえず2台ということで決定するのか。その協議会の中でどのような話し合いが行われているのか。

そして、村民の意見とか提案もまだ募集中だと思っておりますよ。これは我々の老人会の集まりにも、話をいろいろ聞かせてくれと、担当が来ても、そういうものもまだ集約しない中で購入とか、あるいはバスの使用というのを決定していくのは、時期尚早じゃないかという気もするんですが、その辺について企画課ではどのような話し合いがなされているのか、それをお伺いします。

それから次の教育委員会の歴史資料研究委託料についての問題です。これは、これから先生方も含めてやるということで、これは委託料なのか、あるいは先生方の研究費なのか、この辺がちょっとよくわからない、はっきりしないので、その辺を。主幹は先生方も含めている研究、教材やカリキュラムをつくるとか、教材とかそういうのはどこにあるかというのを研究しているということでありますので、そうだったらこれはどういう中で委託料として、この委託料というのはどこかに何か委託してこれをやっていただくのかということでイメージしていたんですけども、そういうことじゃなくて、村内の先生方に教育委員会がその予算でいろいろカリキュラム、指導書をつくっていくこと。そういうことなのか。

それと教育長、これは非常に私はまだ納得できないんですが、村長が贈呈したと。あとは教育委員会が配付しますと。そういうのはありますか。私はそういうイメージでは受けていないですよ。わざわざ皆さん、贈呈式と題して、小学校の校長、3校の校長に贈呈したと。新聞もそう言っていますし、広報でもそういうふうにやっています。そういうイメージで、やっぱりこれは教育委員がね、教育の予算なんですよ。教育委員がそうやって配付するんであって、これは贈呈するものじゃないと私は思っています。はっきりとどうですか、もう1回おっしゃってください。これは村長が贈呈したということになると、私は違法とは言いませんが、越権行為じゃないかなと思うんですよ。教育委員会の予算の執行の責任者は教育長、あなたでしょう。あなたが学校側に配付するんですよ。本当にそういう形態でいいのか。この辺については明確にそれでいいのか、この教育予算のあり方、あるいは教育の予算の計上のあり方、執行のあり方、それから学校管理運営の面からも、村長の思い入れが強いからと、そう言ったら、これは

余計おかしくなるんですよ。そのようにしたということになると。これは村長が教育に介入していると、そう受け取られてもしょうがないというところまで、私はこれは及んでくと思いますが、この辺についてはどのように考えているのか。ただ表面だけでこのようなことをやられては、これはたまったもんじゃありませんよ。それともこの教育特区というのは、そういう首長の思い入れでそういうことはやっていいと。そういうのが特別認められている制度なんですか。その辺についてお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

協議会の中では、やはり中城村の交通弱者を何とかしないといけないということでの議論は当然行っております。その交通弱者の対策のためにコミュニティバスを運行するということはおおむね協議会の中には了承されているものだと考えております。

それから今の時期にという話がありますが、このコミュニティバスの購入につきましては、電源立地の地域対策交付金、これは初期対策分ですが、その交付金を活用してバスの購入を今考えているところです。

やはり予算措置を今のうちにやっておかないと、次の予算措置でやるとどうしてもこの購入が間に合わないということもありますので、6月時点での提案をさせていただいております。

それからデマンド型の小さい車両の購入ということがございますが、これにつきましては今デマンドをやる場合に、我々はやはり地元の共友タクシーを活用しようということで、今検討をしております。車両につきましては、共友タクシーが現在昼間空いているタクシーがあるということで、今共友タクシーとも調整を進めているところですので、共友タクシーを提供していただいて、人も提供していただいて、デマンド型で何とかやりたいと考えております。以上

です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

副読本の教材研究会という中身ですが、今現在進行中の部分もあるんですが、この指導計画書カリキュラムをつくるのは委託会社のほうであります。そこの方がその見本をつくってきます。ただ、その見本をつくる中でも、やはり実際の指導の場というのは学校の先生方が詳しいわけですし、どのように指導していくか、授業の中で使っていくかということで、意見を聞くという形になります。あくまでもつくっていくのはこの委託会社がつくって、見本もつくって、それを修正しながら完成させていくという流れになります。以上です。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（ 10時56分）

~~~~~

再 開（ 10時57分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 私のほうから少しお答えさせていただきます。

基本的に教育委員会、特に教育長に予算執行権があるという考え方は成り立たないと思います。財産の取得、こういう組織の取得につきましても、契約は村長名でしか契約できません。そういう意味で、教育委員会、村長名で契約した。事務的には教育委員会事務局でその業務は対応しますけれども、契約そのもの自体は中城村長と契約で、相手先が作成してそれを押印する。庁舎建設についてもそうです。契約はあくまでも中城村長です。教育委員会について契約事項はございません。そういう意味合いもありまして、今回につきまして、ただ、これは基本的に取得しましたら、その管理運営をするのは教育委員会が権限を持ちますので、本当はそこから権限移譲がなされるという形になると思

います。ただ、今回の部分で若干新聞報道の中で贈呈とか、そういう言葉が誤解を招いた部分になるのかと感じております。その辺は今後、そういう情報の発信について気をつけていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

その言葉の問題ですが、この贈呈というのはインパクトを強めるための使い方でありまして、実際には先ほど仲眞議員に答弁したように、教育委員会からごさまる科副読本を配付しております。先ほどは教育に対するものもありましたが、特に村長からそれ以外の指示は全くありません。ですから、教育の政治的中立は当然保たれております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 このコミュニティバスの件ですが、大体の経緯はわかりましたが、先ほど企画課長は形態で定時定路型とデマンド型について、実際にどのように運用していきたいというお話がありましたが、その中でデマンド型については共友タクシーを活用したいと、そういうお話がございました。ぜひともこれは検討して、進めていていただきたいと思います。これはやはり村内で活用して、運営関係の会社として非常に競合するところも出てくることもあると思います。そういうことでお互いのデメリットを避けるためにも、ぜひその地元の活用を有効にやって、これはぜひともその方向で進めていていただきたいと。これは私のほうから強く要望したいと思います。

それからこの教育関係ですが、教育長、あなたはインパクトのためにこのようなことをやっている。こんなことをおっしゃったら笑われますよ。何のインパクトのためですか。誰の、村長がこういうことを贈呈式と称して、村長が贈呈式。これは皆さんは式典の中で副読本贈呈としてこれは掲げているんですよ。垂れ幕もで

すよ。マスコミも入れて。どういうインパクトを狙っているんですか。村長が贈呈してこのごさまる科ですか。そういうものを運用していきますと。そういうこと村内外に、全県に知らせるためにこのような言葉遣いとかそういうものはただ単なるインパクトを高めるためですよ。そういうことで、あなたはそういう贈呈式と銘打って贈呈された。村長はそういうことでしたら、村長は来賓で私はいいと思うんですよ。そんなに思い入れが強いんだったら。大体村長を前面に出して、インパクトを与えるために贈呈、配付、教育委員会が何を狙っているかわかりませんが、このようなことは、これはちょっと私はあっちゃいけないと、やっちゃいけないと思いますが、こういうのを見た方は相当、もう私だけじゃないと思いますよ。首をかしげる方もいらっしゃると思います。ただ、インパクトを狙ってこういう軽々な式典を催すということは、これはいかなものかだと思います。それについての見解は私は聞きません。結構です。

それからこのカリキュラムとか、指導書の編成についてですが、これは実際にやるのは委託会社、委託する先の会社がやる。これは非常にどうかと。やっぱり先生方にこれを任せることはできないんでしょうか。それは制度上できないのか。あるいは一番現場を知っているのは先生方の現場なんですよ。これは文科省で定められた教科の時間を割いてこれを入れるわけでしょう。そういうことでしたら、余計、先生方にこれは逆に任せて、先生方の判断でカリキュラムというのをつくっていったほうがいいんじゃないかなと。もう指導書というのは、あるいは研究会でやって、専門家を招いて先生方に指導するというのは、指導のやり方というのはつくってもいいかと思います。こういうやり方というのは、私はもう少し現場の先生方を中心にしてカリキュラムづくりというのをやってもいいんじゃないかと思います。これについてだ

け答弁を求めて、質疑を終わりたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

指導書年間カリキュラムをつくるということは、実はかなり時間を費やすものです。先生方は先ほど言ったように、4月に入って新しい先生方も見えられて、でき上がったばかりの副読本を見て、これで指導書をつくりなさいと。これはもう全然厳しいのがあるんです。時間的な部分も含めてですね。そういうことで委託会社、副読本をつくった委託会社、この本の、実は最初の会はこの本の説明、コンセプト、そういったものの説明から始めていくんです。その中でこの本はこういう流れで行きます。この学年はこういうふうにつくられています。そういった説明から丁寧に進めていって、もちろんその説明は委託会社が全部やっていきます。その中で2回目ごろからやっとこれをこういうふうになん年指導していきましょと、たたき台的なものを、まだこれも全部ではないんですが、ある程度のもを持って来て、これをもとに話をしないとなかなか進まない、もとなるのがないと先生方だけで新しいのを前にしてというところで、時間的にもう厳しいのがあって。あと内容より確実に効果的に指導していくためには、やっぱりそういったたたき台を含めて先生方が協議をしていく。こうしたほうがいいんじゃないのと、先生方のほうはそれに対していろいろ意見を出していく。そういった形をとっていきながらつくり上げていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは議案第27号について二、三点質疑をさせていただきます。

先ほどの仲真議員の質疑とも関連すると思

ますが、まず10ページの県外旅費ということで、職員の研修ということでありますが、これは何名分で、何日で、そのカリキュラム、どういう内容の研修なのか。この点、質疑をいたします。

それと先ほどから仲眞議員とのやりとりを聞いていますと、教育長、答弁には気をつけてもらわないと。中城村の教育行政についてはあなたが最高責任者という主体ですので、村長のPRとかを考える必要はないと思うんです。この副読本もちゃんと行政に予算を請求してとったものは、あなた方がちゃんと使う目的でもって村長も認めてやったんだから、それはあなたの責任で、あるいは教育委員会の責任でやるべきだと思います。誤解を招かないようにしてもらえればいいんだけど、まさしくなぜ村長が教育委員会のことまでするのか。これは村長の強い思いがあってこれをつくったという答弁も今なされていました。それでいいのかどうか。確かに村長からの情報はもらっても、主体は教育委員会でやったということですね。村長がその副読本をつくらせて、強い思いがあってつくらせたというのは、これはある意味では政治的中立性に若干抵触するんじゃないかと思えますし、そこら辺の答弁は気をつけていただきたい。

1つだけ教育指導主事にお願ひがあります。学校の先生方はそういうカリキュラムをつくる能力というのはないんですか。本を読めばわかるんじゃないですか。その副読本を読めば、大体流れというのはわかるんじゃないですか。そのように現場の教師たちが、先生方が研究会みたいなのを立ち上げてつくるべきじゃないかと思えます。まさしく教科書の八重山の竹富町の問題もそうでしょう。現場の人の話が大事だと言っているでしょう、教育長も。何かあつたらすぐ予算をつくって、委託して、自分たちは難儀しない。もっと汗を流してやれば、もっと目に入って、もっと教えるほうも、教員の質も高

くなると思うんです。今、教員の質が低下しているということも言われているでしょう。いろんな不祥事もあるし、問題もあるし、信用もなくなっているし、教育委員会の権限の問題も、今度国会では教育委員会の改革も行おうとしています。これはなぜそうなったかですよね。教育委員会はもっとしっかりしてほしいなと思います。その辺、本当に業者に任せて、業者の言うとおり、ロボットみたいにやるのかどうか。それで子供の教育ができるかどうか非常に疑問ですので、もう一度この方法を変える方法はないか。

副村長も今苦しい答弁をされていましたが、庁舎建設と教科書とは内容が違うんです。教科書というのは教育の中身に入っていくんでしょう。副読本も。庁舎というのは何も無い。それは当然、村長が発注しますよ。そういう理論じゃどうかと思えますよ。これ今問題は庁舎建設の問題と、この教育、この教科書をつくるということは、私は全然意味が違うと思うんですよ。

それと飛び飛びになりますが、10ページの地域公共交通協議会のどういう組織をつくらうとしているのか。共友タクシーに委託して任せて予算だけを出していくのか。

それと19ページのプロジェクトマッピング、これについて実行委員会というものを、何かやればすぐ実行委員会ですよ。この実行委員会、どういう組織をつくらうと、どういう組織で、どういうメンバーでやろうとしているのか。ある意味でこれは中城城跡共同管理協議会がありますが、そこにそのまま委託というより丸投げするのかどうか、どういう方法でやろうとしているのか、そこら辺を伺います。以上。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

県外旅費については職員の研修、去年から県外研修を進めてまいりましたが、ことしも県外

研修を実行、実施していくということで、去年3名、ことしもこの県外研修については女性のリーダーを含めて、今後多くの職員を研修させていこうという考え方があります。自治研修所の研修と、また民間企業がやっている研修等もごさいます。今はどの研修に派遣するかというのは、確定はしておりませんが、日程等、8月、9月等の研修に派遣をしていきたいと。女性を多くリーダーをつくらせていきたいと考えております。以上です。

今回のこの補正予算については3名です。1泊2日、2泊3日を限度として考えております。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど仲眞議員にもお答えしましたが、確かに村長の思いというのはありましたけれども、それをつくるに際しては教育委員会で審議して、2カ年間かけてことしの3月に完成させております。そういう意味で、教育の政治的中立は保たれております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

カリキュラム作成について、年間指導計画と指導書、指導書というのは細かく授業の内容等も含めてつくられている冊子になるものです。これは普通、教材会社が普段はつくって、教科書会社がつくっているものです。年間指導計画等は学校の先生方もある程度の、これは簡単な1期の年間の表ですので、それに近いものはつくれるんですが、ただ、この中城ごさまる科という教科自体が全く新しく、その見本となるものが今ない状況です。先生方も全く新しいのに今取り組んでいる状況があります。ということで、この副読本の内容により詳しい方の説明を聞きながら、この委託した会社がつくった見本となる計画書、カリキュラムとか指導書の見本となるものを見ながら、そこに先生方の専門的な立場の意見も入れながらつくり上げないと、

かなり厳しいのがあるなという状況があります。ただ、何とかこれは8月ぐらいまでに詰めていきながら、ある程度の授業ができるようにしていきたいなと思っています。御理解よろしくお願ひします。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

中城村地域公共交通協議会の立ち上げについてのお話ですが、これにつきましては平成25年7月9日付で既に立ち上げを行っております。平成25年度中に4回の協議会を開催してきました。中城村の生活交通ネットワーク計画、この策定を行います。委員につきましては、これは内閣府沖縄総合事務局の運輸企画、それから同じく総合事務局の運輸陸上交通課、それから県の交通政策課、それから宜野湾警察署、あとは村の公募と、それから各種団体の長。例えば老人クラブ、PTA連合会、自治会長会、そういう方々を委員に構成しております。

それから共友タクシーへの補助金を流してという話ですが、この協議会ということと、デマンド交通ということは少し分けて考えなければならぬと考えています。地域公共交通協議会で当然これは議論をして、どういう方向で行きましょうというもののの中に共友タクシーに対してデマンドの部分をお願いすると。そういった考え方でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣善功議員の質疑にお答えしたいと思います。

まずプロジェクションマッピング事業の実行委員会メンバー、組織、方法等の御質疑と認識しております。プロジェクションマッピング事業としましては、今現在、案の段階でございまして、名称が世界遺産中城城跡プロジェクションマッピングという案で進めていく予定であります。予算成立後に事業計画等を作成して、実

行委員会に諮っていくということで、実行委員会のメンバーは三役及び庁内で関係する課長、商工会等であります。10名程度を予定しております。目的としましては、観光振興の一環として世界遺産中城城跡をプロジェクションマッピングによって光の演出と音楽を融合させ、新たな魅力の創設と、日没後の観光メニューを提供して、中城城跡への観光客の集客を増加させるという目的で開催していきたいと考えております。当然主催は世界遺産中城城跡プロジェクションマッピング実行委員会、そして中城村で行いたいと思っております。それから後援には教育委員会、それから中城城跡共同管理協議会、県内のマスコミ機関を巻き込んで広報活動をしていきたいと考えております。

協力団体につきましては、中城村商工会、それから津覇の伝統芸能保存会等々ですね。前回、協力をいただいたメンバーを考えております。場所としましては世界遺産中城城跡、三の郭城壁にマッピングをしていきたいと考えております。日時につきましては、平成26年11月22日土曜日から、23日の日曜日までの2日間を今予定しております。時間については午後17時から開場をいたしまして、19時開演、それから20時30分に終演をしたいという2日間を予定しております。入場は無料とします。プログラムとしましては、先ほども申し上げたとおりオープニングコンサート、それから今回新たな試みとして3Dのレーザーショーを計画しているところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 屋良課長、ちゃんと計画はできているんじゃないの、あんたの今の答弁からすると。うちがいつも言っているように、予算できてから計画書をつくるのか、計画書をつくってから予算請求するのか、どっちなのか。今の話を聞くと、予算ができたから計画書、実施事業計画書をつくるという答弁を言

いながら、長々と言ったことは、ある程度計画書の中身じゃないのか。こういうのは、いつも私が口癖のように、ちゃんと継続的に一過性じゃなくて、継続的にやらんと、そういう観光についてはちょっと難しいと思うようにいかないと思いますよ。継続は力なりという言葉があるように、地道にやっていけばいつかは成果が出ますよ。

それと研修の件ですが、課長、これも今から決めるというのはどうですか。皆さん方、年間どうということをするということは、年間の当初で計画をつくるべきじゃないですか。研修内容もどういう内容かわからんというのはおかしいんじゃないのか。今、職員に何が求められているのか、何を教育せんといかんのか、皆さん方は把握していないんじゃないですか。村長、これ1泊2日というのは短いんじゃないかと私は思うが、もうちょっと思い切って1週間ぐらいの研修に行かせたほうがいいですよ。身になると思うよ。ただ、リーダー育成、育成と、どういうカリキュラムの内容なのか、それもわからんというのは、私はどうかと思うんです。自治研に行かせばいいということではなくて、できたら民間のね、村長がいつも言っている運営から経営という民間企業の意識を取り入れるんだったら、民間研修もやったほうがいいと思うんですよ。

そして今、女性リーダーという、確かに今、国で問題になっている女性のリーダーが少ないと問題になっている。中城村の課長を見ても、1人も女性の方はいませんよね。その辺は政策的に村長が人事異動する場合は、その辺を考えてやってもらえればリーダーは育つと思うんです。その地につけばそれなりの風格が出てきますよ。人間というのは、勉強しますからね。そういうことで、もうこの研修については何を研修するんだということをしつかりやっていただきたい。ただ、県外研修をさせればよいという

もんじゃなくて、しっかり計画書をつくって、内容もやってもらいたいと思います。このことを一応要望いたします。以上で終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第27号 平成26年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時27分)

~~~~~

再開(11時40分)

議長 比嘉明典 では、再開いたします。

日程第5 議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)請負契約を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時41分)

~~~~~

再開(11時42分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(杭工事)請負契約は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築工事)請負契約を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(11時44分)

~~~~~

再開（13時35分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 議案第29号ですけれども、業者選定委員会のメンバーと、その選定委員会の中でということが話し合われたのか。それと選定委員会というのは何のために設置してあるのか。その選定委員会の目的についてお伺いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

まず選定委員会につきましては、私がまず入っています。それと総務課長、企画課長、都市建設課長、農林水産課長、上下水道課長、教育総務課長、以上が構成メンバーでございます。

設置目的につきましては、事務局で原案作成されたものについて、幅広くその業者の体質等をお互いに議論し合って、発注に対しての危険性を除去するための協議をするということになっております。

選定委員会の目的は、事務局で作成された基本原案に対して、その個々の業者の状態を発注、事務方も含めて、その業者の情報を持ち寄って、そこでその業者の体質等を議論し、発注に際しての危険率を回避するという目的で協議しております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 副村長がおっしゃったこともひとつの選定委員会の設置の目的かとは考えられますが、私が考えているのは、選定委員会というのは、ある意味ではこの業者選定については公平、公正にやられたという一つの担保、ある意味では事務局で選定した業者について審査し、これは公平に、公正にしたという担保のためのものと私は理解しているんです。それは為政者が暴走しないために、ちゃんとこれは選定したと。そして村長に上げて、ここで

やった結果こうですという一つの担保ではないかと考えているんです。そして副村長はいろいろ議論をしたと言うんだけど、どういう議論が行われたか。ただ、そこに事務局から上がったこの業者名を見て、「異常なし、異常なし」、「異議なし、異議なし」で来たのか。この前、うちが取ったときはみんな異議なしで、これで本当に選定委員会の委員の皆さん方は何の意見もないのかなと。そこら辺はどうですか。どういう議論をしましたか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えいたします。

先ほども構成メンバーを見てわかるように、課長職の中ではほとんどが発注を担当する課の課長でございます。当然、これまで提案されている事務局の案に対して、おのおの皆さんは現場を管理してきた責任者でございます。そういう意味合いで、その業者のこれまでの工事経歴等が主に討議される部分でございます。その辺につきましては現場管理であり、関係書類に対する適正な措置、それとあとは周辺関係地主とか、工事に対する説明の要領等を大きく考えて議論をしております。その中で特に問題がある業者につきましては、これまでも何社かは入れかえを進言してございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今回のこの指名、JVの指名について、急遽2社、Bクラスですか。2社のうち1カ所は辞退、1カ所は倒産、そういうのが出ているんですよね。その倒産、2社が急遽入れかわっていますよね。その辞退した理由と、この倒産した情報は皆さんに届かなかったのかどうか。例えばあれがあるでしょう、建築ニュースとかいろいろあるでしょう。まさかこの会社が倒産するとは私は考えもしなかったけれども、いろいろ見たら倒産したということだよね。そして、急遽Bグループですか。入れかえをしましたよね。そこら辺と、この選定

委員会のあり方、設置。これは私が考えているように、担保じゃないかなど。公平、公正を担保するための選定委員会じゃないかと思うんだけれども、そこら辺はどう思うか。これは村長も含めて答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

確かに御指摘のとおり、2社が辞退をしております。辞退理由につきましては、業務多忙という部分で文書上は届けがされているそうでございます。ただ、今回の倒産の件につきましては、あの時点での入札指名審査会においては、そのような情報は一切私どもは把握していなかったということが現実でございます。そのことによって、今回、結果的に辞退をしました業者が倒産したことも、これもまた事実でございます。

それと今御指摘のように、公平、公正という部分での役目もお互いにあるんじゃないかという御指摘、これは全くないという考え方は持っておりませんが、基本的に事務局の指名業者の基本というのは、最大地元企業をどうやって入れるかという部分について討議されておまして、そういう面で逆に言いますと、私のほうもデータはたまにしか見ていませんが、落札の状況、要するに村内企業の落札状況とか、指名回数というのもある程度均一化する方向で原案をつくるという指示を出してありますので、そういう面では一定程度の役目は果たしているものじゃないかと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、指名委員会への質疑ですから、指名委員会としての話し合いもありますし、副村長がお話をしたとおりであります。当然、公正性も含めた担保という部分も入ってきますし。ただ今回、今御指摘の2社が辞退した。1社については非常に経営困難に陥っている状態であるとい

うことについては、その時点では私も情報はありませんし、それについての御指摘はもっともであります。これは不可抗力に近いところがあったものだと思っております。

あえて今回29号の議案、これは議員の皆さんに「この契約は有効ですか、適正なものでありますか」という上程でございますので、あえて言わせていただきますけれども、今回は大きな4つ、杭工事、建築工事、機械設備、電気設備、全て中城の業者が入っております。落札をしております。それは私どもにとっても非常に喜ばしいことで、発注者側としても、いかにして村内業者を育成するのか。それについては先ほど休憩の中でランクのお話もありましたが、私の頭の中では、この事務局での話し合いの中では、このランクだからここに云々ではなくて、特A及びAはAランク、皆さんが今おっしゃっているチャンピオンと言うんですか。Bのところには中城の業者を全部入れて、そこで歩どまりを14分の10で、どこが取っても中城の業者が取れるような形、一番確率の高いものを選択したつもりでございます。そのためにここでもまたあえて言わせていただきますけれども、建築に関して言わせていただければ、7億円のうちの比率を6割と4割にしてくれと。これは強く要望いたしました。私の立場で。通常であれば8対2か7対3でございます。7億円の工事からすれば、Bクラスは通常であれば今言った比率でございます。しかし、比率を上げたということは、7億円のうちの2億8,000万円はBにそのまま比率を持っていってくれという私のメッセージでありましたので、結果的には中城の業者が全てに入って、全てを落札することができたということについては、私も非常にいい入札だったのではないかと考えておりますので、その辺はひとつ御理解のほどをお願いいたします。

そのほかにつきましては、今おっしゃった指名委員会のあり方、あるいは公正、公平、公明

正大にというのは、これは当然のことでありま  
すし、またそれは私ども役場一同が情報を持ち  
合いながら、それに努めていきたいと思ってお  
ります。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員  
の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第29号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは議案第29号  
について、反対の立場から討論いたします。

村内にも県のランク特A会社1社、ランクA  
会社1社があるにもかかわらず、村内の会社を  
代表指名から排除して、わざわざ村外から県の  
ランクの低いAクラスの会社3社を代表者指名  
に入れているのは、私は理不尽で、村長の指示  
としか思えず、いつまで村内の会社を排除すれ  
ば済むのか。いつまで選挙のわだかまりを持っ  
ていくつもりなのか。そもそも選挙のわだかま  
りを捨て、村内業者の育成のためにも村内優先  
をすべきであり、また業者選定委員会の設置の  
趣旨に沿うようにするためにも、村長は業者選  
定は委員会に任せるべきではないかと考えてお  
ります。

隣接市町村の業者指名を見ても、ほと  
んど100%と言っていいほど村内、市内の業者  
であります。宜野湾とかを見た場合ね。本村だ  
けが8対2とか、7対3の割合でやっているこ

とは、村内業者育成というのは口先のことで、  
実態は、行政は地元業者には無関心ではないか  
と言われても仕方のないことであります。

また我々議会というのは、行政執行機関が村  
民利益、村益のためにやっているか。あるいは  
また為政者の暴走をとめるためにチェックする  
のが、私は責務だと考えております。村内業者  
の育成のため、また村民利益、村益の立場を優  
先すべきではないかと考えます。せめてもの村  
内業者も代表者指名して、村外業者と同じ土俵  
で競争させるべきであると思います。そのこと  
が村内業者の足腰を強くすることにつながるの  
ではないかと考えます。村内業者にもチャンス  
を与えるべきではないか。本員は村外業者が落  
札したから反対するものではないことをはっき  
りさせておきます。私も何も村内の業者が取っ  
ていないから、それに不満をしているわけでは  
なくて、その理不尽さです。これははっきりさ  
せておきます。

議会の皆さんも本員の主張に御理解をいた  
だき、本案に反対することを希望いたしまして、  
討論を終わります。

議長 比嘉明典 次に、原案に賛成の発言を  
許します。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 議案第29号 護佐丸歴  
史資料図書館新築工事(建築工事)請負契約に  
ついて、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は執行部の説明のとおり、何ら違法性、  
制度から逸脱したような点が見られない以上、  
議会として反対する理由はどこにもありません。  
そして、今回の護佐丸歴史資料図書館について  
は、各発注工事をされたものの中で全てに村内  
業者が含まれるという配慮がなされていること  
を評価していきたいと思えます。

この第29号案においても、14分の10の確率で  
村内業者が落札にかかわるような配慮がなさ  
れたことを高く評価して、賛成の討論といたし

ます。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築工事)請負契約については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、議案第29号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(建築工事)請負契約は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(電気設備工事)請負契約を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(電気設備工事)請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(電気設備工事)請負契約は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 護佐丸歴史資料図書館新築工事(機械設備工事)請負契約を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは議案第31号について質疑します。

これもJ Vですが、先ほど村長からありましたように6対4の割合でのJ Vなのか伺います。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(13時58分)

~~~~~

再開(13時58分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回のJ V 3件とも比率は6対4で設定しています。以上です。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 護佐丸歴史資料図書館
新築工事(機械設備工事)請負契約を採決いた
します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第31号 護佐丸歴史資料図書館
新築工事(機械設備工事)請負契約は原案の
とおり可決されました。

日程第9 議案第32号 物品購入等の契約を
議題とします。

本件については6月9日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時00分)

~~~~~

再開(14時09分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第32号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 物品購入等の契約を採  
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号 物品購入等の契約は  
原案のとおり可決されました。

日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求  
めることについて(中城村税条例の一部を改正  
する条例)を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

休憩します。

休憩(14時12分)

~~~~~

再開(14時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求め

ることについて（中城村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中城村税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求

めることについて（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第12 同意第2号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本件については6月9日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩（14時20分）

~~~~~

再開（14時20分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任については原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（ 1 4 時 2 1 分）

## 平成26年第3回中城村議会定例会（第3日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年6月9日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成26年6月11日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成26年6月11日（午後2時55分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 伊佐則勝                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 新垣博正                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 金城章                  | 11番              | 新垣健二  |
|                        | 4番           | 新垣徳正                 | 12番              | 宮城治邦  |
|                        | 5番           | 新垣光栄                 | 13番              | 仲村春光  |
|                        | 6番           | 與那覇朝輝                | 14番              | 宮城重夫  |
|                        | 7番           | 仲座勇                  | 15番              | 新垣善功  |
|                        | 8番           | 仲宗根哲                 | 16番              | 比嘉明典  |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 5番           | 新垣光栄                 | 6番               | 與那覇朝輝 |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 教育総務課主幹          | 伊波正明  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 |                  |       |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 おはようございます。一般質問トップバッターとして質問に立ちます。議席番号2番 新垣博正です。

それでは通告書の順番に従って質問を行います。

大卒の1番、平和行政・教育の推進について。

昨年度の6月議会においても同様の質問をしましたが、村内の戦争遺跡の文化財指定についてどのような検討が行われたか、お伺いいたします。文化財保護審議委員会において戦争遺跡についての検討が議論されたことがあるか伺います。全国的にもいち早く戦争遺跡を文化財指定への取り組みをしてきた南風原町など意見交換したことがあるのか、お伺いいたします。琉球史を学ぶための副読本が発刊されましたが、単に護佐丸学習に終わることなく、琉球王国独自の文化、芸能、外交交易、平和思想へ生かすための学習カリキュラムの考えはないか、お伺いいたします。

大卒の2番、住民の相談業務を担う各種委員会の連携についてであります。村内には人権擁護委員、民生委員、行政相談員、顧問弁護士、司法書士等が住民の各種相談に応じていますが、専門性が求められる相談から話し合いの中で気軽に解決できる相談まで多岐にわたります。そこで各団体が連携協力することにより問題解決がスムーズに運ぶことが期待されております。連携する機会を設定することを提案するが、検討する考えはないか所見をお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大卒1番につきましては教育委員会、大卒2番につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の戦争遺跡の指定につきまして、もちろんこれは議員も御承知のとおり、新聞等でも大きく取り上げていただきました。議員の御提言を受けまして教育委員会も一生懸命といたしますが、検討に検討を重ねて、その結果になっていったと思っております。村にとりましても非常にいい結果を生むのではないかと考えております。御承知のとおり、日本の近隣諸国、あるいは何かきな臭いにおいがしてくるような御時世でございますので、そういう意味では、改めて本村から平和の発信をしていくための一つの足がかりにもなるのではないかと考えております。今後ともよろしくお伺いいたします。

詳細につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。新垣博正議員の御質問、大卒1の から については生涯学習課長より、 については主幹から答えさせます。

戦争遺跡の保存は重要だと教育長も考えております。文化財指定を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 おはようございます。私のほうから から までお答えしたいと思います。

ただいま議員がおっしゃった御指摘に対して早速文化財保護条例規則を改正しまして、文化財保護審議会にて審議し、有形文化財(津覇のテラ)と沖縄戦に関する遺跡(161.8高地陣地跡:通称ピナクル高地)が正式に決定され、平

成26年3月26日に指定をいたしました。戦争遺跡については、村が地域財産として主体的に指定し、保護していくことが重要であります。今後、村内その他沖縄戦に関する陣地や壕、文化財についても調査し、指定を進めていきたいと思っております。

についてですけれども、現在、本村では戦争遺跡関連（塹壕等）が5カ所ほど把握しております。今回の審議委員会の中で、その5カ所の中3カ所ほど審議にのびりましたが、やはり沖縄戦の歴史上のいわゆる最前進の重要陣地であった161.8高地陣地跡に関しては問題なく答申がされ、指定を受けました。

ですけれども、戦争遺跡として指定取り組みをしたか、意見交換をしたかという話ですけれども、本村の文化財保護条例規則を改正する際に、南風原町なども参考にさせていただきました。この戦争遺跡の文化財指定に関しては、県市町村全体でも共有するものであり、県としても現在、戦争遺跡の文化財を推進しているところでもあります。本村においても今後も各市町村と連携し、さらなる指定を進めていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。  
教育総務課主幹 伊波正明 新垣議員の御質問にお答えします。

大枠1の についてです。今年度、小学校で新設された「中城・ごさまる科」の副読本は、各学年ごとに作成されており、中城城跡や護佐丸を通して、中城村の歴史や文化を学べるようになっていきます。「中城・ごさまる科」で楽しく学び、村のことをもっとよく知り、もっと好きになってくれるということを期待し、自分たちの住む中城村を今よりもっとすばらしい場所にしていこうとする気持ちを育てられる場になればと思っています。議員が指摘する琉球の文化・芸能、平和思想については、副読本の中でも取り上げられており、これからの学習の場

及び指導書作成に生かしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。  
総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

大枠2番について、議員がおっしゃるように、相談業務については、多岐にわたっていると考えております。担当課ほか、県及び警察、病院、福祉施設等、村以外との連携を要する事例も多くあるだろうと思っております。相談者にとって早目に解決に結びつけるように、業務に携わる各種委員、相談員、担当職員等が相互に連携する機会を設けることは必要だと思います。そういうことで検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細な質問をしていきたいと思っております。

6月9日月曜日の沖縄タイムスのほうに、「中城の陣地壕保存へ」というタイトルで新聞に掲載されておりました。この答弁にもありましたように、161.8高地陣地、私も議会の中で幾度か訴えてまいりまして、やっと文化財保護指定になっていくということが高く評価していきたいと思っております。このようにして中城にはまだ村民も知らないような戦争遺跡というのがあります。これらは後世に残せるか、我々の責務としてしっかりと保存していくことをやらないと、沖縄戦の実相も今後風化していきだろうという懸念から、その思いで訴えてまいった次第であります。最近の開発のスピードに本当にこのような古い遺跡も含めて、戦前の遺跡、遺構を確認するというのがだんだん難しくなってくる今日でありまして、ましてや人間はいつかは亡くなっていったら、語りべとしていくということは限界があります。こういったもの言わぬ遺跡、遺構であっても、この姿、形や引き継いでいくことによって雄弁に語っているように私は感じております。今後も教育委員会で住民

の意見も参考にしながら、ぜひ保存に努めてもらいたいと思います。そしてしっかりと実相を伝えるような記録も残して欲しいと思っています。特に村史等もいろいろと調べてみましたら、当時の中城村は現在の北中城村の一つでありましたので、どちらにどれだけの人口があったのかさえも正確にはわかっていないようであります。ぜひそういったのを掘り下げる作業を進める上において、人口調査をしっかりとやっていただいて、戦争で犠牲になられた数とか、割合というのも正確な数字により近づけていって、実相を後世に伝えていくということの作業に取り組んでいただきたいということを希望いたします。なぜかといいますと、結構あいまいな数字で、いろんな資料の中とか、報道の中でも中城の人口が語られているところがあります。そういったところを作業として取り組んでいただきたいということを要望しまして、

のほうに飛ばさせていただきます。

琉球史を学ぶための副読本、議会のほうにも閲覧できるように置かれておりますが、私もぱっと見ではありますが、目を通してまいりました。そこでちょっと気になる点とか、問題提起も含めて、質問を行いたいと思います。新聞報道の中でも琉球史を学ぶ「中城・ごさまる科」というタイトルで、これも新聞に掲載されたのが、4月26日です。その中ほどの記事の中で、護佐丸は琉球王朝時代に、中城城を築城して、王府を支えた「武将」というふうに表示されております。いつから護佐丸が「武将」になったんでしょうか、これがわかるようでしたらお答えいただけますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時12分）

~~~~~

再開（10時12分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えになるかどうか、「武将」という言葉に関しては、私たちのほうでは副読本のほうでは使っていないくて、そういう呼ばれ方が一般的にされたかどうかの時期等は、私のほうでは済みませんけれども、今、把握しておりません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 私も決して言葉遊びをしようという魂胆は全くありませんので、確認作業を進めながら、子供たちに教えるという副読本、教科書に準ずるような価値があるものだと認識しておりますので、言葉一つ一つを捉えるときに気をつけていかなければならないかと思っています。昨日の議会の中では、村長が贈呈なのか、配布なのかという議論があったとおり、さりげなくこのような言葉が素通りしていくかもしれませんが、やはり見ようによっては雲泥の差があって、この言葉が一人歩きをしまわって、イメージを損ねてしまうということも起こりはしないかということです。慎重にこの辺は表現をしていただくということが私は必要ではないかと思っています。実は私も「武将」というのが、どのあたりから出るだろうかと思ったら、やはり琉球史の中では基本的にあまり武将という言葉は使っていないと思います。これは為朝の伝説とか、源の一族とか、大和の「合戦絵巻」の中でよく使われてくる言葉でありまして、このストーリーが琉球の歴史の中にかぶさってきたからこそ、このように「武将」扱いになってきたのではないかと思います。なぜかといいますと、我々もその後にはよく「士族」という言葉を使います。ウチナーグチではユカッチュとかというふうに言うと思うんですけども、この士族という言葉も実は1609年以降の、薩摩支配が始まった後に琉球に入ってきた言葉であると専門家のほうでも解釈をされておりまして、後に一般語化していった、特に明

治以降には旧士族、旧平民とかと言ったりするような言葉が飛び交ってきて、今日には疑いもなくユカッチュのことを士族。ただ、それが大和でいう土農工商の武士というのとは、私は意味が違うのではないかという見解をしております。当時としての役人、現代風にいうと、公務員だったのではないかと解釈をしておりますので、その公務員の中のトップ格だったのが地方での護佐丸となってきたのではないかと思います。

そこでもう1つ質問をしていきたいと思いますが、低学年の副読本を見てみますと、どうもストーリーが、ストーリーと言ってしまったんですけれども、玉城朝薫の創作組踊りから始まったものが歴史としてかぶさってきているような気がしてならないんですけれども、それは史実として本当に護佐丸を教科書として書いてきたのか、それとも1700年代に玉城朝薫が組踊りを創作した劇等々の以後にできたものがかぶさってきたのか、いかがなのかをちょっと確認したいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えします。

玉城朝薫、そこからというところまでは私のほうがまだ確認がとれていないんですが、ただ参考文献としてかなりの冊数が、後ろを見られたらわかると思いますが、この時代の歴史的なものが記述されたのが少ないと。あるところではやはり創作的なものも組まれて、これは記述されているものと考えております。歴史的かかなりの専門書を通してやってはいるんです。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 専門家がやったということではありますが、どうも私からすれば余りにも飛躍しすぎるのではないかということを感じております。これは副読本は教科の中では何を

基準にしているんですか、国語ですか、歴史と
いういわゆる社会科ですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えします。

実はこの「中城・ごさまる科」は、中城城跡、また護佐丸を通して地域の歴史、文化を学ぶプロジェクトとしてスタートしております。その副読本は実は低学年からそれぞれ教科が違ってきます。低学年は国語、生活科を中心に、護佐丸の人物に焦点を当てて作成しています。3、4年は社会科的な副読本として、地域の歴史、または発掘現場等、または以前の中城の様子、そういった地域の文化、それに焦点を当ててつくっています。5年生は道徳的な副読本として護佐丸の人物像を含めて、郷土愛を含めて、それを感じさせるような副読本です。6年の副読本はまさしく琉球史的な副読本になっていて、尚巴志のところまでの記述になっているところ
です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 低学年のも読ませていただきましたけれども、ある意味で、物語としての読み物、教育で活用する国語に類するような科目になるということでありましたが、表現の方法にちょっと移りたいと思いますが、よく中には護佐丸が尚巴志と一緒に北山を滅ぼした。南山を滅ぼしたという言葉が引用されておりますが、本当に滅ぼしたということ、子供たちはどのように受け取るかということ、気にしたことはありますでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 質問にお答えします。

確かに滅ぼしたという表現があるんですが、この中で私のほうで特にその当時のことを意識して、この分にかかわったということではまだないです。何と答えたらいいですかね、意識し

たということですか、意識されてつくられたかどうかは、もう少し聞いてみないとわかりません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 かなり不確定要素が多いような気がしてなりません。やはり子供たちに教えるというコンセプトがあるならば、せめてこれは私が正しいかどうかは別として、私だったら配下におさめたとか、その程度で話を進めたほうが子供たちなりにいいのではないかと。滅ぼしたという言葉が一人歩きすると、一網打尽にこの村の人間を殺してしまったというような受け取り方もできますし、どのような惨殺行為をやったのだらうかというふうになると、これらを誇れということ自体、教育的効果としてはいかがなものかと思ってしまう。なぜかというと、日本史を学習していくと、例えば敵側を滅ぼすときには首をはねて、この首の数で数えたとか、朝鮮出兵のときは首から上は重たいので、たくさんの首を持ってくることはできないので、両耳を切って持ち帰ったと。そして耳を埋めたところが耳塚という名称になって、今では公園になっている。しかし、後世の人たちは単純な耳塚公園と思っているけれども、歴史を調べてみると、何とも残酷、無惨な歴史の背景があったのだらうかというものを感ずると思います。そういったことを知った場合に、子供たちは殺人鬼であった護佐丸を誇れとかという形に持っていければ、私は教育的効果としては逆効果を生むような副読本になってはいかないかと。考え過ぎといえば、考え過ぎになるかもしれませんが、一つ一つの子供の教育に生かしていく上においては、表現方法というのをもっと教師たるものは研究する必要があるのではないかと考えておりますが、この点いかがですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお

答えします。

実は2年生の副読本の後ろのほうに手引きとして書かれているんですが、この物語は護佐丸についてどんな人物だったか詳しいことはまだわかっていませんという前提をきちんと書かれています。昔から村に伝わり、言い伝えや本を調べて、これはつくられたと。ただ、その中で、滅ぼしたという表現も確かにあるんですが、一番大事なのは、この護佐丸が行った人生、政治、そういったことに焦点を当てて、自分のためではなく、人々のために政治をしたという、自分の支配する領地の人々に優しさと思いやり、道具などを与えて生活が豊かになるようなよい政治を行ったと伝えられているということも含めて、その辺を重点的に指導に生かしていきたいと考えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 もう1点、中身のほうを確認したいのがあるんですけども、たしか2年生の副読本だったかと思いますが、尚巴志の首里軍は北山を制圧するときに、2,000名の軍を投じたと書かれていますが、この2,000名というのも中城は300幾らかだったかな、書かれていたと思うんですが、それも根拠ある数字として引き出してきた数字なのかを確認したいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えします。

詳しいことはまだよくわかっていないという前提ではあるんですが、かなりの歴史書等を含めて、琉大の先生に歴史考証もお願いした上で、さまざまな意見をやった中で出てきた数字だと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ちょっと突っ込んでいくかもしれませんが、お聞きいただきたいと思えます。実は教育委員会の生涯学習課の職員

方にもちょっと資料を出してもらいたいということで、お願いをしましたら、出てきた資料が、私は人口調査がいつぐらいから始まったのかというのを調べてみました。実は一番最初に本当の意味での人口調査が行われたのは、第二尚氏、しかも薩摩が侵略した1609年以降、1632年に人口調査が行われておりまして、琉球の人口は10万8,958人という数字が出ております。そしてその次に行ったのが1636年11万1,669人、次が1654年、これは護佐丸の時代から250年も260年も経過した時代です。1654年には町方の調査をした。町方というのは首里、那覇、久米、クニンダ、泊というところの合計で、現在でいう那覇市に位置するところだと大体思うんですけども、1万3,689人なんです。そのうちの土族は3,594人という数字になっています。この土族といったら家族も入りますから、半分は女性で、また子供も、あるいはまた当時どれぐらいからお年寄りといったかわかりませんが、そのような数なんです。260年以上も前に、2,000人も首里軍が北山を攻めていくという数字がどのような根拠の中から引き出されたのか、私は疑問があるし、その辺を全く研究しないで、このように副読本に数を掲載していくのは、不勉強極まりないという、表現は正しいかどうかわかりませんが、思ったりするんですけども、この時代よりも人口が多かったという根拠があるのであれば示していただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えします。

今ここで根拠をという数字はないんですが、ただ、この副読本の編集に当たっては、各専門家の先生を企画、編集員にお招きして、かなりの資料をもとにして、ただ当時、資料が十分残っていないというのもありますので、これが本当に正確かというところで、創作的な部分も確かにあることはあると思えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 私も調べてみましたら、どうやらやはり組踊りの原型が歴史にかぶさってきたのではないかと思います。これも図書館等で調べてみましたら1458年の第一尚氏のころです。護佐丸と阿麻和利の時代の背景があるのは、第6代の王、尚泰久王のときに起こった護佐丸、阿麻和利の乱、沖縄本島中部の勝連グスクを拠点に、強大となった阿麻和利が王位をねらって反乱を起こした。敵対する護佐丸を滅ぼしたが、やがて首里軍に攻められて滅んだと伝えられている事件、この事件は後に脚色化され、組踊り「二童敵討」(にどうてきうち)となり、また沖縄芝居で繰り返し演じられ、忠臣護佐丸、逆臣阿麻和利という図式が定着することとなった。これは創作されたのが1718年、19年と出る資料もあるんですけども、そのころです。玉城朝薫がつくった芝居といいますが、組踊り。だが後世の事件の捉え方は誤りであり、恐らくこの事件は各地にいる按司たちを巻き込んだトラブルが何らかの事件として推定されて、それが物語に書き加えられていったのが真実ではないかとっております。これはたくさんの専門家がそのような書き方をしておりまして、真面目な歴史の本にはほとんど護佐丸・阿麻和利の乱というのは出てこないんです。組踊りについても昨年でしたか、我々議員団の何名かで政務活動に出たときに、航空機の機内誌の中にも組踊りについて、たまたま雑誌があったものですから持ってきたんですけども、こういうふう組踊りの歴史というのを書いていますが、この中でも玉城朝薫のほかに田里朝直、あるいは平敷屋朝敏という歴史的な有名な方々が出てまいります。この田里朝直のときには「仇討物」というのが非常に好評を得まして、「仇討物」の芝居といいますが、組踊りが多く創作され、有名なものが「万歳敵討」、それが「高平良御鎖」(たかでーらうざし)という踊りにも発展

して、今でも人気のある演目の一つの芸能として数えられるようになってきていると思います。そういったものが後の260年後に護佐丸としての歴史の中にかぶさってきたのではないかと思います。もう一つ、為朝の伝説についても触れていきたいと思いますが、実は為朝も実際の人物像をいろんな資料を見ましたら、平安時代後期の武将、このときに武将と出ます。為朝とか、源の一族をひもときますと、ほとんどが武将、武将、武将というのが触れられてまいります。多分このあたりから武将というものが琉球史の中にも後の人間が書き加えてきたのではないかと類推できると思っております。実は伊豆大島に流されたとなっているんですけども、琉球の中では伊豆大島を征伐したとなっていて、英雄扱いされているところなんです。それがいつしか流されたものが逆に琉球に流れてきて、琉球王朝の祖となったという物語、これはどうやら巷説という漢字が使われている。巷説というのは、巷のうわさ話ということです。そういったものが根拠になっているということでありまして、琉球史を教えるときには、気をつけなければならないのは、このような物語で教えるのか、歴史的な史実で教えるのかということをおぼろげにわきまえないと、大変な誤りを起こすなという感じがしてならないと思います。昨日も指導書の作成という話がありましたが、このような指導書を作成するときに、歴史考証でしっかりと教えていくということも踏まえながら、物語はあくまでも物語というところを分けていくということは、非常に重要なことになってくると思います。教える側の共通認識を図っていただきたいと思いますが、その点は今後この指導書の中に生かしていくという考えはどのように持っているか、所見をお伺いいたします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えします。

低学年1、2年生のものは読み物的な資料として取り扱って、そのような構成になっています。3、4年生は地域の歴史、文化財等、地域の文化を学ぶ。あと高学年は先ほども申しました歴史のところ、こういったのを区別しながら指導書の中にもそれぞれに合った指導方法をまた考えていきたいと思っております。御助言ありがとうございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 今後、そういった作業も細かく進められていくと思っております。ましてやまた今度は中学校あたりにも同様な教育がなされる場合があるかもしれません。そういったときにはやはり中学校になってくると、ますます歴史というのは実相に近い形に持っていくという作業が求められてくると思っておりますので、この辺をしっかりと持っていただきたいと思っております。そこで幾つか提案したいのがあります。例えば琉球史を私は戦話で終わらせてほしくないという思いがあって、このようなことを提案しているわけですが、特に琉球の歴史というのは、やはり日本史で学べなかったということが村長の思いも大いに反映していると思っておりますので、コンセプトとしては、日本史と明らかに歩みが違うというところをしっかりと教えていくというスタンス、これはうんちくを言うわけではありませんが、ドイツの元大統領バイツゼッカーが「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在に目を閉ざすことになる」という有名な言葉があります。これをさらに飛躍させていうと、未来にも目を閉ざすことに私はなるのではないかと思いますので、この背景というものをしっかりと捉えながら、歴史を教えるというスタンスを養ってほしいと思っております。

琉球の歴史の中では、いろんな偉人伝というのがたくさんありまして、こういうふうにして市販されている本の中にも「沖縄の先人たち」という本、これはたしか仲村春吉先生もまた元の村

長の新垣清徳村長も教職のころに編集に携わったような名前が載っておりますので、このように市販本の中でも結構書かれております。これも掘り下げて、もっともっと埋もれているような郷土の歴史に貢献した人たちをぜひ拾い上げていって、子供たちによい教育として教えていただきたいと思えます。例えばこういった方々もいます。高嶺徳明という名前を聞いたことがあるかどうかわかりませんが、この人は1653年に那覇で生まれて、10歳で福州に渡って中国語を学んでまいりました。そしてそのときの王が尚貞王、そして尚貞王の孫が尚益王になるんですけれども、尚益王が幼少のころ、口唇裂、いわゆる三つ口です。唇が割れるような、欠損しているという状態で生まれてきて、それを後には王位を継承するだろうからということで、深く憂慮して、これを何とか治す方法はないかということで、王が徳明に命じて、徳明は中国に渡って、盛んにその手術の勉強をしてきて、ついにはそれらを習得して、たくさんの人たちの欠唇を補整していったと。琉球に帰っても5名を治した後に、この尚益王、後に王になる子供のころです、10歳の尚益にこの術を施して、治療させたということが書かれています。これはいわゆる全身麻酔手術の走りであります。最近ドラマ化されました華岡青洲よりも100年以上前に、このような手術をしてきたという実績、華岡青洲を調べると世界で初めての全身麻酔と書いています。これよりも100年以上も前に琉球ではこのような手術が行われていたということが、琉大医学部の正面のところに碑文も建っています。説明板もきちんと掲げられています。ただ全身麻酔がどうかということが完全に証明されていないということがありまして、でも何らかの形でこの麻酔を使った手術が行われただろうというのがあります。こういうふうに医学的にも貢献した人です。仲地紀仁という人も天然痘の撲滅に対して、当時から研究をして住民

にも施していったと。そして有名なのが野國總管が持ってきた芋を、それを儀間真常が栽培方法を確立して、それが飢餓を救っていった。このころの人口というのは、護佐丸もずっと後ですけれども、7万から8万人ぐらいしかいなかったというふうにたくさんの子供の本にも出てきます。このように飢餓で苦しんでいた時代背景があります。飢餓を救っていった。それが本土のほうに渡ったときには、青木昆陽という人が食物として全国に広げていって、日本全国の飢餓も救っていったというのは琉球の歴史からスタートしている部分があって、これは誇りにすべき記述ではないかと思えます。こういったところもしっかりと人物論の中で触れていくということが、今後の琉球史を教えるコンセプトになるのではないかと私は思っておりますので、提案をしていきたいと思えますが、この件に対していかが所見を持っているか伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 議員の質問にお答えします。

今回つくった小学校の副読本は護佐丸及び中城城跡、世界遺産として登録されたということで、そういったところに焦点を当ててやっています。確かにおっしゃるとおり、高嶺徳明、私、実は初めて聞きました。そういった地元貢献した方がいるということで、そういった地元にもっとほかにも目を向けるということは、実は中学校の副読本をこれから作成を始めていきますが、その発展学習的なものとして、そういったのも取り入れられないか検討はまたしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 たくさん提案したいのはあるんですけれども、時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。住民の相談の業務です。私も人権擁護委員でありまして、

今月でその任が解かれるわけではありますが、これまで携わった経験からして、多くの住民の相談も受けてまいりましたが、やはり連携が必要だというのはずっと感じておりましたので、ぜひ顔見せする機会でもいいですから、つくっていただきたいと思っておりますので、各課長からその所見をお伺いしたいと思います。担当課の課長で、連携についてどのような認識を持っているかお伺いいたします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時42分）

~~~~~

再開（10時42分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

総務課においては、御質問にあるように、顧問弁護士が総務課の中で契約をされております。ただいまの契約内容については、今、法律顧問という形で契約していますが、役場内の契約事項、それから損害賠償問題、労働関係、その他の日常業務に関する法律顧問という形になっておりますので、住民を対象とした相談業務に携わることが可能かどうかについては、顧問弁護士と協議をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣博正議員の質問にお答えします。

民生委員の相談については、福祉課では4名の相談員、児童担当、女性担当、精神担当、身体、知的担当で相談を受け調査を行っています。必要であればコザ児童相談所、沖縄県女性総合センターのほうにつないでいっています。問題の早期解決のためには各委員との連携も必要だと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

住民課のほうでは人権相談員、それから行政相談員、それから保護司会というふうに相談員がございます。我々住民生活課といたしましても、人権相談員は年6回の相談、それから行政相談員は毎月第1、第3の火曜日というふうに集中的にやっていますけれども、その日が調整できれば、同じ日にセッティングしたりということでも顔合わせをしたり、そういう工夫をやりたいと思っております。こういう顔合わせ、お互いを知るということは非常にいいことだと思いますので、検討していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 既に先進的な事例が北谷町の中では行われておりますので、その辺も先進の例に倣って、取り組み方法等を意見交換していただきたいと思います。それを提案しまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（10時57分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正、通告書に従いまして、一般質問を行います。

早速ですが、大枠1番から質問させていただきます。

大枠1、久場前浜原線整備事業（仮称）の進捗状況について。地権者の同意取り付けの状況はどうなっているのか。当該地においては、各種企業による資材ヤード等の利用目的で、賃貸借の問い合わせが多いと聞いていますが、既に利用されている土地も今、見受けられております。事業推進に当たって支障はないか伺います。事業推進に際しては条例整備も含め、地

区計画の策定が急務だと思いますが、それに向けての取り組みはどうなっているのか伺います。

続きまして、大枠2番なんですが、本村の介護事業の取り組み状況について伺います。福祉課における「介護予防事業」並びに健康保険課の「地区ふれあい事業」それぞれの事業の目的は何か伺います。両事業の自治会による取り組みの現状はどうなっているのか。事業取り組みスタート時から現在まで、効果を示す数字的なデータの集積はあるのか伺います。今回、国の介護保険制度の整備見直しの中で、介護保険制度の「要支援向けサービスを廃止し、各市町村の「地域支援事業」へ移行していくという方向性が示されておりますが、それに対して、村はどのような対応を考えているのか伺います。

大枠3番、自治会活動補助金の現状について。

補助金活用に関しては、各自治会からの申請方式だと思いますが、各自治会の活用状況について伺います。久場地区において、地域有志の会の皆様による地域美化活動の取り組みが行われておりますが、それらの個別の活動に対しても支援は可能か伺います。関連いたしまして、「護佐丸の墓」の文化財指定は可能かどうか。これは墓所周辺の草刈り作業等も当会メンバーが手がけているという話を聞いておりますので、関連して伺います。

大枠4番、観光事業について。本村入域観光客数の統計方法は何を対象とし、どのような判断基準を設けているのか伺います。以上、よろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては福祉課及び健康保険課、大枠3番につきましては企画課、都市建設課、教育委員会、大枠4番につきましては企業立地・観

光推進課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは御質問の大枠1番の久場前浜原線の整備事業についてでございますが、日をたつごとに私の見解と伺いますか、日をたつごとにこの事業の完遂を目指さないといけないという強い気持ちがあります。これは前回の議会でもお答えいたしましたけれども、この地域に市街化編入することによって、久場地域の発展、そして中城の発展につながるというのは明確に私はそう信じておりますので、その道路用地の買収も含めて、地権者の同意、地域の同意、そしてこれをつくることによって発展につながるということを再度、地域の皆さん方にも御理解をいただきながら、これは担当課と一緒に、私も最重要事項の1つとして、最優先事項の1つとして考えております。今後も一生懸命完成に向けて頑張っていきたいと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣徳正議員の御質問の大枠3の について、生涯学習課長からお答えさせます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では新垣徳正議員の大枠1の久場前浜原線整備事業（仮称）の進捗状況の から 及び大枠3の についてお答えします。

について、平成25年度から用地買収を開始し、14筆12名の用地買収を終えています。しかし、終点側で同意が得られないことから、きのう補正予算を可決しましたけれども、今年度で法線変更を行い、法線変更案の中では全55筆中未確認を含め6名の方から同意をまだ得られていません。

について、久場518番地、518-1番地は既に資材ヤード、これはプレハブ屋が賃貸借させていますが、今年度用地買収を行う説明をした

ときに、この会社には用地買収後はセットバックが必要になることと補償がないことを伝えてあります。

について、3月定例会でも仲眞議員に答弁しましたが、平成22年8月に特定保留として指定されていますので、市街化編入の条件としては道路建設と地区計画の条例制定が不可欠になります。地区計画の条例案については、既にたたき台は作成してありますので、今年度より、まちづくり検討委員会を立ち上げて、議論を重ねて地域の理解を得て条例を制定してまいります。

について、中城村地域支援事業助成交付要綱の助成対象者第2条によると、該当するかしないか、今回、地域の有志の会、この団体と都市建設課と協議を行い、決定してまいります。今年度予算としては50万円計上してあります。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣徳正議員の質問にお答えします。

大枠2の介護予防事業について。高齢者の心身の状態の悪化や、生活機能の低下を防ぎ、要介護にならないようにすることです。また現在、既に要介護状態の場合は、それ以上悪化しないことを目的に行っています。

毎年12自治会を3グループに分け、時期日程等を自治会長と相談しながら、公民館を利用して、とよむ貯筋事業を実施しています。

とよむ貯筋事業開始前と終了後に一人一人の筋力、柔軟性、歩行能力等を測定し記録しています。全日程終了後に一人一人の評価書を作成してコメントを記入しています。

現在、法案は衆議院で可決され参議院で審議中であります。法改正の内容としては、訪問看護・住宅改修、福祉用具の貸与等は従来どおり介護予防給付で行われますが、訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）

が新しい事業へ移行する予定であります。国の方針では移行後の担い手は、地域の資源を活用することを目標としているので、コーディネーター及びサポーターの育成が必要になるかと思えます。今後は国が政令、省令を定め、市町村ガイドラインを通知した後に、担当者会議、幹事会で県及び広域連合、広域市町村で情報交換をしながら進めていきたいと思えます。国からの市町村ガイドラインの通知は7月ごろの予定だと聞いています。以上です。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 新垣徳正議員の大枠2の 及び 、 についてお答えいたします。

ふれあい事業について、高齢者及び虚弱者の方々が生きがいをもち、安心して生活できるように地域の方々が支援活動を行い、また支援活動を通してボランティア精神を育成することを目的としています。取り組みについては、平成8年度の当間かりゆし会を初めに、現在12地区において実施しており、毎月1回のレクリエーション、またはピクニックなどの各地域の実情を工夫を凝らし、実施しております。村としては、保健師、看護師による血圧測定など、健康相談を実施し、さらに要望に応じては保健師や管理栄養士による講話、料理教室などの開催に取り組んでいます。数値についてですが、効果を示すデータとしてはありませんが、目的にありますように、ふれあい事業を通して高齢者等を地域で支援するという意識の高揚、さらに地域とのつながり、またレクリエーションなどで体を動かすことによって、寝たきり予防や閉じこもり予防などにつながっていると思えますので、その効果はあると考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 自治会活動活性化補助事業の活用状況についてお答えいたします。

この事業につきましては、平成25年度から実

施している事業でございます、自治会がみずからの手で地域づくりを推進し、地域を活性化するための費用について支援をするものでございます。平成25年度は予算額が200万円でございます、限度額を50万円としておりますので、おおむね4自治会が補助を受けることができるものでございました。平成25年度につきましては、16の自治会から申請を受け付けております。4自治会に対しまして補助金を交付しておりません。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 の「護佐丸の墓」の文化財指定についてお答えいたします。

文化財指定をするときはあらかじめ指定をしようとする、いわゆる指定文化財及び権限に基づく所有者の同意がまず大前提です。この件につきましては、県教育委員会においてもこの護佐丸の墓については、県指定をしようということで、今進んでいるという情報が入っています。本村においてもできれば県ではなくて、国レベルの指定を今現在行っているところであります。実際に文化財保護審査委員長、うちの担当も実際にそのいわゆる豊見城家ですか、そこと交渉した形跡もあります。現在、所有者の反対にあいまして、指定ができない状態であります。今後、教育委員会としては、護佐丸の墓ですが、国指定1級品でもありますので、ぜひこれを早目に指定に向けて進めていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣徳正議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大枠4の観光事業の についてですが、中城村へ最も訪れる観光客は中城城跡であります。御質問の本村の観光入域数については、中城城跡のカウントをしております。基準については中城城跡の規約に基づいて観覧料を徴収してい

る観覧者でございます。対象はもちろん観覧者、イベントを行うときの観覧者、免除者等も含めての数を採用しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では順を追って再質問させていただきたいと思っております。

まず大枠の1番の の件についてなんですが、先ほど課長から答弁をいただいたんですが、終点側の地権者同意が得られなかったということなんですが、これはどうしても法線変更が必要になってきたということをお答えなさっていたんですが、ということは、それに伴い新たに対象となる地権者の同意を得る必要が出てきたということなんですが、その見通しのほうをちょっと伺ってよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

法線変更した場合は、9筆で追加になります。今のところは同意していないのが2人、地主3名については同じ地権者ですので、その人たちは同意を得ています。あと2人が住所を追っかけても見つからない人が2人います。見通しとしては、本人に会って、1人は代替地を要求していますので、その辺もまた検討しながら、交渉していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 用地交渉取得に関しては別に問題はないと考えておりますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今のところ2人はまだ未同意ですので、問題はないということではなくて、先ほども村長が答弁したように、最優先でこの道をあけるということをお答えしていますので、その辺はまた都市建設課とともに、村長も先頭に立って用地交渉にいきたく思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 大分難儀する作業にな

ると思いますが、頑張っていたきたいと思いをします。

続きまして、同じく については、本事業に対しては業者側の理解も取りつけているということで、問題はないという御答弁でしたので、それはよしといたしまして、同じく大枠1の についてなんです、一番大切なところではないかと思っているんですが、地区計画の条例整備についてなんです、まず市街化編入に向けて、地区計画条例については既にたたき台はできているということでしたが、今後はまちづくり検討委員会なるものを立ち上げ準備をしていくとのお話ですが、その委員会のメンバー構成というのはどのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成21年8月31日に第1回まちづくり検討委員会を行いました。そのときの委員としては、地元の議員さん、それから自治会長、あとは幹部の久場から4名、泊から4名、あとは工場が入っている拓南のところから2名を選出して、1回は行ったんですけど、その1回きりでストップして、検討委員会は開かれることがありませんでした。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今回もまた同じメンバーでそれを進めていこうという考えでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回のメンバーも、泊、久場と協議しながら、委員は何名でもと思いますので、その辺は皆さん方の意見を聞きながら検討委員会を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 担当窓口が難儀する窓口になると思いますが、ぜひその辺もしっかり

と検討していただいて、立派なものに仕上げてくださいたらと思っております。本事業の取り組みについては、地域説明会の場においても、先ほど村長も答弁なさっていたんですが、早期の事業推進の声が住民から強い要望があったことで、村長を初め、担当課のほうも既に確認されていることと私は認識しております。そのことも踏まえて、本事業の速やかな開始、完了を望みますが、今後の取り組みをどのように考えているのでしょうか、伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、徳正議員からお話がありました地域住民説明会におきまして、大変な勇気をもらいました。ほとんどの方々が頑張ってくれと。最後は拍手までいただいて、住民の方々から勇気をいただきました。私が思うに、民主主義というちょっと大げさなことをお話ししますけれども、住民の民意、総意はどこにあるのかが、中城を私預かっておりますので、そこが非常に重要なポイントだと思っております。今回の前浜原線につきましては、ほとんど住民の方々が賛成をし、推進をしてやってもらいたいという意向が強いわけですから、そこに民意があるということを認識いたしまして、万が一、これが数名の方々の同意が得られず、頓挫するということになりますと、これは大げさに言えば民主主義に反することだと思っております。そういう意味では、民意を重んじて、そして私としてはいかなる手段を講じてでもこれを完遂させていきたい。言うなれば、収用も視野に入れながら、この前浜原線につきましては建設をし、そして市街化編入に向けて頑張っていきたいという強い思いを持っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、村長も御答弁なさいましたように、本事業に関しましては、村長もこれまでに御答弁の中においても一貫して

言ってこられたように、本事業の完成が久場地区の発展のみならず、本村の発展の可能性においても大きく寄与するものであると私も同様に確信しております。ぜひ成功裏に事業が推進されるよう期待しておりますので、頑張っていただけたらと思っております。大枠の1番に関しましては、それで終わります。

続きまして、大枠2番の質問に移ってまいりたいと思います。本村の介護事業の取り組みの状況についてなんですが、先ほど担当課長のほうからも答弁をいただいたんですが、それぞれどのような成果が認められると考えているのかという質問なんですが、もし、できれば先ほど課長のほうが答弁なさっていたんですが、この3カ月間のとよむ貯筋を終了後に、その個人の方にその成果を手渡すというようなお話をなさっていたんですが、ふれあい事業に関してもそうなんですが、始めて多分数年たつと思うんです。今、目的の中にもあるように、介護予防を率先してやっていくと。要するに一人でも少ない、介護を受ける方が少なくなるような事業だと、取り組みだということもありますので、そのデータのものをちゃんととっていく必要があるのではないかと。例えば今まで医療にかかっていた方が中城村内にはこれだけの方がいたんですが、この年度から統計をとって、今現在こういう状況にあるということ、データを数値化して見せる必要もあると思うんです。その辺の取り組みについて、どのように考えているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

とよむ貯筋は月曜日から木曜日までは各公民館、金曜日に午後、吉の浦会館で全体のとよむ貯筋を行っています。3カ月ごとに終了する受講した方々にはまた1年間吉の浦会館で事業がありますので、時間がある方は受けるようにということで、勧めてはいます。3カ月間終わっ

た時点で、握力、柔軟性、歩行速度もアップしています。それを維持するように1年間を通して、とよむ貯筋を受けるように勧めてはいます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 取り組みの方法としては、私もそれはよくわかるんです。そういうものをそこで終わるのではなくて、その数値化して、全村民の方にこれだけの効果があるんだとか、そういう成果を出しているというのを知らせるべきだと思うんです。そのためにもそれを数値化してやっていくことは可能ではないかと思うんですが、その辺はどう考えますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 現在、数値化として村民のほうに広報はしていないんですけれども、とよむ貯筋を受けることで、こういう効果があるということをもた村民のほうに知らせて、多くの方々がとよむ貯筋事業に参加できるようにしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひそういうふうに進めていただければと思っております。先ほど村内の取り組みに関しまして、ふれあい事業を12地区で行っているというお話をされていたんですが、介護予防というのは、その名のとおり、将来介護を受ける事態にならないよう前もってそれを防ぐための取り組みだと考えておりますが、そのことからしても今後、取り組んでいる自治会とそうでない自治会において同じ村民で将来的に健康に格差が生じないかということが懸念されるわけですが、それらのことに関して、行政からの自治会への積極的な働きかけが必要だと私は考えております。それについては、どのように対策をとっていくか、考えがあるのでしたらお聞かせいただけますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

今現在、登又地区、和宇慶地区、伊集地区でとよむ貯筋事業を行っています。週1回で参加者が大体二十二、三名います。去年は北浜地区、8月から11月に行いました。そのときは島ニンジンの栽培と重なって、参加者が五、六名と聞いています。そういう自治会の状況を勘案して、相談しながら、参加者が多くできるように自治会の時期を検討して行いたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 同じような質問で、健康福祉課のほうからもふれあい事業も同じような取り組みだというふうに私、認識しておりますので、ぜひ答弁をいただければと思っております。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 お答えします。

現在12地区で行っており、ふれあい事業については全地区で実施できるようにということで、施政方針等にもありますので、各自治会への投げかけを行いながら、実際進める形にはなるんですが、やはり自治会長だけではなく、ボランティアの方々の力が重要だということで、現在話が出ている地区もありますので、地区と話しながら、実施していくように努めていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 どうしても自治会のほうの動きになってくるのかということは、私も承知はしておりますが、そこを動かすのはまた行政の役割だとも私は認識しております。積極的にかかわって、その介護予防のほうにも力を入れていただければ、将来的には診療報酬の削減にもつながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひその辺の取り組みもしっかりやっていただきたいと思っております。

続きまして、2のほうですが、今回介護保険制度の整備見直しが本国会において審議さ

れているということで、本村の対応について伺ったわけなんですけど、私個人としては、今回の制度見直しは、決して国民の福祉向上に役立つものとは思っておりませんし、また社会福祉の最大理念でもある弱者の側に立った制度見直しとは当然思っておりません。なぜなら現在、国の介護保険対象者である要支援1、2の認定を受けた人の支援事業サービスを廃止し、市町村が実施する地域支援事業に移行するということなんですけど、今回の見直し案の大枠を占めていると思うんです。それは国が当然担うべき役割を放棄するに等しく、社会保障費の削減のための要支援者の切り捨てにほかならないと考えております。先ほどありましたように、今回いるんなサービスの中で要支援1、2のサービスの削減というのがデイサービスの削減と、居宅介護の削減ということであるんですが、主な削減の部分が。今、要支援1、2が一番利用しているサービスがそこなんです。デイサービスと居宅介護のサービスが今要支援1、2。そこがなくしてしまうという余りに乱暴で、また、そこを各市町村のほうに移譲して、各市町村にそれを担ってもらおうというような本当に国の役割をそこに押しつけている制度の見直しとしか私は考えておりません。社会保障の充実のために今回、消費税の増税もあったはずなんですけど、ふたをあけてみれば、何かまるで詐欺まがいの、国の政策になっているのではないかとということで、当然賛同できるとは言えません。しかしながら、もしこの法案が可決された場合においては、こちらが望む、望まないに関係なく、制度化され、施行されるわけですから、村としても早目の対応を講ずるべきだと考えて質問させていただいているんですけど、この要支援者におけるサービスの内容で、市町村の裁量に委ねられることになるんですけど、当然さまざまな制約があったり、財政的負担が生じることも十分予想されるわけですが、その中であって、きめ細か

なサービスを提供できるように政策を講じることが行政に課せられている使命だと私は考えております。ぜひしっかりした対処をしていただきたいと思っておりますが、その辺のことをこれから準備していく何かそれなりの施策などありましたら、お聞かせいただければと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

議員がおっしゃるとおり、要支援1、2の方々が受けているサービス、訪問介護、通所介護を利用している方々が60%、70%近くに上ると思います。今、県広域連合に情報収集をしていますが、市町村ガイドラインの通知の後に詳しい説明ができるということで、調整中です。他の市町村に情報収集しても調整中ということで、そういう返事が返ってきています。県の担当者からは北中城村が一步前進しているということを知っていますので、担当職員と一緒に情報収集しながら進めていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今の御答弁の中で、北中城村のほうが進地だという情報があるということなんですが、その辺もぜひ利用させていただいて、どのような取り組みが行われているのかを担当課のほうも一緒に勉強していただきたいと思っております。それとこの要支援1、2が廃止されて、その受け皿となるべきものが考え方したら、今、村で行われている一次予防のとよむ貯筋であったりなんですが、地域によっては二次予防の支援事業というのがあるんですが、村のほうではその辺の取り組みについてはどういうふうに考えておりますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

私も4月に福祉課に異動して、係長も新しく4月から来ました。その中で二次予防が行われていないということで、9月補正で財政と調整

して、二次予防を取り入れていこうという相談をしています。県のほうに問い合わせた情報収集してみると、二次予防については時間がかかる。金がかかる。人が集まらないということで、縮小に現在向かっているという情報を得ていますので、それよりは一次予防をもっと充実して、要介護状態にならないようにしていきます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それが県の意向だということなんですが、本当でしたら福祉というのは時間もかけ、金もかけ、人もかけるというのが、それが本当だと思うんですが、それがかかるからといって、それをやめるとということ自体、国に準ずるとということなんでしょうけれども、ちょっと残念ではあるんですが、いたし方ないことではあるんですが、各市町村のほうでその辺の受け皿はしっかりしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。介護事業の取り組みについては質問を終わります。

続きまして、大枠3番の自治会活動助成金の現状について伺いたいのですが、先ほど質問したところ、久場地区において最近、有志の会の皆さんが地域美化活動にすごく取り組んでおられて、周辺もすごくきれいになってきてはいるんですが、この支援に関して、これは個別的な団体ではあるんですが、それに対しての支援、補助事業等は可能ですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時36分)

~~~~~

再開(11時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成21年4月30日の訓令第13号で要綱をつくっていますので、その中の第4条の中で、活動支援対象ということで、村内を拠点とするポ

ランティア団体及びNPO団体、それと自治会というのがありますので、この有志の会がどういう組織なのか、その辺もうちの都市建設課と協議しながら、何を使うのか、うちの支援事業はあくまでも資材費提供、今まで事例は和宇慶から始まって、去年は津覇自治会ももらっていますので、その辺は大いに検討する余地はあるかと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、各自治会の何カ所かの名が上がったんですが、今までそういうので実績としてどういう取り組みがあったという資料があればお願いできますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

あくまでも今回は地域共同でやっていくことですので、これは要綱の中に目的が書いていますので、その辺もクリアできればやります。今までの実績としては、和宇慶が公園の排水整備、これは地域自治会で資材費を提供して、それでオペレーターも自分たちでやった事業です。南上原は芝生資材費を提供しました。公民館です。奥間自治会についてもこれは公民館の芝生とフェンス工事です。あと平成24年度屋宜自治会には河川のふたについて資材提供しています。それと平成25年度は伊舎堂のフェンス工事をやっています。もう1カ所、津覇が旧公民館のゲートボール場の整備をもらっています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 かなりの実績があるようなので、今後ともぜひその辺の活用を充実させていただければと思っております。

続いて同じく大枠3番の のほうです。護佐丸の墓所の管理について、先ほどもちょっと伺ったんですが、先ほど課長の答弁の中で、管理は所有者のほうに今あるという答弁だったと思うんですが、間違いはないですか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えします。

これは条例上にもありまして、やはり権限とありますが、所有者ですので、その人の同意を得ないとですね、個人の土地ですので、触ることはできません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 文化財の指定に関しては、村のほうとしては、もっとそれだけ大きなものなので、国の指定のほう望ましいというお話だったんですが、可能性としてはどうですか、見解として。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

現在この墓地に関しては、県営地区公園の中に入っています。ですから県としても独自に県営指定を行うという話もありまして、村としては県移行よりはやはり国レベルの国指定というか、それに向けて、県とも今調整しているところでありまして。そして県の文化庁の職員にもある程度、そういう調査をさせてみたら、1級品ということで、この歴史的背景、護佐丸という歴史的背景、そして墓地というつくりですね、お墓のつくり、それも含めて、十分国指定できるということで、そういう見通しがあります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひ文化財の指定になれば、また本村のピーアールにもなると思いますので、頑張ってくださいと思います。ちょっと余談ではあるんですが、今こうやって地域の有志の方が清掃活動などを行っているんですが、これは他人の財産だということなんですが、差し支えないでしょうか、清掃活動、そういうのに関しまして、ちょっとその辺お墨つきをいただければと思うんですが。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（11時43分）

~~~~~

再開(11時43分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

少し厳しい質問でありますけれども、今、私が説明したのは、まずお墓については触ることができません。これは確かに勝手に触って石垣でも壊したら大変なことになります。ただ、そこまで行くまでの通路があります。これは里道ですので、本来でしたら里道というのは草刈りもしないといけないし、できればお願いしてもらって、しっかりハブが出ないようにお願いしたいところで、そういうことになります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 わかりました。じゃあ護佐丸については、本村の一括交付金事業の主だった分野で、そのネーミングが使われ、大いに活躍しているところでありますが、ところで村長、村長に伺いたいんですが、護佐丸公の墓を詣でたことはございますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

就任して毎年詣でております。墓参り。今は条例制定もした「護佐丸の日」、5月30日に職員、副村長一緒に墓参りをさせていただいております。また少し今のお話ですが、護佐丸公、そして琉球史の勉強と、中城から琉球史、護佐丸をどんどん発信していくことによって、恐らくですけども、希望的観測で地主さん、今の所有者の方々もこれを指定に向けていけるのではないかと少しの楽観はしておりますけれども、それに向けてどんどん護佐丸を発信して、護佐丸公を発信していこうと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今の答弁を聞いて

ちょっと安心しました。ここで行ったことがないと言われたら、私どうしようかと思っていたんですが、そこでどうでしょう、村長。一度、護佐丸の日だとか、何かのときに村の三役、村長、副村長、教育長、お三方ですね、当時の三司官風に正装をいたしまして、伊集の打花鼓(ターファークー)であるとか、村内エイサー団体であるとか、旗頭などを引き連れて、歴史行列風に護佐丸詣でをイベント的な取り組みとして行うのは、本村のアピールにも十分なと思います。その辺考えてみてはどうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ただいまの御提言、私個人としましては、やってみたいと思うぐらいの、大変発信という意味でもいいのではないかと考えています。三役みんなが承知するかどうかは、まだここではお答えできませんけれども、しかし、取り組みとしては非常におもしろい取り組みですし、また地域が盛り上がりいただければ、喜んでやらせていただきたいと思っております。しっかり検討させていただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 この部分は先ほど新垣博正議員が質問していたように、歴史を深く追求していこうというのではなくて、護佐丸をどう捉えるか。あくまでもちょっと遊び的な部分としてもそれを利用していけるのではないかと私は思っておりますので、利用できるところはどんどん利用していけたらな。そうすれば本村のピーアールにも大いに役立っていけるのではないかとこの視点から申し上げているわけでございます。ぜひ御一考いただければと思っております。大枠3については、これで終わります。次、大枠4のほうに移りたいと思っております。

大枠4の なんですが、中城村の入域観光客数に関しては、先ほど課長が答弁なさっていた

んですが、中城城跡がほとんどメインだということなんですが、本村においては中城城跡だけではなくて、歴史の道等もその対象となると思うんですが、ほかにもそれに類するような施設はないのか、またその誘客のイベント等への観光客数の把握も必要だと考えるんですが、その部分の取り扱いはどうのように認識しておられるのか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるように、中城城跡以外にもやはり観光客の入域の可能性のある施設としては、存在します。歴史の道、それから村内の集落等の文化財も観光客が一部来客をしているところであります。それから久場先にありますブルースカイのほうも韓国、中国あたりから年間1,000人ほど来ていると聞いております。それから奥間のほうの観光農園の長楽苑、オーシャンキャッスルカントリークラブも本土からプレーヤーが見えております。それからサッカーキャンプなどにも観光入客が見えております、そのほとんどが入場料で人数は把握されておりますが、観光客の区別はできない状況です。イベント等についてはやはり県内村民等々が入り混じるといふこともありまして、企業立地・観光推進課では駐車場のレンタカーを把握しまして、その台数に3人から4人ぐらいを掛けての人数として発表しているところあります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、課長からいろいろ出していただいたように、数の把握が明快だということで、城跡のほうはどうしても数字的なデータになるのではないかと思います。今、課長が言われたように、さまざまな観光資源があると思うんです。そこへ訪れる観光客の数の

把握というのも何からの工夫をしながら、ぜひまとめていただけたらと思っております。その中では村内の民泊事業も対象となると思うんですが、その辺のデータなんかはとれますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えします。

民泊事業の受け入れについては、村内では商工会、NPO法人、2者ありますが、それぞれ企業立地・観光推進課も支援しております。民泊の受け入れに際して、うちの職員も参加しまして、民泊家庭の割り振り等をしていることから、人数把握は確実に行われていることとあります。ちなみに平成25年度には4団体です。4学校を受け入れをしております、合計で434人の子供たちを受け入れしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 民泊の事業に関しては4学校で434人という数字がちゃんと出ますので、それらもまた皆さん県外の学校からの観光になりますので、そのような把握もちゃんとしてやっていけば、村の活性化、村の入客数の確保にもつながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひその辺のほうも検討しながら進めていただけたらと思っております。ということで、以上、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時52分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 こんにちは。3番目の一般質問になりますけれども、6番 與那覇朝輝です。

これより通告書に基づいて一般質問をさせていただきますけれども、その前にきのう、おとといでしたか、一般会計補正予算の説明の際、副村長より説明欄を充実化して、別途の書類配布を省きたいという旨の発言がありまして、大賛成です。ペーパーレス化とかいろいろ言われている折、1枚の紙で説明できるのをわざわざ別紙で説明するよりは、内容の充実というのも課題はありますけれども、そのような方向で、さらに説明欄を充実すれば、いろいろな質問等、後のやりとりもよくなると思いますので、ぜひさらなる説明欄の充実を図っていただくようお願いいたします。

それでは通告書に基づいて質問をさせていただきます。

まず1点目、行政評価について、企画課の分掌事務の中に「行政評価に関すること」とあるが、それに関連して、現在どのような具体的事務作業を行っているか伺います。

教育委員会が作成している「事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書」は、事業目的、事業の概要・実績、効果（成果）、学識経験者の意見、教育委員会の点検・評価、課題と対応策と丁寧にまとめられております。一方、主要施策の成果説明書は施策内容、成果の有効性までの説明にとどまっており、新規事業や高額事業等は事業費や単位あたりコストの効率性など、検証して今後の課題抽出等を図るべきと思うが、どのように考えるか伺います。

法人（認可）保育所運営負担事業は、25年度1億7,300万円、26年度2億9,960万8,000円と高率補助がついているとはいえ、大型事業となっています。民営化は効率化が大きな目標の1つであり、事業費や単位あたりコストの効率性の検証及び今後の課題等成果説明書で分析す

べきと思うが、どのように考えているか伺います。

2点目、これまでの一般質問から4項目、5項目ほどお伺いします。

原建設工業前の交差点の改良工事について、平成23年12月議会で都市建設課長は、交差点の交通島、中央分離帯の縮小を維持管理の範囲で整備すると答弁しております。以来2年以上も経過していますが、その後の検討状況はどのようになっているか伺います。

同交差点の信号機設置について、その後の取り組みはどのように進捗しているか伺います。

村道城跡線工事について、平成25年9月議会で都市建設課長は、用地買収及び物件補償、ウフクビリ線との交差点の240メートルの工事発注を予定しているとの答弁がありましたが、その後の進捗状況はどのようになっているか。また城跡線工事の今年度の予定はどのようになっているか伺います。

城跡線工事にあわせて500メートル余りの生活雑排水路整備工事について、平成25年9月議会で担当課長は、約150メートルの用地買収及び排水路整備を予定しているとの答弁がありましたが、その後の進捗状況及び今年度の予定については、どのようになっているか伺います。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の 、 つきましては企画のほうで、 つきましては福祉課のほうで、大枠2番の 及び 、 つきましては都市建設課、 つきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番の 認可保育所の運営についてでございますけれども、詳細についてはまた福祉課のほうでお話をさせていただきますが、議員御承知のとおり、高率での運営負担と、そして民間への委託

での運営負担とは大きな違いが出てきているというのは間違いのないところだと認識をしていらっしゃると思いますけれども、今後もバランスを考えながら、やはり人口増に対応していくためには子育て支援をしっかりとやらせていただきたいと思います。ただ、認可保育園をどんどんつくっていけばいいという安易なことではなくて、バランスをとりながら上地区、下地区ともに子育て支援、子育ての中城というイメージを持ちながら、しっかりと支援はできる限りやっていこうと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 行政評価についてお答えいたします。

現在、本村におきましては、組織としまして総合的に取り組んではおりません。しかしながら、行政評価の重要性かつ必要性の観点から、課の重要懸案事項の1つとして行政評価導入を検討しております。御承知のとおり、行政評価は民間企業の経営で活用されておりますマネジメントサイクル、いわゆるPDCAなどを行政運営に活用するものでございます。その内容につきましては、政策評価、それから施策評価、事務事業評価の各階層ごとに評価することになっており、中城村第4次総合計画の中でも実施施策として掲げております。先ほど行政評価を組織全体として総合的な取り組みは行っていないとお答えをしておりますけれども、PDCAで考えた場合に、本村におきましてはプラン、いわゆる計画につきましては、次年度予算要求に先立ちまして、次年度の実施計画調査票に基づきヒアリングを行い、その内容を精査し、事務事業の実施の決定を行う。こういう流れをとっております。実施計画における調査票を事業計画と位置づけることができると考えております。また事業実施のDoと事業実施後のCheck、いわゆる評価としまして、決算にお

ける主要施策の成果説明書、これを事業ごとに提出を求めています。残念ながらAction、いわゆる改善につきましては、まだ十分にはできていないものと考えております。今後、早急に取り組んでいけるよう努力をしていきたいと考えております。

次に の主要施策の成果説明書の内容の充実等についてお答えをいたします。主要施策の成果説明書につきましては、地方自治法第233条第5項の規定に基づきまして、その提出をしております。その様式につきましては、特に定めはなく、地方公共団体に委ねられているところでございます。御指摘のとおり、本村の主要施策の成果説明書におきましては、施策内容、成果の有効性までの説明になっており、また成果の説明としましても結果が主になり、効果というところまでは記載しておりません。そのため事業の検証などにもつながっていない面もあることは認識をしております。現在、主要施策の成果説明書の記載内容について変更を検討しているところであります。平成25年度分からは改善ができるものと考えております。また新規事業や事業費が高額になる事業などにつきましても、事業評価や主要施策の成果説明書を活用しまして、今後の課題抽出ができるよう改善をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

保育所の民営化は財政の効率化と待機児童の解消が大きな目標と思います。平成25年度の認可保育所の負担金1億7,300万円の内訳を見ますと、国庫負担金、県負担金、村の持ち分があります。それを精査してみますと、村の持ち分は、認可保育所のほうと公立保育所を比較しましたら2,200万円の節約が出ています。待機児童につきましても平成24年64人、平成25年36人、平成26年8人となっており、解消に向かっています。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 では、お答えし  
ます。

大枠2の 、 、 についてお答えします。

について、維持管理の範囲で行う予定をして  
いましたが、各自治会からの維持管理、工事の  
要望が多く、緊急を要する箇所から行っており、  
財政的にも厳しいことから当該地域に関しての  
対応が遅れています。決して改良工事を忘れて  
いるわけではございませんので、御理解を賜り  
たいと思います。

について、平成25年3月に5工区と6工区  
の工事を発注してあります。平成26年度は7工  
区分を130メートル（終点側）の発注予定をし  
ています。

について、用地買収は約7割完了していま  
すので、相続等の問題で用地買収が遅れている  
土地を除いて、来月初めに工事は発注する予定  
です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。  
住民生活課長 新垣親裕 それでは大枠2の  
についてお答えいたします。

この交差点については、地域の要請を受け、  
平成21年度から信号設置の要請をしてまいりま  
したが、交差点が複雑で信号機設置はなじまな  
いという口頭での宜野湾署からの回答がござい  
ました。設置については厳しい状況でございま  
す。住民課といたしましては、止まれの標識や  
路面標示など、これも宜野湾署に要請いたしま  
して、現在のところ設置し、注意喚起をしてい  
るところでございます。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 順を追って質問、確  
認をしていきたいと思っておりますけれども、行政評  
価につきましてはかなり前向きな回答だったと  
思っております。実際、成果説明書の改善まで  
言及がありまして、非常にそういう意気込みを  
感じておりますけれども、この行政評価という

のがなんか言葉では非常に簡単なんですけれど  
も、手法とか、いろいろありまして、まず確認  
といたしますか、この流れとしまして、これは村  
長の行政評価と村政経営の関係について流れを  
見てみたいと思うんですけれども、この行政評  
価導入の背景が1990年代といたしますから、20年  
以上になりますけれども、自治体の財政危機が  
後押ししたという流れがあるわけです。この行  
政改革が叫ばれて、各地で改革派首長が誕生し  
たということで、1994年には静岡県で石川知事  
が誕生して行政の生産性向上を推進したと。そ  
れから1995年には三重県で北川知事がオズボ  
ンの行政革命に影響を受けて、住民思考とか、  
あるいは成果思考とか、そういう改革に着手し  
ている。その流れで業務棚卸表とか、あるいは  
事務事業評価システムという評価が導入される  
ことになっております。これらの行革の先進自  
治体では評価活動によって、行政活動目的とか、  
指標とか、定量化することで予算の計画から執  
行の繰り返し、現在の大体の市町村は計画から  
執行ということで単年度である程度終わるとい  
うことで、そういうものの繰り返しが多い中、  
これを計画から執行、そして評価して改善、先  
ほど企画課長がおっしゃっていたとおり、この  
評価改善の部分が強化されているという感じが  
します。こういう経営サイクルの確立が求めら  
れるようになってきたわけです。90年代の後半  
に自治体の行政評価導入を一つの契機として、  
行政経営改革が進められるようになり。結局は  
行政経営、村政運営から村政経営へというも  
その流れに沿ったものだと思っております。で  
すから従来どおりの計画から執行に移るとい  
う繰り返しから、計画、執行、評価、改善とい  
う予算執行のやり方に変化しさらに、職員の皆さ  
んの知恵も借りながら、効率的に執行する。た  
だ予算を使うというのにも予算を100%消化し  
たというの、ちゃんとやっているという評価  
になるかもしれないですけども、よく消化す

る。よく執行するという、こういう皆さんの知恵を出し合うというのが今までずっと職員の能力向上とか、あるいはいろいろ研修等でもこれをやるべきではないかというのをずっと議員の皆さんが言っているとおりなんですけれども、そういう単なる予算執行から皆さんの知恵を集めた効率的な執行にすることが行政運営から行政経営の一番わかりやすいことではないかと思うんですけれども、村長としてどのようにお考えか見解を伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に難しい見解かもしれませんが、経験上のお話をさせていただきますと、今のうちの行政評価も含めて、議員のおっしゃることにより近いものだとは思いますが、村政を運営するという意味では、たしか最初はこの指とまれ政策といいますか、トップダウンでそのままこういうことをやろう、ああいうことをやろうということで、走ってきたような気がいたします。近年におきましては、それが十分浸透しつつ、そしてボトムアップで例えば職員からアイデアが出てきて、こういうことを議員がおっしゃるように計画から執行だけではなくて、そこに肉づきができたといいますか、例えば1つの例として言いますと、今回皆さんに可決をいただきました護佐丸歴史資料館などは職員からの1つのチャレンジという意味で上がってきた案件であります。一括交付金に対しての解釈をより広げて、それで住民のニーズに応えていきたいということで、土地の取得は最初から厳しいだろうと思われていた部分に挑戦をしていただいて、それがうまくいった。1つのいい例だとは思いますが、これだけではなくていろんな形で今、職員からの意見も出てくるようになりました。そういう意味では、行政評価といいますか、その部分については、少しずつではありますが、前には進んでいる

のではないかと。まだまだこれからやるべきこともたくさんありますし、ボトムアップとトップダウンと練り合わせながら村政がきちんと運営できて、経営に発展していけばいいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 経営というのがいきなり民間の会社の経営とは違うのは当然承知しておりますけれども、ぜひ一步一步でもそういう改革を進めていっていただきたいと思います。企画課長の答弁に関しては、であるとお事実でありまして、しかも次はまたこういうことを進めるということでは、それでいいかと思いませんので、この保育所民営化に関してもこれは何というんですか、民営化を図って、今度の成果説明は今年度から出るわけですから、どういのが出るか楽しみではありますけれども、少なくとも2,200万円の節約になったとか、そういうのが数字的にどれくらい確実な数値なのかも検証もいろいろあると思うんですけれども、待機児童の数が減少したとか、そういう民営化をしてうまくいったというので打ち切るのではなくて、こういう数値とか、あるいは待機児童がどれくらい解消したかというまで踏み込んで、この成果の説明書に書いていただければ非常にやった側として、あるいは何というんですか、ほかの村民としても効果はあるということでもわかってくると思いますので、この成果説明書のほうに、あれは説明という欄にしかないんですけども、何とか工夫して、その結果こうなったとか、こういうのが課題であるというのを何か入れる工夫ができるかどうか、先ほど教育委員会の件も申し上げましたけれども、あの報告書は非常にうまくできておりますけれども、なんか活用がいまいちだという気もしますので、作文とまでは言い過ぎかと思うんですけれども、少なくとも定型になっていて、次の課題と対応策というのが次の年度に生かされているかどうか

かというのも何となくあれば、ただ説明資料みたいに見てしまって、なかなか分析が行き届いていない。これは私たちの自分のせいでもありますけれども、そういう気もしますので、立派にできた報告書ですので、ぜひこれも活用していただきたいと思います。今の行政評価、先ほど企画課長がおっしゃっていたように、よく言われているPDCAというのが一般的なんですけれども、これが自治体は大部分採用しているということです。Plan、Do、Check、Action。これが総合計画や、あるいは現場としては、村長の施政方針とか、年度初めに出来ますので、そういうのをもとに、もちろん事業計画書とか、いろいろちゃんとでき上がってはいますけれども、この位置づけを行って、その目標とか、指標、あるいは数値達成のための手段を実施計画を策定して実行しているわけです。その実施計画の成果の妥当性、有効性、効率性、経済性とか、言葉の羅列になりますけれども、少なくとも有効性というのを評価して、次年度はどうするという改善につなげる。そういうのがPDCAの流れ、これは皆さんよく御存じのことと思うんですけれども、こういう評価と改善策というのまで持っていけば、全事業がそれに当てはまるとは思わないんですけれども、例えば先ほど午前中出ました中城城跡の15万人目標とかは平成28年度から平成33年度ぐらい達成するという目標みたいですが、今年度は幾らふえて、幾ら予想より少なかった、多かったというのを分析すれば何が足りなかったか、予算が足りなかったのか、人が足りなかったのか、あるいはいろんな観光案内所へのパンフレットとか、そういうツールが足りなかったのか。その原因がわかれば、そこにいろいろ人や物や金を投入すれば、次年度はあと何万人ふやそうとか、そういう計画もできると思いますので、ぜひ担当課長の皆さんはほかの課ももちろんそうですけれども、例えば先ほど出ましたと

よむ貯筋事業などでも要介護者のデータがよく公表、担当課長は持っているかもしれませんが、これも、この改善がいくらあったとか、こういうふうにして何名とよむ貯筋活動事業に参加したとかいう人数だけ書くのではなくて、それが実際効果として何名要介護者の数値が改善されたかどうか、そういうような考え方に持っていけないと、なかなか改善というのが難しいと思いますので、新しい課長も3名ほどいらっしゃいますし、ぜひ課の目標、あるいは課長としてのいろいろ目標もあるのであれば、これはこうしたいというのを1カ年、1カ年積み重ねていけば必ず改善ができると思いますので、ぜひそこは頑張ってくださいと思います。あまり細かい具体例がというのではちょっとまだ整理していないところもありますので、次に移っていきたいと思います。

2点目は、都市建設課が中心ではありませんけれども、事実の確認ということが主になりますので、ちょっと重複したりするかと思いますけれども、よろしくをお願いします。維持管理というのは、先ほどの答弁ではあっちこっち道路の補修とかがいっぱいあって、なかなか補正してしか間に合っていないということで、分離帯の検討まではいっていないということですが、取り下げはないということですが、維持管理費というのは毎年、今の流れを見ると不足していると思うんですけれども、そこはどういうふうな、一定の金額を設定してずっと補正で間に合わせている感じもするんですけれども、こういう新しい事業とかになると少し多めにもらって手をつけるとか、そういうことは今年度とか考えられないですか。今の交通島の改良について。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに今、維持管理の範囲で交通島の改良するには厳しいのがありまして、初年度に交通島

の改良費を予算確保しながら、維持管理とはか  
け離してやっていこうかと思っています。今度  
の補正でも一応あげて、財政と相談してみたい  
と思いますので、もうしばらく待ってください。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 あのコーナーですが、  
皆さんも通ってわかると思うんですけども、  
原工業前からゴルフ場に曲がろうとするときは、  
ちょっと大型車だと一回で切れない場合もあつ  
たりして、事実、私の友人とかあっちで事故つ  
たりしている事例がありますけれども、あれは  
電柱がありますから、電柱撤去も多分すぐはい  
というわけにはいかないと思いますので、とり  
あえずそういう作業から狭めていくとか、そう  
いうことの考慮はどんなものでしょうか。電柱  
の撤去というのは申請すればすぐできるもので  
しょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

電柱撤去については、工事が予定している月  
日がわかれば、その辺は移設可能ですけれども、  
今回、この交通島は右折するとき、先ほど議  
員が言ったとおり、乗り上げするというのは私  
たちも事実確認していますので、この辺の全部  
交通島を撤去するのではなくて、縮小していこ  
うと思っていますので、この縮小のときに電柱  
が邪魔になれば移設していくという方法で行っ  
ていきます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 先ほどの答弁で維持  
管理と切り離すというのを非常に期待したいと  
思いますので、ぜひその方向でやっていただき  
たいと思います。

はちょっと置いておいて、 を一緒に  
やっていきたいと思います。城跡線の工事につ  
いては、5工区、6工区、月曜日のいろいろ説  
明で発注とか、いろいろ内容はわかったんです  
けれども、執行状況の調書ですね。それ以外

は5工区に関しては3月の契約書等をいろいろ  
見ておりますけれども、6工区がどういう場所  
を、どの時期に工事するとか、6工区の件が  
全くわからないんですけども、ちょっとその  
場所とか、距離とか、お願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

5工区と6工区、同じ3月に発注しています  
ので、6工区は70メートル距離です。高屋の向  
かいの70メートルになっていきます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 6工区からもう1点  
です。多分この延長線になるか、あるいは工事  
箇所当たるかわからないところに、井戸があ  
るんですけども、これを実際、生活用水とし  
て使っている人がいますけれども、この井戸は  
どういう対処をするか検討されていますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

もちろん本線の工事に井戸が支障があるので  
あれば、工作物の補償として扱っていきますの  
で、今回、議員がおっしゃっている場所につ  
いての井戸の話がまだできていませんので、その  
辺があるのであれば、補償対象になっていきま  
す。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 では井戸の場所まで  
は工事は行かないということになるかと思いま  
すので、向こうの工事が始まる際は、ぜひそ  
こら辺も使っている人からいろいろそういう話も  
ありましたので、よろしく対処していただきた  
いと思います。この5工区に関しては、この前  
の工事契約書で地図が出ているんですけども、  
これは実際この図面どおりの内容の発注にな  
っていますか、それともその後変更があったん  
でしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

3月の初めに議員の皆さん方に実施計画書と

いうことで出している図面があると思うんですけども、そのとおり工事は進めてまいっております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 あのときには延長255メートルということで、ウフクビリ線を挟んで両側が上がっていますけれども、公民館側は道路ではなくて擁壁だけとちらっと聞いたんですけれども、そこはそういうことではなくて、道路まで発注するんでしょうね。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回発注した5工区については、ウフクビリ線をまたいで行っていますので、延長にして240メートル、それと5工区は先ほど言ったように嵩屋の向かいの70メートル、公民館からのところは次年度発注ということで計画していません。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 そうではなくて、ウフクビリ線を挟んで既存の道路までと公民館側にこの250メートルの範囲での、公民館側に上る道路は擁壁だけとちらっと聞いただけども、こっちはもちろん道路工事までですよ。今、公民館側という意味ではなくて、公民館側への延長の計画。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ウフクビリから公民館側に向けては擁壁工事と床版の造成工事も入ってきます。幹線断面までは至っていません。舗装工事までは入っていません。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これは後でちょっと実際の契約の内容の資料をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう1点、城跡線に関しての排水路の件、これは全額今年度に繰り越されているんですけれ

ども、この工事自体が先ほど7割ぐらいは買収してあるということですのでけれども、これがあと30%が難航しているのか、何で遅れているか、お願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今回の排水路については150メートル延長ありまして、その真ん中部分がウフクビリまで抜ける話があるんですけれども、真ん中が相続問題でまだ確定していないということで、時間を要しています。そのはじはじを今回、今月、来月で工事を発注の予定をしています。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これも今年度の具体的な計画書とか、資料がありましたら後でいただきたいと思います。いろいろ相続問題はあっちでもこっちでもいろいろありまして、なかなか工事の進行の妨げではありますけれども、これは粘り強く交渉してやる以外ないと思いますので、ぜひ期限内、予定内でおさめることを希望いたします。

次に信号問題ですけれども、前回の答弁では平成21年度と平成23年度に宜野湾署に文書要請したと。複雑で信号になじまないというのは、いつごろの話ですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 宜野湾署に再三要請してございますけれども、宜野湾署からの口頭での回答は9月ごろだったと記憶しております。それをもちまして、我々としましては、標識、あるいは路面標示の設置を、標識については平成25年10月に県公安委員会のほうで設置し、注意喚起しております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 口頭で信号機はできないという回答があったということですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

電話連絡で口頭でございました。以上です。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 わかりました。それはそれでまた対応していきたいと思います。そのほか道路へのストップ線とか、あるいは標識が設置されて、実際は少しずつ改善されているわけですけれども、「この先交差点、一時停止」という、これも住民生活課がつけたと思うんですけれども、「この先交差点、一時停止」という看板があるんですけれども、これはあっち側の原工業前にはあるんですけれども、反対側にあったのがなくなっているんです。これは登又の管理不十分と言って怒るのかわからないけれども、これはぜひあと1カ所はつけておかないと、カーブしているところが非常に危なくて、この先に交差点があるという標示は有効だと思いますので、これを希望したいと思うんですけれども、どのように考えますか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

早速つけたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 ありがとうございます。ちょっと早いかもしれないんですけれども、これで一般質問を終わりたいと思います。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那霸朝輝議員の一般質問を終わります。

続いて3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 3番、金城 章、通告書に基づいて、一般質問を行います。

#### 1、健康と食の環境対策です。

村の医療費の対処と健康対策を今度どのように考えているか。また成人病と人数、病名、またそれにかかる医療費の対策を今後どう考えているか。

給食に地産地消を取り入れ、中城産の作物、特産品を使用しての食育はすばらしいことだと

思っています。またごさまるの日に村長みずから給食体験をなさっていることは新聞でも取り上げられておりますので、評価しておりますが、今、現状での地産物の使用率と品目はどうなっているか。また今後の取り組みはどのようなか。

食育を進める中でも小中学校で子供の食物アレルギーが多いと聞くと、各学校での現状はどうか。またその病名と対策、取り組みはどのようなになっているか。

アレルギーにて給食を食べることができない児童の給食費はどうなっているのか。

#### 2、環境事業。

植物ごみや、これからの台風時の倒木や木枝等の処理など、現状の取り組みはどのように行っているのか。

台風時の小枝等の廃棄物処理費はどうなっているのか。

このような再資源ごみと思っているんですけれども、生かしての堆肥づくりの事業、取り組みは雇用対策になると思うが、事業計画は考えられないものなのか。以上、よろしくお願います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1の につきましては健康保険課、 から につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠2につきましては住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは先ほど議員からもありました大枠1の で給食の地産地消の取り入れの件でございしますが、中学校の給食を経験させていただきました。これは三役一緒にです。ごさまるの日に給食を子供たちと一緒にさせていただきましたけれども、そのときにも栄養士の先生が非常に細かく地産地消、これは中城で採れた野菜をもとにして、こういうつくり方をしましたみたいなすばらしい説明などがありまして、地

産地消がきちんと進んでいるなど実感をしたところであります。詳細のパーセンテージ的な部分はまた後ほど担当課のほうから説明をさせていただきますけれども、今後も給食だけではなく、何とか村の特産物がより広く行き渡るような地産地消を目指していきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 金城 章議員の御質問、大枠1の から については主幹からお答えさせます。食物アレルギーのある児童生徒については、給食センター、学級担任、保護者と連携して取り組んでおります。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 金城 章議員の大枠1番の についてお答えします。

医療費については、やはり早期発見、早期治療が重要だと考えております。村においては各種検診の受診勧奨を行い、早期発見、早期治療へとつなげ対処しております。健康対策としては、脂質異常や高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防が重要だと考えており、健康教室や栄養教室、事業の実施を継続していきたいと考えています。成人病の人数等についてですが、現在、成人病は生活習慣病と呼ばれておりますので、その人数を少しお答えしたいと思います。健康保険の加入者になりますが、平成25年5月の一月のレセプトデータの人数になりますが、1,113名、主に高血圧症、高脂血症、糖尿病などの病名が挙げられます。

医療費の対策としてですが、やはりこれらの病気については、常日ごろからの生活習慣にかかる部分が大きく、食事や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が深く関係しております。また病気によっては自覚症状などがないまま進行していくものもありますので、特定健診の受診をしていただき、その結果に基づき生活改善が必要な方々に対しては動機づけの保健指導や栄養指

導、さらに危険度の高い方々には積極的にヘルスアップ教室や栄養教室への参加とつなげ、また自主的な健康管理が実施できるよう取り組んで、生活習慣病の発症予防及び重症化対策を行っていきたくと考えています。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 金城議員の質問にお答えします。

大枠1の から 、 についてお答えをします。まず についてです。給食の地産地消についてですが、平成25年度の地元食材の使用率は主要総量4万3,216キログラムのうち、中城産は9,305キログラムで、22%となっています。平成22年度は11.3%で10.7ポイントの増加となっています。品目は野菜類で31種類、加工品で6種類であります。今年度も給食調理場職員が朝市等を見て回り、農林水産課と連携を図りながら、出品者と交渉を行い、給食調理場の登録等を進めています。

次、 アレルギーについてです。食物アレルギーを持っている児童生徒は各学校が保健調査票やアレルギー調査票で把握し、アレルギー献立表の必要とされている児童生徒数、今年度は46名です。病状としては、保護者から学校でエピペン、服薬等、保護者からこれを学校で保管してほしいという重篤なケースはありませんが、アレルギーとしては多いほうから卵、エビ、カニ、ピーナッツ等が挙げられています。対応として、まず実態把握として、保健調査票、アレルギー調査票、また保護者と家庭訪問等で話し、食物アレルギーを持っている児童生徒を把握し、一覧表等を作成しています。児童生徒へはアレルギー対応献立表を配布し、必要に応じてアレルギーにマーカ―するなど、保護者、本人、担任で確認を行って対応しております。

アレルギーで給食を食べることができない児童について、食物アレルギーによる欠食については基本的に対応してはおりません。ただし、

中城村学校給食調理場運営に関する要綱第6条  
(3) 病気又は事故、その他の事由により休業  
日を除き、引き続き5日を超える日数について、  
日割額に欠食日数を乗じた額を月額から差し引  
き還付するとあります。言い換えれば6日以上  
連続して給食を全然とらないという場合に限り、  
差し引きが可能ということです。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 大枠2の から  
についてお答えいたします。

については、草や木が規格内、長さ50セン  
チ、太さ8センチのものであれば、燃えるごみ  
の日で回収しております。規格外のものについ  
ては、自己処理をお願いしているところでござ  
いますけれども、大規模災害など近隣、あるい  
は住民に、住民生活に危険や支障を来すおそれ  
がある場合には、住民生活課としても回収処理  
をしているところでございます。

については、通常どおりの収集処理を行っ  
ているため、通常経費に含まれていると考えて  
おります。

については、草木の堆肥化はごみ減量化の  
ための大きな有効な手段と考えておりますけれ  
ども、今後、民間活用なども含めて検討してい  
きたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 順を追って再質問した  
いと思えます。

やはりどの市町村でも医療費が莫大に増えて  
いることは確かであると思えます。そのために  
未然医療、病気にかからない対策はぜひ講じて  
いかないといけないと前々から思っていますけ  
れども、もっとこの病気になる前の予算がつか  
ないと予防医療に、その対策はどうしても行政  
自体で考えていかないといけないと。なってか  
らでは莫大な医療費がかかるのは確かでありま  
すので、その対策等はぜひ健康保険課を初め、  
村長、また皆さんでぜひ取り組むべきことだと

考えております。

ついでに移ります。給食に地産地消を取り  
入れ、農林水産課を初め、給食センターの取り  
組みで地産地消がよく利用されておりますけれ  
ども、これからの時期台風でやはり作物が激減  
すると思うんですけれども、地産地消を上げる  
ために、作物の生産高を上げるためにもっと何  
か考えられないものなのか、また給食に取り込  
まれている野菜の数がもっと多いと思っていた  
んですが、調べたらやはり少ない。別の品目的  
に中城で生産できるものもまだ、対処できるの  
があるのかどうか、そこもぜひ考えて取り組ん  
でいていただきたいと思えます。そのことで、  
今、産物ですね、給食に取り入れている食物で  
すね、村以外からどこから取り寄せて、どうい  
うふうに活用しているのかわかりますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 4 時 3 0 分 )

~~~~~

再 開 (1 4 時 3 1 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

私が持っている資料では、地元食材というこ
とで扱われています。その他の食材については、
ある業者委託で、他地域からということになる
と思えます。具体的にどの地域ということは私
のほうでは把握しておりません。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会
事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 それではお答えいたします。

夏場の時期にはやはり夏物野菜以外、葉野菜
類はかなり減少する状況になると思えます。し
かし、こればかりは今後対策としてどういうふ
うに行っていくかというのは、今後また検討し
て取り組んでいきたいと考えております。以上
です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 地産物だけの取り入れですね、把握していらっしゃるか、逆にその他の多くの取り入れしている作物を知りたかったんです。そこが中城で栽培できるものなのかどうか、要するに給食に多く使われている作物ですね。それが地産地消ができるものなのか、それを給食で多く取り入れられていることですね、今、地産物だけ調べていらっしゃるんですけども、それをもとに中城で取り入れられるものなのかどうかを私は聞きたかったものですから、それで夏場はやはり沖縄では作物はあまりつくれないと。台風対策をしなければつくれないもの。逆にまた台風対策も地産物の生産量アップにはどうしても必要なものだと思っております。それがどうなのかで質問したかったんです。これも考えていただきたい。もう一度、この件を伺ってから、台風対策の大型ハウスですね、それを今後取り入れるようになるかどうか、補助金とか、そういう対策とかあるのかどうか、1つだけ。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

こういう台風強いハウスというのが今、県の一括交付金事業のほうで事業メニューがありますので、その辺を今後活用していく、検討すべきだと考えます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 もう一度、農林水産課長、補助率はどのぐらいの補助率かだけ教えてくださいませんか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 補助率は今はっきりした数値は覚えておりませんが、恐らく80%が補助になるかと

思います。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 わかりました。ぜひハウス等を求めている農家さんがいらっしゃいますので、ぜひ応えてあげていただきたいと思えます。

それと食物アレルギーですが、これはちょっと子供さんの父母からいただいてきたんですけども、1カ月のうち、この子を小麦粉アレルギーですか、それで7日間、約1週間、1カ月のうち給食ができるのが1週間だけ、そういう子もいらっしゃるんです。だから46名の中にもっとひどい方がいらっしゃるのかどうか。またこれは相談等、教師の対応とか、学校の対応はどのようにして対応していらっしゃるのか。また以前、アレルギーで子供が亡くなった件も報道等がありましたけれども、その対処的なものは各学校で訓練とか、そういうのは行っているかどうか。どういう対応をしていらっしゃるのかだけ教えてもらえますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

アレルギーによる欠食については、先ほど言った調理場運営に関する要綱がありますので、連続してという場合に限って、部分的な欠食については現在に対応しておりませんが、今回のケースはかなりの回数になっていますので、課内でまた検討していきたいと思えます。

続いて学校内でのアレルギーに対する対応ですが、実は養護教諭とまた関係職員等、県とか、中頭とかで講習会があります。研修会等もあって、その対応の仕方については随時学んでいるところです。それから私どものほうも既に給食、食育担当、養護教諭を集めて研修会をもちますが、その中でぜひ二重、三重にチェックをしてほしいというお願いをしました。具体的に各学校においてはアレルギー献立表が確実にお家まで届いていたということを封筒に印鑑を

押し返してもらおう。またはマークをして、それを戻してもらおう。学級担任もそれを持っているというふうに、家庭でも学校でも把握をするという状況で、誤ってもそういったのは口に入らないという形で進めています。そして万が一のときは、そのときの対応について学校のほうにも、特にひどい場合は呼吸的な部分がある場合は救急車とか、そういった最大限の処置をしてほしいという話をしております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひちゃんとした対応をお願いします。ちょっとこれは父母から聞いた話ですけれども、担任とか、対応する先生によっては、子供から聞かされたのは、親身に対応してくれない先生がいるという情報があるんです。それで今、主幹が答えていらっしゃるの、ちゃんと対応できているという話ですけれども、そこは徹底していただきたい。子供はやはり自分の主観で話しているかもしれませんが、それは担任なり、全教師にそういうことはないように、ぜひ徹底していただきたいと願っております。

それともう1つだけ、今アレルギーでもいろんな症状があるんですけれども、中城のこの46名のうち、重度のアレルギーがいるのかどうか、ほとんど中等症ぐらいであるのかどうかだけわかりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

各小中、幼稚園まで含めて、今回確認をとりましたが、その中で一般的に重度というのはアナフィラキシーショックを起こす子供たち3名おりました。2カ年前にその症状を起こしたと。ただ現在は落ち着いているということで、特に学校にエピペンとか、それに対応する器具は置かなくていいと、その要請は保護者からは受けていないということです。それ以外は細かいところは避けたら食べられるとか、そういった程

度のものがほとんどです。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 もう1つだけ、学校単位で一番多い学校というのは、この学校単位も教えていただけませんか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 現在、学校から報告を受けているアレルギー献立を必要とする子供たちということで、今、一番多いのは、ほとんど同じ人数なんです、小学校は10名、9名、9名ということで、ほとんど10名内外になっております。中学校は1校だけですが、今18名程度ということで報告を受けております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 わかりました。それとこのアレルギーの子供は、私が接した子供は1カ月に10日ぐらいは自分で弁当持参の子供でありまして、それでもやはりたまたまこの子は牛乳は飲めるということで、牛乳はいただいと。そのために給食費はやはり少しでも親御さんは費用がかかるものでありまして、そこはこの条例を見て、給食費は1日当たりで計算されています。それで翌週の木曜日に報告すれば食事は抜けるみたいな話、先ほどの主幹の答弁は5日以上という話だったんですけれども、1日当たりとも条例に書かれているんですけれども、どっちが正しいのかと思って、もう一度お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

給食費は毎月納入があるんですが、それを引くということになりますので、その場合は5日以上ということで、結果的には6日以上連続して休む場合に限り、給食費の還付ができるということです。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 連続して5日間ですよ

ね、こういった特別の子はもう本当に10日間以上も弁当持参ということです。こういうのはその前の月に献立表はもらえらると思うんですけども、そのときに、先ほど父母と相談の話が出ましたけれども、そのときにその検討はどうかできないものか。実際にもこれはまだいいほうだということで、半分ぐらい食べられないときもあるらしいんです。けれどもその中に1品目だけはアレルギーがないのが入ったりしたら、そこは除けないということをお答えします。栄養士さんから聞いたんですけども、こういう対応が、それでもやはり1品目といえば、サラダは食べられる。そこだけ入っていて除外できないとか、ほとんどは主食は食べられないということだったんですけども、それはその前の月で、その栄養相談とか、この子供たちの父母とか、相談すべきではないかと思うんですけども、そういう考えはどうですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。
教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。
これは検討させていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ検討なさってください。それとこの3名の重度の方がいらっしゃるということですが、ぜひ各先生方の親身な対応をぜひやっていただけるようお願いいたします。

それからもう一度戻りまして、今、沖縄県で健康を主体としての、また長寿日本一を取り戻そうという案が出ていますけれども、そのことに対して、これからどういう対策等ができてきて、本村で取り組むのかどうか、この健康対策ですね、長寿日本一を目指すためにどういうふうにやるのか。これを考えていらっしゃるかどうか。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。
健康保険課長 比嘉健治 お答えします。
議員のおっしゃる健康長寿おきなわ、これは

全国で女性の3位、また男性も全国で30位でしたか、落ちたということで、県のほうが主体となり、医療機関や経済界も含めて、今後実施していくということで、今年度、立ち上がっています。その細かい実施内容についてはまだ県のほうからきておりませんので、その辺も含めて、村で何ができるか、さらに検討していきたいと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 健康長寿ですね、これも少しだけ講演会を聞きに行ったことがあるんですけども、やはり取り組みはことしから取りかかる。けれども10年前からこの長寿をどうするかということは、この課で取り組まれていると。しかしながら、身にならなかったと。長寿一を取り戻すために実際横のつながりですね、沖縄県の長寿日本一を取り戻すために20年計画ぐらいですよ、それで取り組むと。先ほども話しましたが、そこまで落ちてから取り組むのが今の現状です、自治体の。何にしても、それが未然的に本当に必要なもの、本当に取り組まないといけないということ。これから皆さん方が考えて、この長寿は医療もそうですけれども、建築、道路的にも道路整備面もまた使えるとか、そういうことの話。全課に要するにいろんな対策ができるということが講演会で聞いたんですけども、これはどんなですか、わかりますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時49分)

~~~~~

再開(14時50分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ただいまの質問についてお答えいたします。

多分沖縄県庁内の政策決定、各部局を横断的にこの日本一長寿県復活のことをやるということ

このものだと思いますけれども、このものについてハード面、ソフト面、全てにそれをやりましょうという話になりますけれども、その県自体の財源の手当てという部分の話は全くまだないんです。当然それは県だけでできるわけはなくて、市町村と県が合同でなければできないはずなんです。その辺のことについてのプロジェクトとしての集まりとか、指針の方針というのがまだうちのほうに届いていませんし、またそういうのが見えてきていませんで、それはそのことについてできた時点で、じゃあ中城村においてはソフト面を優先すべきなのか、ハード面を優先すべきかというのをまた内部協議しながら、その対応に当たっていきたくと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 私もちよとした講演会でしか聞かなかったものですから、これはいろんな面に利用できるということですので、ぜひ皆さんで横の連携をとって、ぜひ健康な中城村づくりに努めていただきたいと思います。

次に植物ごみの資源化、住民課長は民間に任す話ですけれども、これは一括交付金で対応できるものなのかどうか、資源ごみ事業をですね。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金での対応ということですが、御承知のように、一括交付金は沖縄の振興に資する事業、さらには沖縄の特殊事情というのを加味して一括交付金事業として対応することはできますが、今の御質問がこういう2つの要件に該当するかどうかというのは、詳細を聞いてみないと何とも言えませんので、この場ではできる、あるいはできないということの答弁はできません。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 住民生活課長どうです

か、わかりますか。企画課長、これは北中城村が一括交付金でやっているんです、この事業を。堆肥肥料づくり、西原町は別の事業ですけれども、そういった堆肥づくりを要するに倒木とか、草ごみですね、そういうのを焼却しないで堆肥化したら、それだけでまたこれを地産地消の農家にまた還元すると。それはリサイクルですので、それをぜひ取り組む計画はないのか。調べましたら北中城村は一括交付金でその予算をとっていらっしゃる。土地も購入して、その事業を取り組んでいらっしゃる。機械的にはもう少し考えるべき面があるかもしれませんが、そういう事業ですので、ぜひ考えて取り組む計画を立てていただきたいと願っております。月日のたつのも早いもので、私も1期目4年目になりました。皆さんとの1期目が終わります、もうすぐで。最後の質問ですけれども、また戻ってきて、もっと表現力豊かな掘り下げた質問をしたいと考えておりますので、ぜひまた皆さん、先ほども話したように、横のつながりをぜひ、自分の課だけではなくて、横のつながりをぜひ考えての執行部が頑張っていられることを望んでいます。これで終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 ( 1 4 時 5 5 分 )

## 平成26年第3回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年6月9日（月） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成26年6月12日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成26年6月12日（午後2時36分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 伊佐則勝                 | 9番               | 仲眞功浩  |
|                        | 2番           | 新垣博正                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 金城章                  | 11番              | 新垣健二  |
|                        | 4番           | 新垣徳正                 | 12番              | 宮城治邦  |
|                        | 5番           | 新垣光栄                 | 13番              | 仲村春光  |
|                        | 6番           | 與那覇朝輝                | 14番              | 宮城重夫  |
|                        | 7番           | 仲座勇                  | 15番              | 新垣善功  |
|                        | 8番           | 仲宗根哲                 | 16番              | 比嘉明典  |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 5番           | 新垣光栄                 | 6番               | 與那覇朝輝 |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 仲村盛和  |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 生涯学習課長           | 新垣一弘  |
|                        | 税務課長         | 稲嶺盛昌                 | 教育総務課幹主          | 伊波正明  |
|                        | 福祉課長         | 仲松範三                 | 農業委員会会長          | 新垣秀則  |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に14番 宮城重夫議員の一般質問を許します。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 おはようございます。通告書に基づいて一般質問をやっていきたいと思えます。この件に関しましては、平成22年の6月議会でも取り上げまして、また平成23年の3月議会においても、これまでの経過を村長初め担当課に質問してまいりました。その中で、村長も二、三度ほど東京に要請に行って、その予算が数十億かかるという報告も受け、また、その平成22年度の末には1回分の調査費として4,500万円が計上されたというふうに記憶しております。そういったのを恐らくたどって今日までどういうぐあいな経過になっているか伺っていきます。

まず質問事項の1番です。集中豪雨による災害地域の対策や復旧、取り組みの進捗状況について伺います。平成22年5月の集中豪雨により屋宜犬川原地内、字新垣の運動公園の下付近から当間地内の上地区までの広範囲で地すべりや道路の陥没等が発生し、村当局は県や国に対し復旧対策等についての要請活動を行っていると思えます。現況はどうなっているか伺います。また、平成26年3月定例議会中にも、都市建設課長よりこの事業が採択されたとの報告も受けましたが、地域住民への説明等、あるいは合意形成に向けてはどういうお考えですか、伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、宮城重夫議員の御質問にお答えいたします。

御質問は集中豪雨の対策でございます。都市建設課のほうでお答えさせていただきますが、今、冒頭でもありましたように、この件につきましては、国、県、要請をしっかりと行っているつもりでございますし、また早期事業着手に向けて順調に推移をしているという報告も受けております。喫緊では川上副知事とお会いしたときにも、これはもうしっかりやらせてもらうという返事もいただいておりますし、あとは地権者の同意も含めて早期に着手できるように指示をしているところでございます。詳しいことはまた都市建設課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では、宮城重夫議員の大枠1についてお答えします。

当間自治会から平成26年1月22日に地すべり防止対策整備の要請を受けまして、沖縄県に要請書を提出しました。沖縄県が地すべり防止工事の事業化に向けて準備をしているところです。今年度は地すべり防止区域指定及び地すべり防止工事に伴う同意作業を現在都市建設課のほうで行っており、5月末現在約60%の同意を得ています。沖縄県としては、80%の同意を得てから事業説明会を行う予定をしています。村としても事業採択を早めるために、同意作業については今月末をめどに終える予定をしています。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 ただいまの課長の答弁から60%の同意。80%の同意がもらえたら県としても着手するという答弁をいただきましたけれども、実際、この地権者というのが何名ぐらいいらっしゃるかどうですかですね。それについて。

あと、これは後で聞きますが、こういった防止策、そういったものを考えられているか。人数とどういう工法とか。これをお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

2つの質問がありますので、順次お答えします。地権者については114名、新垣が11名、当間が58名、屋宜13名、添石4名、伊舎堂・登又・北浜については1名、あと村外で25名、今同意をもらっているのが68名で60%となっています。それと工法なんです、実施設計で、来年から実施設計を行いますので、その中で測量、ボーリング調査などをして対策工の造成計画を作成することになっておりますが、一般的にはのり枠アンカーや抑止杭工法、あと横ボーリングでの地下水位低下の工法が考えられます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 今、同意作業をやっているということですが、この範囲というのがものすごく広いわけですね。工法はいろいろ抑止杭とか話は、考えはあるみたいですがでも商工会の上のほうから、このJA中城の国道をまたいで上のほうまで広範囲にありまして、そういう広範囲になると1カ所だけの防止策ではちょっと無理があるのではないかと。これはやっぱり二、三カ所ですね、そういった防止策を講じなければ全体的な地すべりの対策にはつながらないと思いますが、そのところは今どうなっているか。また、村として今後県と交渉していく中で、どういった考えをお持ちか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、地すべりの区域としては、先ほど宮城議員が言ったとおり、JAの国道上から商工会の上までの新垣の公園、広場までの範囲となりますので、その範囲の全体的に調査し、滑っている箇所は今のところは県のほうとしては対策は全部行っていくことになっていきますので、まず1期工事は今の豚舎があるところ、あの辺を中心にやっていきますので、また滑り箇所があればですね、その辺も今の区域指定の中で行って

いくことになっていきますので、その辺はまた県とも協議しながらやっていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 この新垣の運動公園の下から国道近くまでなると、大分高低差がありますよね。それを考えると、1カ所じゃとまらないんじゃないかと。段差をつけて、棚田みたいな感じで二、三段の段差をつけないと、この工事はもたないかなと思いますけれども、ぜひそういったことを考慮に入れて、県との工事折衝を進めてもらいたいと思えます。そうすると、そこに地権者が114名いらっしゃると。この土地とか、結構潰れると思えますけれども、この土地とか潰れ地の補償とか、そういうのはどうお考えですか。そういうのがないと地権者の同意というのは難しいと思えます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに用地買収がないと同意作業とも前に進まない。前回の津覇の急傾斜地の場合はもう100%用地買収がなかった箇所になっています。ただ、それとの違いは今回当間の場合は地すべり防止対策事業ですので、例えば排水が入るとか構造物が入るところは用地買収は出てきます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 どうしても犠牲になる地主ですね、地権者、あるいは潰れ地等も出てくるんじゃないかと思えますね、のり面とか出てきますので。そのところの補償はしっかり県と交渉してもらいたいと思えます。今から地権者との交渉に入りますけれども、そういったことをしっかりと説明して1日でも早く着手できるように、お願いいたします。

あと、その地域は道路らしい道路は1本もないんですけども、これは今後の県との交渉時点で、ぜひ維持管理道路としての道路もつけることを要請できないかどうか。頭の中でできな

いかどうか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、北上原に抜ける歩道がありますけれども、階段がある歩道ですね。この辺まで区域に入っていますので、その辺は来年から始まる実施設計、詳細設計の中で村の意見としても反映させていきたいと思っていますので、まず詳細設計をできた段階で県との協議は行っていきたいと思います。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 あと、この地域は結構農地がありますよね。農林水産課のかかわりはどうなっていますか。かかわっています。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいま直接農林水産課が県との協議等には加わっていません。農振農用地があればそれなりのかかわりも今後出てくるかと思っていますので、そのときにはまた協議に加わりたいなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 この地域は私は結構農地あると思うんですね。地目は農地で、現状はどうなって...、そのところはどいうぐあいに捉えるかわからないけれども、お互いが見れば農地が結構あると思うんです。それに対して農地の保全からも、やはり農林水産課も今後かかわるべきじゃないかと思っておりますけれども、その地域の農地保全等はどうお考えですか。まだ考えがないのかどうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、その地域の農振農用地が今幾ら、ほと

んどが農振農用地なのかちょっと把握しておりませんけれども、いわゆる農林省の農地保全整備事業というのがメニューにありますけれども、それは当然農振農用地がかぶっている農地で行える事業であります。これまで久場地区とか、新垣地区の傾斜部で実施されていますけれども、ただ、こういった地すべり地域でそれがなじむかどうかというのは今後また検討して、県にも、もし必要であれば要請をしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 これは災害であれば、地すべり等がおきて、その農用地として適しない地形になっていますよね、現在。それを機会にやはり農地保全の面から、この国、県に対して農地の確保というんですか。それを要請していくべきじゃないかと思うけれども、そこら辺の考えはまだないですか。突然だけど。どう対応するか、対処法ないですかね。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

農地保全という話ですけれども、今回は国土交通省の予算を使って地すべり工事をやりますので、この地すべり工事が終わった暁には土地利用できますので、農地したい人は農地をやるということになるかと思っております。まずは地すべりをとめる工事をしないことには農地保全もできないのかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 ぜひ、その農地保全のことも頭の中に置いて、その防止策等の構築物を、この工事をやってもらいたいと思っております。

あと、この図面を見ると、当間の拝所があるんですね。この拝所のこれ、当間部落の人はこれをヤマダウドウンと言うんだけど、ヤマダウドウンの西側側面も極端な高低差があるわけですね。県と交渉する場合ですね、こっちの崩壊防止壁にこれ要請できないかどうかなんです

ね。現場を見えていますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今は当間、上の鉄塔のところにある拝所だと思いますけれども、この辺は国も県も確認できていますので、その区域も今回の場所に入っていますので、その辺の工事対策も出てきます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 都市建設課長、どうもありがとうございます。ぜひ頑張って、この区民、あるいは地権者の要望が通るように頑張ってください。

あと最後になりますが、これは村長にお願いですけれども、先ほども維持管理道路の件で話しましたけれども、ほんと道路らしい道路がない、この犬川原一帯は。それでこの災害防止工事を機に、避難道と言っではいけないと思いますけれども、お互い万一その津波のときにどうするかとよく議会でも話になるんですが、避難道も兼ねた、兼ねたというと向こうには通らないと思いますけれども、ぜひ利用しながら、この維持管理道路の設置要請をしてもらいたいですけれども、お考えを伺います。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私も現場を確認したときに同じ思いをいたしました。どういう制度を利用してどういう道路の接続になるかわかりませんが、何らかの措置はとったほうがいいというのはもう明確でありますので、我々で形はどうあれ、何らかの接続道路といいますが、それはまたジブンを使いながらいろいろ検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 どうもありがとうございました。

議長、通告書はないが、災害防止の件で集中豪雨の災害防止の件で質問していいでしょうか。

議長 比嘉明典 災害関係なら許します。

14番 宮城重夫議員 ありがとうございます。中城はその地形上、平成18年に北上が土砂崩れ、平成22年に当間の上ですね、屋宜含めて。ことしもまた北上で県道沿い、奥間から新垣に抜ける県道沿いですね。向こうもまた土砂が崩れて、おとといまでは何とか車が通行できたけれども、きのう回って行ったら、道路が一方が潰れているくらいひどいこぶになっているんですよ。それに関してはもう早急な対策等を講じる必要があると思いますけれども、都市建設課。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今、議員がおっしゃっているのはウンピラの一番奥のほうの、一週間前に排水のところまで盛り上がり、中部土木のほうも確認していますので、この辺は今中部土木が注意喚起の看板と早急な対応を今検討していますので、その辺は注意しながら役場としても監視していきたいと思っています。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 この状況というのは、本当に日々悪化しているんですよ。おとといまでは何とか通行できたけれども、きのう夕方見たらもう完全に1車線はつぶれていますね。これもまた中部土木ですか、管轄は。奥間から新垣に抜けると右カーブで新垣から奥間に出ると左カーブで。道路を真っ直ぐ要請できないかどうか。中部土木のほうに。6年前、あのカーブをなくせば今回のような災害は起きなかったんじゃないかと私個人的に考えているんですが、今考えてみると、向こうは原野、安里側はね。この工事費がどのくらいかかるかわからないけれども、真っ直ぐできないか、これも要請してもらえますか。この件、どうですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時22分)

~~~~~

再開(10時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のこの急カーブの話ですが、今回、今アスファルトも盛り上がっていますので、まずはここを早急に解決しないと、次の段階のその要請というのもできないと思うんですよ。ただ、今回要請するところを真っ直ぐする場合、もともとこの辺の高低差は20メートルから15メートルぐらい下がった地盤で、地盤改良も相当の金がかかるんじゃないかなと思っています、費用対効果も検討しながら県のほうはやられると思いますので、その辺は中部土木のほうには役場からはそういう話もあったということを用意として言ってみます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 どうもありがとうございます。4カ年前の最後の議会も災害の問題で登壇して、また今回もこの災害の問題で登壇して質問していますけれども、この中城の場合は地形上どうしても、今後ともこれは起こる可能性があると思うんですよね。本土においては治水事業というのはこの間ずっとやられてきていると思うんですけれども、沖縄の場合は戦後ですか、施政権がアメリカにあったため、こういった行政面の住民福祉に関する政治的なものが行き届いていないと。これは中城村としてそういった本土の、日本、ヤマトの行き届かなかった政治的な面を背景に、強力に村長はそういった治水事業に関しては要請等やってもらいたいと思います。4か年間、滞りなく議会活動もできたし、また一方気になることは、この日本全体として何か変な方向に行くような感じがしますので、村民も一緒になって、せっかく立派な憲法があるのに、あえてこれをなし崩しにして戦争のしやすいような国にいきますので、今後とも議会を含め、村民も一丸となって方向性を見守っていく必要があると思います。以上

をもって私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、14番 宮城重夫議員の一般質問を終わります。

続いて、1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨーチュウウガナピラ。1番 伊佐則勝です。まず一般質問に入る前に若干の前置きをさせていただきます。去る5月の降雨時に、上川原の山手、地すべり地域の一部、長楽苑の下のほうになりますか、そこで農水課の職員と都市建設課の雇用職員の皆さんで、地すべり予防のためにビニールシートでの応急処置作業をしっかりとやっておりました。私もその現場に立ち会っておりまして、応急作業に正直感心しております。その節は雨の中大変御苦労さまでございました。ここ二、三日の長雨で、宇津原の北上原側の山頂のほうなんですけど、最近までちょっとススキも生え始めて緑になったのかなというような感じを受けていたんですけども、ここ二、三日の長雨で、やはり山肌がむき出しにまたなっていると。裏の川の流れもやはり泥水と濁流というふうな感じ、状況が見受けられました。地域住民にとっては台風時や長引く大雨時のたびに山崩れ、地すべりの危険性を大変意識しております。北上原、安里地区の教訓を村当局と共有する中でこれから通告書のとおりの一般質問を行います。簡潔明瞭な答弁をお願いします。

まず大枠の1番、奥間地区の治山事業について。平成24年12月定例会の一般質問で取り上げた件になります。農水省の治山事業による土砂崩壊防止対策の事業採択に向けて県への要請を行い、現在南部林業事務所と協議調整中と思うが、下記についてお伺いします。奥間地区内において、宇津原、喜納原、上川原の3カ所の予定地について、昨年12月に村の農林水産課より地権者を対象に説明会が実施されました。事

業採択の際には事業実施区域を保安林指定し、土地利用への制限や地権者からの無償提供になる旨の協力要請がありました。その後の地権者との合意形成作業はどうなっているか伺います。宇津原の事業実施予定地では、地権者の多くが北上原区民が占めておりますが、地元説明会は実施されたのか伺います。事業実施区域予定地については、事業規模・工法等の青写真が必要と思うが、南部林業事務所との協議の進捗状況及び今後の見通しはどうか伺います。

大枠2番、集落環境の整備について。これも本題に入る前に、同じく昨年の6月定例会で取り上げた件でございます。奥間中央線の排水路の改良工事についてでございます。おかげさまで既に整備も完了し、順調な排水構造になったと見受けられます。集落環境の整備について、課長の答弁どおり、地域の期待に応えたことを高く評価しておきたいと思っております。さて、昨年の6月定例会で取り上げた給食センター裏側の未整備状況の排水路整備の答弁を受けての事業着手について伺います。厚労省の集落環境整備の補助メニューを念頭にしていると思うが、補助事業採択の方向で対応したい旨の答弁をいただき、事業採択の可否については平成25年度中に回答することになっていたが、結果はどうなったか伺います。補助メニューでの事業採択ができなければ、単費施行でも整備していきたいとの担当課長よりの心強い答弁を得ております。事業着手に期待するが、対応についてはどうか伺います。以上、よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは、議員も御承知のこの大枠1番の治山治水といたしますが、それに

いて少しばかり見解をお話しいたしますが、ご承知のとおり、農水関連の治山治水事業はなかなか地権者の方々の無償といたしますか、補償補填がなかなか制度上厳しいものがありまして、こちらとしてもやりたい事業ではあるんですけども、後で細かいところはまた答弁させていただきますが、なかなか遅々として進まないという、非常にこちらもやきもきすると思っておりますか、いらいらするところはありますけれども、ただ、そうも言ってもらえませんので、担当課のほうにもそういうことであればじゃあ別の考え方で、ちょっと頭を柔らかく、解釈を広げて何とか地権者の利益になるようにといたしますか、地権者にも御負担が少なくなるような形で地域の安全安心を確保できるような、二、三、いろいろアイデアは出てきているようではございませんけれども、それに向けてまた我々も一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、後でまた細かいところを聞いて、一緒になってまた考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、伊佐則勝議員の大枠1の について答弁させていただきます。

まず について、昨年12月の説明会以降、数名の地権者との交渉を行っておりますが、現在のところ保安林指定への同意取得は、喜納原の字奥間自治会と上川原の地権者1名となっております。進捗が余り見られない状況となっております。農林水産省の治山事業の採択には、保安林指定が必須要件となっており、指定されると立木の伐採や土地利用等の規制がなされ、さらには施設用地の補償等もないことから地権者の理解を得るには困難な面がありますが、今後も説明会や地域の協力を得ながら合意形成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして についてですが、北上原地区での説明会はまだ実施しておりませんが、宇津原の地権者は北上原区民が大部分を占めておりますので、今後、説明会を開催して保安林指定に向けた地権者との合意形成が図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして について、南部林業事務所との協議の結果、具体的な事業規模・工法等については、保安林指定の同意を得た後、事業採択への方向性が見えてくれば調査計画設計を委託するとのことで、農林水産課としては、今後も事業採択に向けて保安林指定同意について、地権者との合意形成が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では、大枠2のと についてお答えします。

について、厚生労働省の地方改善事業で採択予定していましたが、この排水については集落外からの流域となっていることから、補助採択条件としては該当しませんでしたので、今別の補助メニューを検討しています。

について、単費施行も視野に入れて整備を行う必要がありますが、今年度も各自治会からの維持管理の要望が多く、質問の排水整備については、現場状況からも機能していることから、緊急を要する箇所から整備を行っています。先ほども答弁したとおり、別の補助事業の検討と単費施行も視野に入れて検討し、昨年定例会で答弁したとおり、ぜひ期待に応えられるように予算の確保に努めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠の1番の についてでございますけれども、この間、数名の地権者の方と交渉を行ったとのこと。その中で当然、奥間自治会の土地が1筆ございます。これは喜納原のほうで

すけれども。あと上川原の地権者1名が同意をなされたというふうな答弁でございました。かなりの地権者がいらっしゃいます。上川原、それから宇津原のほうにはですね。かなりの地権者のいる中で数名の地権者との交渉しかまだやられていませんよということなんですが、それで進捗が余り見られない状況となっております、どうも理解しにくい。要するに多くの地権者とお会いして相談に乗ってもらったんだけど、そういうふうないろいろと制限があって、非常に難しいと。だから、進捗状況が余り見られない状況になっているということであれば何とか理解もしやすいですけれども、進捗が見られない状況の理由は地権者の問題なのか、そこら辺の問題がありますよと。無償提供になりますよというふうな条件がついてくるということで、地権者の問題なのか、農林水産課の皆さんが業務多忙で、いわゆる同意作業の行動がなかなかとれていないのか。どちらなのかお伺いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

まず、今までの同意状況としてまだ1名と、あと自治会の所有地のみとなっておりますけれども、数名の交渉を行う段階でこういった保安林指定されると、やはり規制がかかり、あとは補償がないというのがかなり、同意には否定的な面がありました。中にはやはり凶面等々、3番のほうでも議員のほうが質問しておりますけれども、より具体的なといいますが、概略的な凶面でもあれば、どの程度がうちの土地は規制がかかるのかとか、そういった具体的なものを判断材料とするものがないと、ただ漠然と地積図を持ってこられてもなかなか理解しづらいという面もありました。それで、あと1つ、農林水産課としてのこの同意作業への取り組みが悪

かったのではないかということですが、確かにその辺は、他の業務も担当として抱えながらの同意作業でありますので、今後できるだけ早目に課の、職員全員でできるような形で取り組んでいきたいと思っております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 先ほど宮城重夫議員からの質問の中でもありました。具体的な数値が出ておりました。地権者114名に対して合意形成、同意がとれた地権者が68名もいらっしゃいますと。60%の進捗状況であると。来月までにはというふうな具体的なお話がありました。ですから、ただ数名の地権者とお会いして、これは困難だというふうな答弁では、なかなか地元としては毎日あの山を見ているわけですから、そこら辺はしっかりと地権者、まずはお会いする、数名ではなかなかやはり困っている、困難だというふうな資料的データというんですかね、そういう面ではなかなか私、質問する側にとっても即理解というふうなわけにはいきませんですね。そこら辺は、もし必要であれば本員も担当課と一緒に同行しても結構ですので、そこら辺はどうぞ利用してください。この答弁に関してなんですけれども、1点目、2点目、3点目、全てに共通しております。今後考えていきます。今後対応します。今後、今後がずっと続いておりますけれども、課長のおっしゃる今後について、感触なんですけれども、私自身、あしたから早速始めますよというふうなことなのか、イヤナマイチュナサクトゥ来年からルナインドというふうなことも、全て今後なんです。ですから、いつからいつまでというふうな期限を切らないとそういう作業はなかなかやりづらい。行動に移しにくいということはあるかと思っております。しっかりと期限目標を持って、工程管理をつくってしっかりと取り組むべきだと思っております。その件いかがですか、お聞きします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

確かに今後、これまでも今後、今後ということで曖昧な回答をしてきておりますけれども、やはり御指摘のとおり、ある程度期限を設けてその作業に集中して同意を取りつけていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 昨日の一般質問の中でも評価の問題で、PDCAサイクルをしっかりと回しましょうというふうな話も出ておりました。そういうふうなところでそこら辺の同意作業につきましてもしっかりと対応していただければと思います。

2点目につきましては、早速地元説明会を行うと。今後じゃないですね。早速地元説明会を行いますということでございますので、対応方ひとつよろしくをお願いします。

3点目の件になりますけれども、その今の予定区域の3点の中で、喜納原が奥間自治会の所有地になっておまして、既に自治会長から同意書ももらっているかと思っております。その条件として県がその事業採択に向けて調査計画設計を要するにつくり上げていくと。民間に委託していくというふうな作業に係る前提条件として地権者の同意がもう絶対条件になるというふうな話を伺っております。その喜納原につきましては、地権者の自治会は既に同意もなされている。その中でまだ事業採択のオーケーが出ないということについては、どういうふうなことになっているのか。なぜまだ事業採択ができてないのか。そこら辺の理由をお聞かせ願いたいと思っております。よろしく。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 お答えいたします。

喜納原につきましては、村としてもぜひ優先的に事業実施をしていただきたいということで南部林業事務所のほうにも要請はしております。ただ、県のほうも以前にも現場を確認し、ある程度事業費といえますが、その事業を採択するには事業費がおおむね1,000万円以上超えないと事業採択として要件を満たさないという状況でありまして、今後來週か再来週にでも県のほうが再度この、喜納原の箇所を確認して、どういった工法で1,000万円以上に持っていけるのか、再度検討したいということで回答を得ております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 わかりました。しっかりとまた現場を再確認していただきまして、早急に事業採択できるように、ひとつ御尽力願いたいと思います。その喜納原のほうはもう真下に集落が密集しているところでございます。現在その3点、予定区域3点のうちにその喜納原だけ集落環境が下のほうに整っているというふうなことでございまして、治山事業でなかなか難しいよというふうなことであれば、いわゆる国交省の補助メニューもあろうかと思えます。そこら辺はまた庁内でもしっかりと土木メニューでできないのかどうかも含めて、しっかりと庁内で合意して調整をしながら早急に事業採択、いずれでも結構なんですけれども、早急な事業採択ができるようにひとつ要望しておきたいと思います。

続きまして、大枠の2番に移りたいと思います。につきまして、いわゆる補助事業での採択要件に該当しなかったということでございます。別の補助メニューがあればということでございますので、そこら辺しっかりと、また別にメニューがないかどうかしっかりと対応をとってもらいたいと思っております。でございますけれども、補助メニューも含めて、あるいは

単費施行でもしっかりと、財政厳しい折ではございますけれども、しっかりと整備に向けて取り組んでいきたいという心強い答弁がまたしても出てまいりました。本件、排水路に関しましては、先ほどの答弁にありましたように、いわゆる上流域からの水流がございまして、その水流が給食センター裏手まで流れていきますけれども、その間が、いわゆる自然に私有地を侵食しながら現在できた溝じゃないかなというふうなこと。答弁の中では、現場状況からも排水路として機能しているというふうな答弁がありますが、実際問題は上流域から流れた水がいわゆる私有地を侵食しながら、現在溝になっているというふうなことかと思っておりますので、そこら辺の認識は担当課長あるかと思っておりますけれども、そこら辺お聞かせ願えますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

確かに奥間の366の7番地、366の3番地の横を通って、これは個人敷地内を通して排水の形態を成しています。その上のほうに村の水路敷があるんですけども、水路敷を通らないで、さっき言ったように個人の土地を侵食して素掘りの排水になっていると。きのうも昼間の大雨で現場を確認したところ、確かに排水路としては機能していますけれども、何世人の個人財産の中を通っているものですから、この辺は50メートルありますけれども、U字溝、もうこの辺は上からの流域も計算しないで、今の現状に合った排水整備をすれば安価でできるんじゃないかなと思っておりますので、もし補助メニュー等がなければ、この辺も安い方向で、村の水路敷に設置していきます。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ただいま今後というふうな言葉がなかったので、もう一度確認しますが、本年度というふうな言葉で答弁できますか。伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

きのうも與那覇朝輝議員に答弁したとおり、交通島も維持管理の範囲ではできないということで予算組み、分けてまいりたいという答弁をしておりますので、両方一遍にはできませんので、その辺は財政とも相談しながら急を要するところからやっていきたいと思っています。決して今年度という答弁はありません。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 わかりました。やはり財政との兼ね合いもございます。優先順位もござります。ただ、課長の答弁にありましたように、個人有地を今通っていますというふうな認識は共有できておりますので、そこも含めて早急に対策が打てればよろしいのかなと思っております。また早急な整備を要望しまして私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時00分）

~~~~~

再開（11時10分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

休憩いたします。

休憩（11時11分）

~~~~~

再開（11時12分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

安里ヨシ子議員。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 日本共産党を代表して一般質問を行います。

4カ年間、いろいろと御助言なりいろんなことを教えてもらったりして本当に感謝をしてお

ります。最後になる可能性は大いにありますけれども、組織の決定がまだおりないのでわかりません。では一般質問を始めます。

国の介護保険の改悪について質問をいたします。最初に衆議院で可決された医療介護総合法案は、要支援1・2訪問介護と通所介護を介護保険給付から外され、介護が受けられなくなると高齢者の不安をかきたてていますが、村行政はどのように認識をしていらっしゃるでしょうか。

その外される人ですが、何人ぐらいいるか。

介護から外される要支援1・2の人たちの支援策の受け皿はどのようにお考えですか。年金暮らしのお年寄りがサービスを必要としているのに負担が大きすぎて介護が受けられない事態が起きている。村独自の減免制度は考えられませんか。国の方針として予防が第一と言いながら、軽度外しは重症化を招き、保険料の高騰、医療費の高騰を招きます。この矛盾をどのようにお考えですか。以上、質問をいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問全般にわたりまして福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、きのうの新垣徳正議員の質問にもお答えしたと思っておりますが、今回の件につきましては、市町村ガイドラインが通知があるようでございますので、それをしっかりと勘案して、県や広域連合との連携も含めて今後どのように対処していくかをまた検討していきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 安里ヨシ子議員の質問にお答えします。

平成26年4月末介護広域連合の統計資料によると要支援1 54人、要支援2 106人、合計160人となっています。きのうの答弁とも

重なるんですけども、県、広域連合の担当者、構成市町村と調整しながら連絡をとり合いながら進めていきたいと思えます。現在、要支援認定の高齢者は認定期間が最大1年であることから、平成29年度の途中でも要支援認定終了期間までは現在のサービスが受けられます。村独自の減免制度がありませんので、広域連合と調整していきたいと思えます。予防事業を今まで以上に充実させ、要支援、要介護状態にならないように工夫していきたいと思えます。また、財政とも相談しながら、高齢者が趣味やサ・クル活動に参加しやすい環境をつくり、引きこもりにならないように生きがいを持って楽しく過ごせるように考えていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 介護から外される要支援の1・2の人が160名もいらっしゃるということで、これの受け皿と申しますか、そういった支援策をまだ法案が参議院を通過して成立してはいないんですけども、もうサービスから外されている人がいるんですよ。デイケアに3回行ってたのが1回に減らされた。ということで足がこわばって歩きにくくなっているとかというのもあるし、訪問看護も3回来ていたのを1回に減らされたということも出てきていますので、やはり福祉課としてはその1・2の人の支援策、それを具体化していく考えがありますよね、お願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

現在認定されている160名は、平成29年度までは現在のサービスが受けられます。平成27年度新規の方々については、この要支援から外れていきます。今後の受け皿として、広域連合ともこれから7月から3月まで毎月6期計画の会議がありますので、その辺を情報収集して、各市町村とも連携していきたいと思えます。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この総合法案の中身ですけども、この要支援者が専門的なサービスが受けられなくなるわけですので、かわりに市町村に代替サービスを提供することになっています。それで、支援1・2が専門的なサービスを必要としている人は市町村が判断することになるんですが、その厚労省の基準としては、この日常生活に支障の生じている認知症の人、基準は4つあるんですけども、この認知症の人の対策が大変重要だと私は認識しております。認知症と判断された人は、この要支援の5割にも上るそうで、この認知症というのは、一、二回会っただけではよくわからないわけです。これを村のほうに委ねると、村の裁量に市町村の裁量に委ねるといっていますが、この認知症対策ですか、それを国のほうではその予防とかそういったのが大切といいながら、それを要支援1・2に5割ぐらいも認知症がいるということになれば、村としてはやはりボランティアに任せるのか、認知症対策としてどのように考えていらっしゃるでしょうか、お聞きします。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 国の方針は地域の資源を活用するという目的であります。地域の資源ということはボランティア、地域の婦人会とか、そういうものを活用していこうという方針であります。村もかわりながら、どういう方法があるか検討していきたいと思えます。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 地域のボランティアに任せるということですけども、認知症を専門的なそのケアから外されると、早期の対応が必要だと言っている国の政策に非常に矛盾していると思えます。認知症というのは大変その対応が難しい、今正常だと思っていた人が、何かちょっと違うんじゃないのという、そういつ

た判断をするには専門的なものが必要であって、ボランティアに任せるとするのは、これはもう非常に無茶なことだと考えております。この認知症が専門的なケアが受けられなくなったら、各家庭で虐待とかいじめとか、そういったものが出てくる可能性が十分にあると思います。そして、この筋力の低下とか、カニハンディートンとかということで、みんなからの見た目にもいじめとか虐待につながっていく、そういうことになるんですけれども、そのボランティアといっても、今のふれあい事業とか、そういったものとかだったらボランティアで十分ですけれども、この要支援1・2の人が外された場合に、やはりこの専門的なケアが受けられない、ふれあい事業でも月に1回でするので、やはりそれは専門的なケアが受けられるように村としては対応策を今から考えておかないと、ボランティア任せではこれは絶対にできないと思っております。ヘルパーの派遣事業も減らされるわけですので、今までヘルパーの助けをかりて食事をつくっていた、そういう人たちがもうできなくなるわけですから、そういったものを重症化してしまう、そういうことになるんじゃないかなと思っております。今度の法案で今まで利用料が1割だったのが、一定の所得のある人が2割に引き上げられるということですが、高齢者の中からは、いずれまた全員2割負担になるということでお年寄りを不安に陥れております。年金暮らしのお年寄り利用料が払えないからということで利用を控えている、そういう人たちが現にいます。年金が七、八万円ぐらいを2カ月に1回とって、これから介護保険料が引かれれば、利用は、あってもできなくなるということで、生活保護を申請しますかと言ったら、それはできないと。何とか子供たちからの援助で食べていけますということの話でしたけれども、やはり高齢者の生活は非常に深刻です。村としても何らかの手を、今までなさってはいますけれど

も、やはりこの専門的な知識を持った人たちを、手を差し伸べる必要があると思っております。この軽度外しをされた場合に、自治体の財政をも圧迫するんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどんな感じでしょうか。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 法案が可決された場合には、村の負担分もふえると思いますので、その辺はまた財政とも相談しながら、どういうメニューがあるのか、また市町村がどういう施策をしているのか、検討をしながら進めていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それはですね、自治体の財政を圧迫するということは、やはり国から上限が決められてくるわけですので、その範囲内でケアしないといけませんので、本土のほうでは市町村段階で、独自でやっているところもありますので、財政が少ないと言えば少ないのかもしれませんが、そういうところはこの支援1・2が外されたら、やはり介護保険料、重症化しますよね、そのままほっておいたら。これは部落のボランティアが何回もおうちから外に出しているいるとケアができればいいんですけれども、そういったひまもないし、どうしてもその施設とかそういった国の保険に頼る以外にはないと思うんですが、介護保険料も重症化するまで、国保料も高騰すると、重症化すれば余計にそれが高騰すると思うんですけれども、その辺も考えていらっしゃいますよね。健康保険料とか介護保険料のことで。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

御指摘のように、悪循環になる可能性がないとは言えないと思っております。そういう意味で、今後この法案可決後、市町村の役割としてのガイドライン等も十分含めながら、その制度の枠の範囲を超えてでも逆に言うと介護保険料、健康

保険料等の節減になるというような総合的なものであれば、これは当然村も行政として対応しなければならない部分になると思いますので、それはそういうガイドラインの形ができた時点で、やはり財政の総合的な部分から対応していく必要があると考えていますので、決して全てを制度でまかなうという部分の対応ではないというふうに、制度内の対応だけで物事が解決するという認識は持っておりません。それ以上の対応が必要な場合はそれなりの対応をしなければならないというのは現実の問題だと考えています。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 介護保険料、そして国保も高騰するし、村の財政も大変な状況になるんじゃないかと思っております。これですね、本土のほうでは市町村段階でも国のほうに対してやはり反対を叫ぶというか、反対の声を上げるというか、ただ国からおろされたら、公務員というのは「はい、そうですか」とは、それに従順に従うものなのかなと自分が考えたりしますけれども、反対の声を上げるということが出来るかどうか、お願いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

ただいまの質問は大変難しい問題でございますので、地方公務員は法に基づいて法を執行する立場にございますので、基本的に言えば国の制度を無視した行政ができるわけではございません。ただ、その前段として、その地域地域、逆に言えば今は介護連合あるわけですので、これを1市町村で運営しているわけではないので、その単体単体としての意見の意思表示というのはそれは可能だというふうに考えます。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 反対の声を上げるということは大変勇気の要ることではあるんですけれども、市町村段階で反対の声を上げてい

るところもあります。本土のほうでは、ですから、この反対という意思表示を何らかの形でやってほしいと思います。この認知症が、支援から外される人の5割から6割、7割くらい認知症がいるということですので、民生委員を活用して、そういった人たちの実態調査などを行って、今後の高齢者の福祉に生かすことができるかどうか。村当局はその民生委員を使って、民生委員を活用してその160名の実態をつかんでほしいと思うんですが、それについては。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時35分)

~~~~~

再開(11時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

民生委員の去年の実績でも380件近くの相談、1,400件余りの訪問をしていますので、民生委員の方々をお願いして、そういう実態調査をやっていききたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 重症化を食いとめる、そういった手だてをしてほしいと思います。何ともそのお年寄りが生きづらい世の中といいですか、若いときはそんなに何も感じないというか、事務的な面とかそういった大変ですねとかいうのを思っていたんですけれども、じわりじわり実感として湧いてきたら、寂しさもあるし、その子供たちに遠慮してこうしてほしいとか、トイレまで連れて行ってほしいとか、そういうのが言いにくいというか、今まで手塩にかけて育ててきた子供たちではあるんですけれども、なかなか年とったら遠慮をして言えない状況が出てきて、その認知症の人なんかは、もう生きていても仕方がないということで家出をしたり自殺をしたりする、そういう状況があっちこっちで見られるんですよね。新聞も今いつも

報道していますが、認知症の人のこの行方不明者がたくさんいるということで、そういったことが生じないように、中城村ではほかの市町村、都市地区よりは横のつながりがあると思っています。子供たちがたくさんいても、やはり頼みづらい、自分たちが患うというより、足が痛いこっかが痛いという状況に追い込まれたときに、やはりこの靴下を履くにも大変、あっちにあるのを取ってというのも大変、孫たちを使うのも、子供たちも忙しいという、そんなような状況ですので、高い保険料も年金から天引きをされる、本当に保険料を払っていてもそれが使えない、そういうみじめな思いをしないためにも、せめて政治の光を当ててほしいなと願いまして私の質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で、10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時39分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは、一般質問通告書に基づきまして3点ほど、質問をさせていただきます。

まず1点目、サービス規程と障害者虐待についてでございます。これにつきましては、さきの3月議会においても質問いたしましたが、ちょっと時間がなくて中途半端に終わりましたが、今回改めて質問をさせていただきます。それで、私が指摘した質問ですね、職員が酒気を帯びて勤務しているということについては調査したのかどうか、その結果はどうなっているか。それと、障害者の虐待はないという答弁でありましたが、前の石原課長は定年退職されていま

すが、虐待はないということでありました、その調査結果はどうなったかについて伺います。

サービス規程については、村長もそのサービス規程を守る義務があるのかどうか。私としては当然それはサービス規程については守るべきじゃないかと考えておりますが、その見解。それとサービス規程の見直しについても私は提案しました。それが検討されたかどうか。それと、虐待はなかったという答弁でありましたが、私の調査ではワークセンターから3回ほど虐待があると、疑いがあるということで、村のほうにも報告したということであります。それがなかったという答弁でありましたので、その件についても私は確認しましたけれども、行政のほうは確認したかどうか。

次、2点目です。中部南地区火葬場・斎場建設の進捗状況についてであります。12月議会答弁を見ますと、仲村春光議員に対して村長の答弁の中で、場所を3カ所から絞ってやったと。3カ所をある意味では候補地に挙げてあると。そして、伊佐則勝議員の質問への答弁では、企画課長は1カ所に絞り込まれたという答弁をしていますね。その場所はどこなのか。私の調査情報からすると、3カ所というのは久場、泊、そして安里、この3カ所だと私はほかのところから聞いております。そして今回、村外からの情報なんです、建設場所はいろいろわさされて、その場所がどこなのか。今ここではっきりと場所をどこだということを答弁していただきたい。

3点目、農地行政についてでございます。村内は土地改良も終わって、相当の予算をかけて、莫大な予算をかけて土地改良しましたけれども、あちこち見ますと放棄耕作地や遊休地がたくさんありますね。それに対して農業委員会としてどのように取り組みしてきたのか。それと、農業委員というのは法的根拠はどこにあるのか、そして農業委員の権限について伺います。以上。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはは総務課、は福祉課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、御質問の最初の村長も服務規程はあるのかという御質問でもありましたので、服務規程があるかどうか私は確認したことはありませんけれども、村長として、人として当たり前の常識ある範囲で職務に当たるのは当然のことだと思っておりますので、ただ制度上、そういう村長服務規程というのがあるかどうか、後ほどまた総務課のほうでお答えもできるのであればさせていただきますけれども、突然の御質問でございますので、姿勢としては当然常識ある行動で職務を全うするというのは当たり前だと思っております。

それと、私のほうからは御質問の大枠2番の火葬場・斎場についてでございますが、差し支えない答弁を、差し支えがあったら困りますので、我々だけではありませんので、答弁をさせていただきますと思います。これは新聞報道でも御承知のとおり、候補地が絞られたということでございますので、候補地として絞られたという段階でございます。まだまだこれからいろいろやること、説明の義務、そしてこれが粛々と進んでいくための幾つかのハードルもあるとは思っておりますけれども、ただ1つ言えることは、この火葬場建設・斎場建設がまず村益にかなうものなのか、それとももちろん地域の利益にかなうものなのか、それと地権者の利益にかなうものなのか、そういうものを勘案しながら、この葬祭場・火葬場は進めていきたい。これは全てに共通することでございますけれども、そういう姿勢でもってやっていこうという姿勢だけは持っております。詳細につきましては

はまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは、新垣善功議員の大枠1番の 服務規程についてお答えいたします。

酒気を帯びて勤務していることについては、課の職員から総務課のほうに酒のにおいがするというので情報提供を受けております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（13時38分）

~~~~~

再 開（13時38分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 この情報提供を受けた時点では、本人は年休を取得している状況で、総務課としては飲酒の事実は確認しておりません。3月定例会において善功議員から酒気を帯びて職務に当たっているという指摘を受けており、そのときに今回の質問について事実を確認したかどうかということですが、3月定例議会後、担当課長へ勤務状況の報告をしてあります。それについては、善功議員にも資料を提供してあります。そのとおりであります。その当時の朝の出勤、徒歩で出勤しております。それと、午前中勤務しております。役場のほうで昼食しております。その後、1時30分から年休という形です。総務課にその連絡があったのはこの1時30分後でございますので、うちの担当が確認しに行ったときには本人は年休中で職場にいない状況でございました。そういうことでその後、年休は1時30分から15時30分までの年休でございますので、その後、出勤をしております。それでその後、介護広域のほうに書類の提出がありまして、17時30分ごろ介護広域のほうに出向いております。帰庁が19時15分ごろ、その後、業務をしております。超勤という形になります。

退庁が22時56分となっております。以上が当日の行動であります。

調査結果はそれでございますが、服務規程、先ほど議員が服務規程の見直しについて検討なされたかということですが、その後、検討はしていません。その後、本人には厳重注意、口頭での注意、それとまた職員には年度末・年度始における厳正な服務規律の確保についてということで、文書で公務員としての全体の奉仕者としての自覚に立った服務規律を遵守するよう通知をしております。

村長の服務規程と先ほどありましたが、村長は服務規程はありません。職員に対する服務規程しかありません。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 新垣善功議員の質問にお答えします。

大枠1番の、御指摘のありました虐待の疑いのあるケースへの対応について、報告いたします。本件は本人、家族の将来を見据え、強制的な分離・保護ではない支援を進めてきました。平成22年8月19日の転入以来、障害福祉サービスの利用及び関係機関との情報交換・連絡会議を継続してきた中で、本人、家族への対応が慎重になり過ぎた面がありました。閉鎖的な家族への接触や対応が去年の暮れごろから進展し、支援の方向性が動き始めました。平成26年3月28日、外来病院の会議室で、役場2人、相談員、主治医、中部福祉保健所の精神担当者8名にて各機関の情報交換・情報共有、今後の支援の方向性を見出すためのケース会議を開催しました。虐待が疑われるケースではあるが、すぐに分離や強制保護ではなく、今までの経緯を含め親子関係が崩れないように慎重に取扱っていくことを確認いたしました。平成26年5月7日、与那原の事業所の会議室で役場職員3名、私、係長、新しい相談員、事業所、囑託相談員7名によりまたケース会議を行いました。担当の支援員に

最近の様子を尋ねると、泣いたり、物を投げるが多かったが、最近は少なくなっている。また、「みんなと何かしたい。みんなと同じようになりたい。」と意欲が出てきているとの報告がありました。今後の具体的な支援策として家族から離れる時間をつくり、新しい環境を体験するための短期入所、柔らかい物しか摂取できないことから歯の治療、通院のためのヘルパ-の利用を勧めること。母親をケース会議へ定期的に巻き込むことで一致しました。平成26年5月12日、事業所の会議室で母親を交えて会議を開きました。本人は寝ている時間が多く足腰が弱ってきているので機能訓練、骨粗しょう症のため歯の治療が必要と説明しました。そのために短期入所・歯科への通院・通院のためのヘルパ-を利用することと歯の治療費、サービスの利用料が今まで以上にふえることについて尋ねると、「子供」のためならお願いしますと理解を得ました。今月、支給決定の変更を行い7月より短期入所・歯の治療・通院のためのヘルパ-を利用する予定です。母親を交えて、毎月1回のケース会議を予定しており、次のケース会議は6月24日の予定です。施設からの報告で、6月9日、7月からのヘルパーの方と面会したと。本人は歯の治療ができるので大変うれしそうであったという報告を受けています。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 仮称中部南地区火葬場・斎場建設検討に係る建設予定地についての御質問にお答えいたします。建設検討委員会並びに構成市町村長会議を経まして、候補地を1カ所に絞り込んでおります。今後、地権者並びに地域の説明会等を進めながら、地権者及び地元の合意と施設規模、事業費の精査、財源の確保など詳細に検討を重ねた上で計画候補地として最終決定することになると考えております。地権者説明会並びに地域の説明会がなされてい

ない現段階におきましては、絞り込まれた候補地につきまして明らかにすべきではないと考えております。

議長 比嘉明典 農業委員会会長 新垣秀則。

農業委員会会長 新垣秀則 こんにちは。農業委員会の新垣であります。それでは、新垣善功議員の大枠3の について答弁させていただきます。

遊休農地や耕作放棄地については、本村のみならず全国的にも増加傾向にあり、発生防止及び解消が急務となっております。平成21年度の農地法一部改正によりまして、農地の権利等を有する者は、農地の農業上の効率的な利用をしなければならぬ責務規定が設けられました。その後、農業委員会は毎年1回、区域内の全ての農地を対象に利用状況調査を行い、結果遊休農地と判断された農地については、所有者等への指導、勧告、知事の裁定による強制的な賃借権の設定が行えるようになりました。本村農業委員会におきましても、平成23年度に利用状況調査を実施し、文書による意向調査を実施してまいりましたが、その後の指導、勧告等までは至っていない状況にあります。今後は取り組みとして、利用状況調査を来月にも実施しまして、その結果、遊休農地と判断された農地所有者に対しては利用意向調査により、農地中間管理機構に貸し付けるか、農地利用集積円滑化事業により受け手を探してもらうか、またはみずから耕作するか等の意向を確認し、意向どおりに対応しない場合、意向を表明しない場合には、今年度から県が設置します農地中間管理機構と協議をするよう勧告し、協議ができない、整わない場合は、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権等の権利を取得し、強制的に農地を借り受けて、担い手等へ貸付等を行うこととなる制度を積極的に活用していきたいと思っております。遊休農地や耕作放棄地の解消と未然防止は、地域農業の振興を図る上で重要

な課題であるとの認識を農業委員全員で共有し取り組んでいきたいと思っております。権限についてはまだ調べておりませんので、調べてからお答えいたします。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 上から順序よくいきましようね。村長の服務規程はないということですけども、村長もひとりの職員ですよ。特別職としての職員だとみなして、職員の服務規程を村長は見たことはないということですか。先ほどの答弁では、村長自身、村長の服務規程はどこにもありません。しかし職員に対する服務規程はあります。村長もその職員の中に入るかという質問なんですよ。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えします。

地方公務員法の中では職員がというのがありあます。そういうことで、私としては村長は該当していないと考えています。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 わかりました。入っていないということね。しかし、村長は入っていないなくても、やはり職員にはこうしなさいと言っている以上は、自分はやらないで職員にやりなさいとは言えないという考えでいいですよ。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 当然、職員の指導監督に当たりますので、村長としても職員同様、服務には気をつけるべきだと考えます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 わかりました。

それでは、酒のおいをさせながら勤務していた職員のこれは報告書ということでコピーをもらいましたが、これは報告書と言えるの、これで。何時何分何したで、こういうのを報告書と言えるのか。ちゃんと報告書をつくらせてく

ださい、これは小学生でもつくれる報告書ですよ。なぜ、副村長、そういう職員に対して議会から指摘があるわけで、私指摘したんだから、ちゃんとこれはあったかどうか本人を呼んで尋問して、その日のことをちゃんと調査やるべきじゃないですか。これやっていないでしょう、皆さん。本人に申告書みたいに8時25分出勤、午前中内勤、認定審査会資料作成とかありますよ。そして、午前中勤務して2時間だけ年休をもらうということは、こんなのを認めているの。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、私のほうからお答えします。

基本的にこのことにつきましては、こちらから本人に指示しているからこれが出てきたという部分もあるわけなんです。基本的にはその日の勤務状態を報告するようという指示を出しました。これは本人に出しました。年休の取得の仕方ですけども、現在うちの条例では時間休でもらえますので、要するに時間単位で年休が取得できるという制度になっていますので、勤務中の間の取得というのは、これは制度上可能という認識を持っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 時間休で制度上は問題ないということだけど、こういうので常識通ると思うのか。普通だったら午前中出て、午後はそのまま休めばいい。また、3時半からまた勤務についているんですよね。そしてまた11時近くまで勤務している。それで超勤をつけると。それでいいのか。こんなやり方で通るのか。というのは、もし、厳密に言うと、これは私は余り言いたくないんだけど、皆さん方、告別式とか何かで皆さん時間もらっていますよね、ちゃんとみんな年休もらっているの。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

確かに勤務中にそういうのを取るのが常識的

にどうかという部分はありますけれども、現実問題としまして、家庭を持っている人は病院から、保育所からの呼び出しとか、いろんなケースがあるわけなんです。勤務時間中に例えば1時間年休もらうとか2時間年休もらうというのは、その年休をもらう趣旨によってこれは認めるか認めないかは判断すべき行為だと私は思っています。当然、自分の子供が学校でけがしました。じゃあその間、親として引き取ってくれとって、じゃあ年休もらえないから引き取りに行けませんというわけにはいきませんので、そういうものはケース・バイ・ケースというもので判断していくべきだと考えています。

それと告別式につきましては、原則業務と関連して、そこに出席しなければならない場合については、勤務時間内で処理をするよう認めています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 告別式とかそういうのについては私は若干理解できますよ。今回の件について、皆さん方は年休休暇をとるときには何の理由も書かないでもらうの、理由もなく、これは。理由づけもない。私も県の職員として20年余り勤めてきましたけれども、ちゃんと何のためにもらうという理由は書かないといけなわけよ。皆さん方、そういう様式はこれから改善していかないと。年休もらうときは本当は前日でしょう。これ見たら、副村長が言うように、そんな緊急なものじゃないんだよ。こういうのは前もって自分の計画に入れれば、あしたは年休をもらわないといけないと思うときは前日にもらう理由も書くべきじゃないの。その辺も検討してください。これもひとつの見直しとして検討していただきたい。

それと、副村長として職員を管理する側として、議会で私が取り上げているのは何の調査もしないの、独自の。そして本人が書いた資料そのものが全部申告書でしょう。この申告書が正

しいか正しくないかは調査すべきじゃないですか。私が本人に尋問しますか。そうはいかないでしょう。しませんよ、私は。実際こうであったかはその裏づけはとらないと、私は調べてみましたよ、広域連合に行きました。そしてさらに、これは内部告発でしょう。私は相当信憑性が高いと見ているんですよ。だから、この本人を呼んでこういう事実があったかどうか、酒のおいさをさせたことがあったかどうか確認したかどうか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

確認については、その日の確認はできませんでした。今御指摘のとおり、そのことの通知を受けましてその後の本人との事務協議の段階において、事務協議、要するに私の席での事務の協議がございます。その場を使いまして厳重に私からは注意するよう指導はしましたけれども、その時間帯、時間帯の経過についての確認事項は私もっておりません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 注意をしたということですね。事実のない人を注意するわけにはいかないだろう。酒を飲んで勤務したという事実はあるということでしょう。これは課長が注意指導したということになっていきますけれども、指導を受けたと。やっていなければ注意指導を受ける必要はないでしょう。それと、私の調べた範囲ではこれはもう事実と反するんですよ。

1つ1つを読んで、これはある意味、懲罰委員会にかけべき事案ですよ。ちゃんとこの例規集にもあるのに。なぜそれをやらないのか、そうすると職員に対する規律の問題が問われてくるんですよ。組織は規律が乱れたらもう仕事できませんよ。これをある意味では担当課長、副村長中心となって、本人を呼んで、1つ1つ証拠を積み上げていかないと、本人が申告したとおり「ああ、そうですか」と、それで皆さん方

が認めてしまえば終わりですよ。本当にそれが事実かどうかは確認すべきだと私は思うけどね。

村長にお願いですけれども、これもう一度やり直して示しつけてもらわないと、本人も聞いていると思うんだけど、ちゃんとしっかりやってください、これは。私の調査では、これは午前中は酒を飲んでいないんだよ。食事に行ってきた後に酒のおいがしたんだよ。朝はやっていないんですよ、午前中は。午後から、食事行って帰ってきてのにおいでしょ。総務課に電話があったのも1時ぐらいでしょう。午後の勤務が始まってからだと思うよ。ということは、食事に行って食事のときに酒を飲んだかどうかだよ。そうすると、これは5時半に広域連合に行っているんですよ。その辺も何しに行ったか。これも全部調べてきました。しかし向こうも、公務員というのは非常にみんなルーズな面があって、時間もはっきりしていないんです。予定が2時40分の予定だったんですよ、その日は。村から2時40分にそういう処理が来ますということで、ちゃんと書かれているんです、向こうには。しかし、5時半に本人は資料提出となっているんですよ。向こうの書類を見たら、約束は2時30分に村から持ってきますという説明を受けたんですよ。誰に渡したかは、それは本人じゃないとわからないけれども、誰に渡したかも、そういうのは副村長、ちゃんと調べてもらわないと。そして、本人は酒を飲んだことを認めているかどうか、これだけ聞きたい。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、13時30分以降に総務課のほうに電話があります。そういうことで、酒のおいがするという連絡を受けています。その中で本当に今飲んでいるのかということ聞き、問うてあります。その方は、答えていません。そういうことで、こういう情報があ

るものですから、電話を受けた職員に本人を呼んできなさいということでは指示をしたら、年休中であり、確認がとれておりません。そういうことで本人が飲んだかどうかというのは前日は飲んでいません。前の日ですね、飲んでいません。それでその日は飲んでいません。そういう報告です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 どうして皆さん、そんなにかばうの。ちゃんと調べればわかること。そして、7時15分に帰庁となっていますよね、19時となると午後7時15分、確かに帰ってはきています。しかしすぐ行方不明になっているんですよ。その情報提供者は9時半ごろまで仕事したみたいですね、その日は。その間、そこには本人はいないんですよ、張本人は。そして、この情報提供者は帰ったときにもいなかったと。それも事実と違うわけ。これには19時15分に帰庁してずっと超勤していますよね。そして22時56分にタイムカードを押しているんですよ。この情報提供している方は9時半に帰ったと。そのときもいなかったと。そういう状況なんです。だから、その申告書そのものが私は信じられないんですよ、はっきり言って。そういうことですから、十分に注意していただいてやってもらわないと困りますよ。

それと村長、私がなぜ服務規程は村長もあるかと聞いたのは、村長、あなたは公用と私用を混同していないかということなんです。運転手つきで公用車を私用に使っていないかということが聞きたいんですよ。これは一般の方から通報があるものだから、それで聞いているわけです。私が言いたいのは、村長もしっかり服務規程を守ってやらないと、職員に対して指導監督はできないということなんです。その辺は十分反省していただいて、職員の指導監督に当たってもらいたいということなんです。私が言っているのは間違っているかどうか、村長の

考えを。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

何を言わんとしているのかわかりませんけれども、私の部分について公私混同しているというのは、私が自分の私用で公用車を使っているということなんでしょうか。それはまた後でお聞きしますが。その前からの話をさせていただきますけれども、今回の、議員がおっしゃるその服務規程も含めて職員に対する部分というのは、議員は今通報者という話をしましたけれども、通報者からの情報でこうじゃないか、ああじゃないか。ここはここでその本人からの話を持ち寄ってこの議会の場でその話をしているというのは、私はいかかなものかなと正直なところ、そういう思いがあります。議員も我々行政も、これは車の両輪で行政、村を発展させていこうということで、特に今の話なんかでしたら、この話でしたら、おまえこういうのはしっかり直していけよと指導して、そして住民サービスの向上に努めてくれと、そういうものでみんなで盛り上げていくものであって、ここで個人攻撃をするような、その弾劾裁判をするような、そういうものじゃ、議会はそういうことではないと思いますよ。もっと発展的な話で、お気持ちもわからないでもないですけれども、今の話はもちろん我々も真摯に受けとめて、私が指示をしたのは匿名の連絡があったと。その匿名について、とにかく酒のにおいがする云々の話があったからということだけをとって、誰かに不快を与えているということを真摯に受けとめて我々反省しよう。そして、今後はそういうことがないように、襟を正しましょうという話をやったことはあります。例えば本人が車を乗って酒気帯びで捕まって、それを我々が隠しているとかそういうことではないわけですよ。やはりもうちょっと私どもも、そして先輩とあえて言わせていただきますけれども、新垣善功議員

も、そういう職員をもっと広い目でもって、人間間違いもあるわけですから、おまえもっと頑張ってくれよ、こんなじゃいかんよということで済むような話じゃないかなというのが正直なところでありますので、その辺はまた議論をさせていただければと思います。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それが一般の会社だったら済むかもしれないけれども、公務員だからね、公僕としての責任、そのために服務規程はあるわけで、村長、あなたの言うことも理解できるよ、皆さん方が隠そう隠そうとするからやっかいなんだよ、私は。あなたは全然関与していないでしょう。本当はあなたが指示して、あなたが副村長に指示し、これ徹底的に調べてそういう職員がいたらしっかりさせなさいというのはやるべきじゃないの。副村長もしっかりしてもらわないと困る。職員をちゃんと管理しないと。やりたい放題されたら困るよ、私は思うよ。この件はしっかり調べて、私も情報提供が正しいか、本当に事実があったかどうか確認したいんだよ。あったらじゃあどう処理していくかだよ。言うように、情報だからそれは間違っているかもしれないよ。村長、あなたの言うこともわかる。そういう情報があるから、その事実があるかどうか確認して、もしあるんだったら皆さん方はその処分をせんといかんわけよ。それだけのこと。

それと、もう1つは虐待の件だけど、前の石原課長はなかったと言っていますよね、答弁の中でね。しかし、実際これは3回ほどこの施設から村には報告があるということであるんですよ。我々も行って調べてきました。仲松課長、あなた方も行って調べたと思うけど、報告したということはあるでしょう。施設から村には報告したと。それはどうだった、私が言っているのが間違っているのか。私は事実に基づいて今言っているんだ。そして、いつあったか。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 お答えします。

お兄さんにたたかれたという報告、3回あります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 報告があったかどうか、向こうから、施設から3回報告があったかどうか。何月何日あったの。

議長 比嘉明典 福祉課長 仲松範三。

福祉課長 仲松範三 電話で連絡がありました。平成24年10月11日、平成25年11月5日、平成26年1月14日。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 村長、このように施設から、子供が通っている施設から村にはちゃんと報告があるんですよ。実際に行ったらやりましたと。それにどう対応したかということ、結局対応していないことよね。これ、最後は平成26年の1月14日ですよ。3月議会ですから。これは3月議会から問題になっているでしょう。だから、そういう事実がありながら、福祉課は放置しているわけよね。村長もうちの答弁に関しては、そういう虐待の疑いがあれば通報してくれと、自治会長や民生委員の方、そして疑いであってもいいから、調べて何かあった場合は責任は全部俺がとるということを述べていますよね。外部にはそう言いながら、内部そのものがそういう状況報告がないわけでしょう。村長に報告が上がってきていない。これは重要な問題ですよ、命にかかわる問題ですよ、虐待については。今、社会問題になっているように。そういう意味でもしっかり職員を指導監督してほしい。私はいつも議会での質問はほとんどが職員の資質向上だと思う、私は職員の資質が上がれば村も発展するんですよ。のんびりしては困る。そして襟を正しなさいということ。そのために勤務規程とかいろんな条例がありますよ。本来だったら、本当に酒を飲んでいるん

だったらこれは懲罰問題ですよ。だから、服務規程の見直しについても、検討してもらいたいです。その見直しについては公衆接遇についても、いろんなものを変えてほしい。例えば、規程を見た場合、酒を飲んで酒のにおいをさせて勤務してもこれにはないわけ。これは想定外だと思うね。まさかそういうことをする職員はいないだろうということだと思っただけけれども、しかし実際これが出てきているわけでしょう。だからもっと詳しく、こういうことをしてはいけないという事例をとらないと、ないからやっでいいということじゃない。そういう意味でもしっかり、見直しすべきことは見直して、条例もたまには読んでみてそれでいいかどうか。他の市町村の条例も読んでみてはどうですか。これは一応これで終わらしましょうね。副村長、しっかりやってくださいよ。本人呼んで。私が言ったのと議会でこうやっているのを聞いているから、本人も。であったかどうか確認してくださいよ。もし私が間違っていればおわびしに行きますよ。わび言えば済む問題じゃないけれども。

2点目、中部南地区火葬場・斎場建設についての進捗状況については今からだとことですけれども、しかしこの前の答弁の中では、12月の答弁の中では、村長は村内3カ所ということではっきり言っていますね。企画課長、あなたは1カ所に絞り込んでと。その1カ所をなぜ公表できないのか。私の得た情報では久場と泊はそんなに騒いでいないんです。安里地内の方々がこっじゃないかということで騒いでいるわけです。心配、不安を訴えているんですよ。しかしこれについては一部の人は知っているはずよ。私の得た情報では一部の地権者は何名かはそういう話を聞いたと。何名かの地権者は部落の有志がこうこうだよという話を聞いて、集まってくれという話はあったということは得ている。情報というのはどこから漏れてくるん

だよ。そして村外では中城の地すべりした安里地区だという、情報が流れてきているんです。なぜ我々はないの、村内は。これを伏せる必要があるかどうかですね。こういうのは今で早目に手を打っておかないと、余計な方向に行くんじゃないかと私は見ているんですよ。だから素直に、ちゃんとこうですということやって、しっかり地元とも交渉してやってもらいたいと。そして今、この場所をなぜ言えないの。その理由を聞かせて。企画課長は7月ごろ基本構想の話をしてたよ。基本構想をつくる前にどこにつくるということがまず前提じゃないの。地権者と前もって話すべきじゃないかと思うけれども。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

候補地について、決して我々は隠そうとか、あるいは秘密にしようとか、そういうふうな考えはもっておりません。ただ、やはり地元となる地域、地権者、そういう方々への説明が私は優先であると考えております。ですから、議会の場での御質問については、説明会がなされていないので、この場での答弁を控えさせていただいているだけでございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、地域の方々が非常に不安があるみたい。これは私以外のほかの議員にもいろいろ地元の方々から電話があるようですけれども、なぜ前もってそういうのができないのかどうか、今言った答弁。もう基本構想もでき上がっているんですよ、基本計画も。住民の不安というのは、基本構想も基本計画もでき上がってからこれを押しつけられたら困るということですよ。もうでき上がってから、ここにつくりますということは困るという不安があるんですよ。やはり基本構想とかいろいろやる前から、住民参加の行政を推進すると皆さん方言っているでしょう。そこら辺、皆さん方は

言っていることと行っていることがギャップがあると思うんですよ。もう基本構想できているんですか。この前は7月ごろできるということだったんですけども。その辺どうですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

基本構想、基本計画につきましては、平成25年7月末に策定されております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは安里地区と理解していいですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

基本構想、基本計画におきましては、やはり事業費等の算定も必要であるというふうなことから、15の候補地が各市町村から挙げられておりますけれども、その中で一番評価の高いところを前提に基本計画は策定はしております。その段階では特にそこが計画候補地であると決定しているわけではございません。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ですから、この1カ所に絞り込んだということは、安里地区なのか、でないのか、はっきりしてください。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどからお話ししてはいますが、答えられるものと答えられないものがありますので、その辺は察していただきたいと思います。先ほどから担当課が説明しているとおり、一番大事なのは地権者、地域でございます。そこをまず我々はしっかり説明責任を果たして、そして、冒頭でもお話ししましたが、それが地域の利益にかなっているのか、地権者の利益にかなっているのか、村益にかなっているのか。それをしっかり説明をして、そして理解を得て初めてこれは決定するものであって、あくまで候補の段階で、これはぜひ新垣善功議員にもわ

かっていただきたいと思います。私はずっとこの半年、あるいは1年近くですか。1年は大げさですかね。この議会においても、中城は総論賛成、各論も賛成だとはっきり申し述べてまいりました。正々堂々とオープンにしてまいりました。それを今この段階では、やはり一番大事なのは地権者であり、地域の方々ですから、個々にしっかり説明をさせて皆さんにしっかりまた決定した段階で協力を仰ぎたいというものでございますので、その今の段階でどうだ、ああだとなりますと、これは御承知のとおりいろんなものが絡んでまいりますよ、不動産でございますから。ですから私はあえて、きょうこの議会で議員もそういう話をしてはいますから、当然これはもうぱーっと広がるとは思いますけれども、しかし、これはやはり一番大事なのは地権者であり、地域であるという思いから、あえて発言は控えさせていただきます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 控えるということはもう、否定もしない、肯定もしないということは、地元ではもうそういううわさが流れてしまっているわけね。村外からも流れている。しかし、泊地区、久場地区のほうの情報を聞いてみたら、そういう話は何もないと。だから、安里地区の一部の人たちにはその情報は伝わっているわけ。だから私は、もう1カ所に絞り込んでしまったということはもう決まったことでしょうか。私は公表すべきだと思うけれども。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 私は新垣善功議員も反対で私に聞いているものだとは思っておりませんが、何度も言うように総論賛成、各論賛成、これは大事な部分であるし、人が通る道であるし、これをあえてワッターミーには来な、あっちに行けこっちに行けのものでもないと思っていますから、ただ、言いますように、ひとり歩きしてしまうと、これは地主さんに対し

て、あるいは地域に対して失礼だから私は今この話をしております。だから、まずそこにしっかり説明をさせて、いろんな案件でもお話ししていますけれども、民意がどこにあるかです、一番は。地域が私たちは絶対にいやだと、もう8割、9割反対、あるいは5割以上が反対するのであれば我々がごり押しが出来るようなものでもありませんし、しかし私自身は、何度も言うようにまず地域に説明責任をしっかり果たさせていただいて、それからまた議員の先生方にも協力を仰ぎたいという思いでございますので、余り新垣議員がここでお話ししますと、逆にうわさに尾ひれ背びれがついてとんでもないことになる可能性だってあるものですから、私はあえて今控えさせておいてあります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは1カ所に絞り込んだということで、もう地元では騒いでいるわけですね。皆さん方も情報が入ってきていると思う。その辺はよく頭に入れてやらないと、これは実現できないかもしれませんので、これについては終わります。

では農業委員の農地行政について伺います。

会長、農業委員会の設置の根拠、職務権限についてまだ調べていないと言うんだけど、そんなの調べる必要があるの。あなた方、農業委員だったらそのぐらいのことは、自分たちの権限とこれはちゃんと勉強すべきじゃないの。

議長 比嘉明典 農業委員会会長 新垣秀則。

農業委員会会長 新垣秀則 質問にお答えします。

農業委員会の権限ということですが、法令業務や任意業務があります。法令業務には農地の権利移動等の許認可に関する業務ですね、それとまた任意業務は農地の利用調整を中心に地域の農業の振興を図っていく業務が課せられています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 会長、大変申しわけないけれども人の書いたのを読むなよ、自分で勉強してやりなさいよ。私はたまたま八重山に行ったときに、竹富町の農業委員会のこういうのをみんなに、全町内に張ってあるんですよ。遊休放棄地があったらどうしますよと。そうしないと、ある意味では言ったように中間機構にやりましょうと。罰も3年以下とか、30万円以下の罰金とか、これが今度は1億円と、法人の場合は。個人の場合でも罰金がありますよということで、全部周知しているんですよ。皆さん方、農業委員会として何をやってきているかと。ただ転用だけ3条か5条かわからないけれども、これだけが農業委員会の仕事だといったら間違いですよ。それは農林水産課長も農業委員会の事務局長も農業振興もしないと、ということになると忙しいかもしれないけれども、ですから前回も言ったように、もう農業委員会も前みたいに分けて、事務局長も置いてやらないと、耕作放棄地は解消できないんじゃないかと思うんです。しかし、もう新聞読んだら、国はもう農業委員会を選挙じゃなくて、村長の任命ということで持っていこうとしていますよね、新聞記事を見たら。もう農業委員会は選挙じゃなくて村長が任命すると。その理由というのがいろいろあるわけ、もうマンネリ化して無投票が多いと。これは本土のことかと思うんだけど、沖縄でもそういうのがあると思うんですね。農業委員になって5条、3条申請、転用だけやれば農業委員の仕事だと思う。今度、添石のほうで墓園の計画がありますよね。わかっていますか。これについて農業委員はどのような協議をなされたか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時32分)

~~~~~

再開(14時33分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津霸盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津霸盛之 お答えいたします。

ただいまの添石の墓地の件ですけれども、これは何月総会だったか記憶にないんですが。ただ、基本的に向こうは農振農用地外だということと、あとは転用要件、要するに周りの農地の利用状況を見て、転用する要件を満たしているという判断で、農業委員会としては転用許可相当ということで県のほうに意見を進達しております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 局長、この議事録、提出できるよね。どういう意見があったか。あなた方の農業委員会の仕事というのは農地を守るのが仕事だよな、これを見たら。私も最近勉強してみたらこういうふうになっている。農業振興もしかりだけど、そこら辺をちゃんと議事録があるかどうか、どの委員がどういうことを言ったのか。これは全会一致でやったの。全会一致で賛成ね。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津霸盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津霸盛之 お答えいたします。

全会一致で許可相当となっております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 一番農業委員会は非常に重要な権限を持っているんですよ。特に中城村においては、農地に関してはもう農業委員会の権限ですから、農業委員会がノーであればノーなんですよ。農業委員会と行政ではもう別々の独立した機関、教育委員会みたいに独立していますよ。政治介入ができないでしょう、村長の介入もできないんですよ、農業委員会には。しかし村長の言いなりになったら困るということ。しっかりした基準と考え方を持って農

業委員会の運営をしてもらわないと、村長の行政の下請業者では困るよ。

最後に、職員の服務規律の問題、ちゃんと副村長、もう私もどうなるかわからないけれども、ちゃんと調べて最後のプレゼントは下さいね。以上を持ちまして終わります。

議長 比嘉明典 以上で、15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。傍聴の皆さん、御苦労さんでした。

散 会（14時36分）

平成26年第3回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	平成26年6月9日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年6月13日（午前10時00分）		
	閉会	平成26年6月13日（午後5時52分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	伊佐則勝	9番	仲真功浩
	2番	新垣博正	10番	安里ヨシ子
	3番	金城章	11番	新垣健二
	4番	新垣徳正	12番	宮城治邦
	5番	新垣光栄	13番	仲村春光
	6番	與那覇朝輝	14番	宮城重夫
	7番	仲座勇	15番	新垣善功
	8番	仲宗根哲	16番	比嘉明典
欠席議員				
会議録署名議員	5番	新垣光栄	6番	與那覇朝輝
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	生涯学習課長	新垣一弘
	税務課長	稲嶺盛昌	教育総務課主幹	伊波正明
	福祉課長	仲松範三	代表監査委員	伊佐実
健康保険課長	比嘉健治			

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	意見書第3号 オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書
第 3	決議第3号 オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に関する抗議決議

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 おはようございます。

5番 新垣光栄、一般質問をいたします。

それでは1番、教育行政について。

(1) 放課後子ども教室推進事業及び学校支援地域本部事業の県補助金が継続されることになって、各学校で事業を実施しているが、放課後子ども教室推進事業の状況はどのようになっているか。また、成果はどのようになっているか伺います。そして、学校支援地域本部事業の状況は、コーディネーターの確保、地域からの支援体制はどのようになっているか。また、成果について伺います。

(2) 教育委員会は、全国学力・学習状況調査結果の提供を文科省から受けたと思うが、結果はどのようになっているか。また、学力向上対策としてどのような取り組みを行ってきたか。地域学力向上事業、学習支援事業の状況はどのようになっているか伺います。

(3) 地域特性を生かした教育課程特例校として「中城ごさまる科」を創設したが、どのような工程で進めるのか。教材や資料はどのようになっているか伺います。村民への情報提供、教材や資料等をどのように情報提供を行っていくか。

(4) 教育環境について。中城小学校の運動場の整備計画は、あるのか、ないのか伺います。そして、中城南小学校、これは教室の増築の計画はどのようになっているかということをお伺いします。

大枠の2、海岸整備について。

(1) 8キロに及ぶ海岸線を持つ本村は、この海岸を観光資源として、また村民の集いの場として活用できると思うが、現在、県が実施している護岸工事の状況はどのようになっているか。また、本村との協議はあるのか。伺います。

以上、よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、教育行政につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の海岸整備についてでございますが、これは農林水産課のほうで詳細はお答えさせていただきます。

私のほうでは大枠2番の海岸整備、これは津覇から北浜にかけての護岸整備の件だと思えますが、本村におきましても、やはり特に災害の面では、あの8キロに及ぶ海岸線を持っておりますので、特に北浜区域、津覇区域というのは重要課題だと認識しております。県のほうとは協議を重ねながら、何とか地域の方々、あるいは地権者の方々の同意を得て、この事業は進めていきたいなど。ぜひともやっていきたいと思っておりますので、今後とも村としても最大限の協力をして、完了までやっていきたいと思っております。

詳細につきましては、また後ほどお答えさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。新垣光栄議員の御質問の大枠1の(1)と(4)については生涯学習課長から、(2)と(3)については主幹から答えさせます。

私のほうとしては、このごさまる科の教育課程特例校として指定を受けておりまして、本村の児童生徒がごさまる科の教材を通して地域の文化、歴史等をしっかり学んでほしいと思って

おります。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 おはようございます。ただいまの新垣光栄議員の大枠1の、こども教室関係についてお答えいたします。

村内各小学校の放課後に行っているいわゆる事業、として、まず寺子屋教室というのがあります。平成25年度は60回開催しており、地域のボランティアの協力のもとに文化教室、工作、講座等を行いました。地域住民と交流することはさまざまな体験ができ、年度末の閉講式には校長、ボランティアを招待して、文化教室の実践発表や1年間の感想発表を行いました。また毎週土曜日におきまして、各小学校でミニバスケットボール競争を行っています。夏休み期間中におきましては3校リーグを行い、交流大会を行って、盛んになりました。また3点目ですけども、吉の浦会館において、現在エイサー教室を行っています。このことで子供たちがいわゆる1年生から6年生まで、お互いに共学、共同ですか。一緒に学ぶ、一緒に遊ぶということでもって、これは子供たちの環境づくりの成果としては成功じゃないかと思っています。またあと1点ですが、やはり一番やられているのは、子供の行き場所がないもんですから、共働きの親御さんにとっても大きな支援になっているんじゃないかと思います。

ですね。学校支援地域本部事業についてですけれども、地域コーディネーターですが、昨年から1人ふやし、現在は2名体制です。地域ボランティアの協力を得て、中城中学校でいわゆる職人講話とか平和講演、そして中城南小学校においては漢字検定の試験を行いました。夏休みには中学校において大学生、沖国大とか琉大の学生を配置し、補修と言うんですか。やはり学問に関しては学校の先生方もありますので、しっかり、あくまでフォローということで行いました。このようにコーディネーターが中心と

なってボランティアの人員要請、配置をお願いし、学校への支援体制活動を現在行っている最中であります。

続きまして(4)教育環境についてです。これは教育総務課、学校整備の件ですけれども、中城小学校の運動場整備事業の計画についてですが、現在、中城小学校の運動場のこれといった大幅な修繕、整備計画の予定はしておりません。しかし、今年度において電源立地対策交付金で予算化された野球バックネットを夏休み中に設置する予定であります。

続きまして 中城南小学校の増築計画ですけれども、本校の児童数の伸び率は予想を上回る増となっております。そのため教室の確保が必要であり、増築計画については即本年度から開始され、予算化されました。まず本年度は設計実施を行い、平成27年度で増築工事を予定しています。規模としては既存校舎テラス部分の7教室をふやし、平成28年4月新学期より使用を開始する予定であります。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 お答えします。

(2)、についてお答えします。

本年度の全国学力学習状況調査、4月22日に小学校5年生と6年生、中学校3年生で行われましたが、文科省からの結果報告は、実は8月から9月に行われる予定になっております。

次に学力向上対策については とちょっと関連しますので、合わせてお答えしたいと思います。各学校では学力向上推進計画、校内研修計画等その学校独自の計画で今進めているところです。委員会としては校種間交流事業研究会、また各種研修会等でそれをサポートし、また確認をしているところです。

にあります地域学力向上事業として、児童生徒の基礎学力向上に資することを目的に、小中4校に1校当たり8万円の活動費を充てており、中学校には学習支援事業として生徒の基礎

力向上を目指し、3名の学習指導員を配置しています。また、教師の指導力向上を目的に外部講師を招き、小中4校で授業研究会をしています。これはもう5月に実施しております。

次(3)に行きたいと思います。中城ごさまる科、どのような過程でということですが、ただいま小学校の副読本が4月に刊行し、学校に配付されました。現在、全担任を対象に中城ごさまる科教材研究会を隣学年ごとに設定し、2学期からの事業を目指しているところです。またそれと同時に、事業計画たる指導書の作成も今進めているところです。中学校に向けては6月から副読本作成に向けた編集会議を進めていきます。

についてです。村民への情報提供として、現在、役場及び吉の浦会館、生涯学習課、中城城跡共同管理協議会等に関覧用を1セットずつ提供しているところです。今後、平成28年度完成予定の歴史資料図書館での閲覧を充実させるように考えているところです。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の大枠2のについて答弁させていただきます。

現在、県が実施しております護岸工事は、護岸背後の農地を高潮、波浪による浸水被害や越波による農作物の塩害からの防護を目的として、北浜地区において平成22年度に着手しております。県営北浜海岸保全施設整備事業があります。全体計画は総延長974メートルで、実施設計が済んでいるのが延長680メートル。そのうち平成25年度までに延長390メートルが完了しており、全体の約40%の進捗状況となっております。今年度は津覇区域側の護岸背後のコンクリート舗装を施工する予定をしております。平成27年度には個人所有の海没地が存在する北浜区域側に移り、整備を進める必要がありますが、全地

権者の同意はまだ得られておりません。県との協議では、県としては同意が得られた部分について、平成27年度に施行したいとの意向であります。その他の未同意部分については、今後事業実施を見送る可能性も一応あるとのことあります。村としては、同意を得た部分のみでも継続して施工を進めていくのか、それとも全員同意のもとで進めていくのか、地域と協議をしていきたいと考えております。近日中には村と県で地権者への説明会を開催し、再度、事業への御理解と御協力を求めていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 それでは1点ずつ再質問をしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず初めに大枠1の(1)です。先ほどの答弁で、この放課後こども教室推進事業、そして学校支援地域本部事業に関して活用されていると。コーディネーターに関しては1名を2名にふやしたということで、大変いいことだと思います。この事業を提案して、当初はどのようにやっていこうかと思っていたんですが、ことしで多分3年目に入ってくると思います。この事業は津覇小学校、それから南小学校、中城小学校の3校あると思うんですけども、その中で南上原の小学校のほうで教室がないから、こども教室ができないという情報が入ってきているんですけども、実態はどのようになっていますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えします。

ただいま光栄議員がおっしゃったように、今年度ですが、南小学校に関しては教室の確保ができなくて、事業を現在は中止しているところでもあります。先ほども説明しましたが、小学校の校舎、教室自体が7教室も今必要となっておりますので、当然事業ができないということは教

室がないということで、そこに子供たちの、要するにこの放課後こども教室のスペースが取れなかったということです。

まず第1点として、このこども教室の、やっぱり学校放課後の子供たちの安全を守るべきです。本来でしたら公民館とか、そういう方法はあると思うんですが、やはり親御さんからしますと、学校を離れるとどうしても安全、3時半後に子供が学校内にいれば、そういう安全性というのは保てますので、教育委員会としても、できれば学校内でやりたいということで、今年度は確保できませんでした。これについてはすぐ教室が確保でき次第、再開したいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 きこのう、本村の学力向上、教育指針をいただいて目を通して見たんですが、その中でも、確かな学力は先生方がつけていただいて、生きる力というのは、どうしても地域力が必要だと思っております。このような形で、一番地域力が必要な南上原で、人間関係づくりの一番必要と思われる南上原で、こういう事業ができないというのはとても残念だなと思っていますけれども、今、三味線と琉舞、学習支援等をやっていると思うんですが、その対策として、三味線は音楽教室、舞踊は体育館とか、学習支援はパソコン教室とか、そういう対策は考えられないのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

現在ですね、またこの件については中城小学校の校長先生ともお話をしました。まず、その教室自体があかないもんですから、三味線教室のスペースも、小さいスペースもお願いはしているんですが、もう教室がいっぱいしてしまっていて、そういうスペースがないということで、今年度は済みませんということで、お互い教育委員会もいろいろ調整してということになりま

した。できるだけ早目にスペースがあけば、これは再開にこぎつきたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（10時19分）

~~~~~

再 開（10時20分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひこの放課後こども教室の推進に当たっては、生きる力、地域との連携ということで、本村の教育指針のほうにもちゃんと掲げていますから、早目に対策を教育委員会のほうで考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

そして、各学校から地域人材の活用という、これは学校支援本部事業ですね。これが発展していったら、コミュニティスクールとして大体大きくなっていくんですが、地域の学校ということで、その地域人材活用がきれいに取りまとめられている学校と、アバウトなところがあると思うんですが、この辺は各小学校ごとに教育委員会は把握しているのかどうか。御答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

ただいま新垣議員がおっしゃったことは、恐らく地域支援本部事業というのは、もともと中学校に起因する支援事業だと私は解釈しています。それから二、三年後ですか、小学校まで広がったという経緯があります。現在、学校の地域ボランティアというのは重要ですので、仲立ちですね、コーディネーターをしっかりと配置し、やっぱり各学校自体にも教育方針がありますので、しっかりとそれは把握して、例えばこの学校がどのような支援を要請しているのか、指導を必要とされているのか、柔軟に対応してコーディネーターを配置しています。現在、中学校においては大体週1回から2回は常駐させ、あ

と小学校は巡回してやっています。重点としては、主に中学校に置くように進めています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 きのうちも中城小学校で一生懸命コーディネーターの方が頑張っていました。本当にいいことだなと思っています。去年までは1人だったものですから、小学校はどうかかなと思っていたら、ちゃんと配慮していただいて、2人つけて地域活動が、地域と学校との連携がうまくいくんじゃないかなと思っています。

今、中学校においてこの事業の進捗状況が5月に1回、6月に1回、それと7月に1回、9月に1回ということで、余り活発ではないんです。それで、事業計画をコーディネーターと教育委員会が一緒になって、しっかり計画書をつくっていただきたいということを要望します。そして今現在、学校支援では地域の方々を登録することになると思うんですが、その登録している方々の人数がわかれば教えていただきたいと思っています。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

今、確定した人数については把握していませんが、現在七、八名ほどのボランティアの方がいると私も把握をしております。どうしても学校へのいわゆるボランティアでありますけれども、学校へ影響しますので、ある程度教養のある方、ただ誰がも入ってはいけません。これは子供たちとも対面しますので、指導をしますので、そこは単なる一私人ですか、どこの誰でもいいというわけにはいきません。ですから、そういうボランティアの皆さんにもできれば、今現在は教員OBとか、いわゆる教友会にお願いして教員OBとか、また役場のOBとか、しっかりした人をつけて配置している状態であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 現在8名ということなのですが、実際に行動をしている方が8名で、実際は67名います。だから今、事業が少ないもんですから、登録しているメンバーは67名いるのですが、うまく利用されていないんですよ。その辺をしっかりと学校側とコーディネーターが連携をとれば、学校側が要望するものに対応できるだけの登録人数がいますので、その辺をぜひ学校側と連携をしながら要望を聞けば、もっと事業の数もふえるし、地域の皆さんも、特に年配の方の生きがいづくりにもなると思いますので、しっかり各学校と連携を取って、計画書を出して、67名の方が登録していますので、しっかり活用していただければもっと学校がよくなると思いますので、その辺を活用していただきたいなと思います。

きのう、この教育指針をいただいたんですが、この報告書も、平成25年度学校家庭地域連携協力推進事業の報告書というのが出ているんです。それも議会に回ってきていないし、そういうのは教育委員会はしっかり前もって出すようにできないでしょうか。教育長、これもきのうもらって、きょうの朝読んだんですよ。ぜひ、そういう資料、報告書ができたなら議会のほうにも確実に出していただきたい。早目早目にですね。どうですか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

議員がおっしゃるように、報告書ができた時点で全議員の皆さんに配付できるようにいたします。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ資料の提供がないと、私たち議員は政策とか企画に全く参加できないもんですから、チェック機能としか思っていないのか、終わった結果が出されて、それもすぐであればいいんですが、大分半年もたって、

3カ月も後に出されると、何を次に提案しているのかわからない。早目早目にそういう報告書、書類関係は出していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

次(2)に入ります。今回、学力テストが4月に行われて、8月という報告でしたが、前回の報告結果はないのでしょうか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

平成25年度全国学力・学習状況調査、県との比較ですけれども、小学校5年生はほぼ県並みのものです。中学校については県より1ポイント上回っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今の結果を聞きまして、前回同じ質問をしたときには小学校のほうのポイントが高く、中学校のほうが大分低くて、結果が中学校につながっていないという報告を受けたんですけれども、今回、中学校のほうのポイントが伸びているということで、大変すばらしいことだと思っています。

このポイントではいいんですが、順位を公表している市町村も出てくると思うんですけれども、中城村はそういう順位というのは公表しないのかどうか伺います。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 御質問にお答えします。

本村は公表しない予定であります。その理由といたしましては、3つほどありますけれども、1点目は、学校間格差を招き、学校の序列化につながるおそれがある。2つ目は、学力調査というのは学力の定着を図ることが目的でありまして、競争させる目的ではないということ。3つ目は、学力調査は学力の一面であり、公表した結果が全てではないと。そういう理由で公表しないということです。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 公表しないということ

ですけれども、その学力向上推進の年次計画がありますが、よくなったか悪くなったかというのは先生方、教育委員のほうはしっかり把握しているのかお伺いします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

毎年、校長会、教頭会等を通して前年度との比較でこうなっているということを校長先生方、教頭先生方にはお伝えしております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今3小学校があると思うんですが、大分格差が出てきていると思います。その格差を埋めるためにも、ぜひこの次年度の目標にしっかりとした数値を入れていただきたい。順位ではなくていいですよ。県とのポイント、全国と比較してのポイントをしっかりと示さないと、これが本当に目標をもって1段階、2段階、3段階ということで、本村も学力、先ほど読んだら確かな学力向上推進地域の指定に入っていると。その指定に入って、ちゃんとした数字でわかるようにやっていただきたい。そうすると、私たちのほうでも順位はわからなくても、確かな学力がついているんだなとわかると思います。その辺を報告書にちゃんと報告ができるのかどうか伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

学校別の数値についての公表は考えていませんが、平均としてのものを示すことはできていると思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 教育長、数字は示さなくてもいいんですよ。学校別のこの結果がわからないと、対策の打ちようがないわけです。その辺をちゃんと、順位ではなくてポイントでどれくらい差があるということだけは示しておかないと、対策が打てないんじゃないですか。それは教育委員会だけで持つておくんですか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど関連してお答えしたと思いますが、校長、教頭には当然学校別のものを示して、共同で教材研究するよということまで私たちは行っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひですね、校長、教頭がわかるだけではなくて、もう少し情報をオープンにしないと、それ以上手の打ちようがないと思います。そこから対策とかいろんなことができるんであって、これを一部の人たちで握っていたのでは余りよくならないのではないかと考えています。その辺についてはもう言わないんですが、その辺をしっかり今後の課題として考えていただきたいと思っています。

別に私は学力、確かな学力が全てではないと思います。PISA型の能力ということで、生きる知識と能力、これはPISA型の世界的基準は確かな学力にプラス生きる力ということで、文科省、それからいろんな省庁でコミュニケーション能力が一番だと。確かな学力プラスコミュニケーション能力が確かだということが言われていて、見えやすい学力ですね、基礎、基本的な学力と、見えにくい学力ですね、この生きる力の部分は、私は中城の子供たちというのはとても優れていると思います。なぜかと言うと、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にいるし、また地域もこの中城というのはしっかりとした地域力のある地域だと思っていますし、それだからこそ、その基本的な基礎的学力が上がれば、もっとも中城の子供たちの可能性というのは広がるのではないかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

その中でコンピテンシーということで、国際基準の能力に関して、今、一番注目が集まっているそのキーになるものが学力ではないんですよ。自律的に行動する能力、そして社会的な異

質な集団における交流する能力、そして社会、文化ですね。技術ツールとして総合的に活用できる能力と言っていますので、これは学力ではなく、私はほとんどがコミュニケーション能力に近いのではないかと。中城というのは文化もあるし、お互いの地域との交流も活発だし、全然負けていないと思います。だから学力が、ちょっとした基礎的能力が低いから、高いからではなくて、この子供たちの可能性を広げるためにプラスしたツールとしての学力が上がれば、もっと可能性が上がると考えていますので、その辺は隠さずにどんどん公表してほしいと思っていますので、よろしくをお願いします。

次、3番目の地域特性を生かした教育課程の特例校としてごさまる科ができたということで、本当にこれは素晴らしいことだと思っています。そして今、沖縄県から注目をいただいて、沖縄県でも最初にできたということで、県の教育委員会にも、今高校でも琉球史を学ばせたらどうかという提案まで出てきていますので、本当に中城村はとてすごいことをやったのではないかなと思っています。

そこで教材が今、吉の浦とか役所とかですね、閲覧用として置かれているんですよ。持ち出し禁止ということでですね。せっかくすごいことをやったのに、持ち出し禁止と言ったら、本当に何でこんなことをするのか。もっと教材を提供できないのかなということをお伺いしたい。部数はどのようになっているんですか。余裕がないんですか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

部数は3年分のストックをしております。それで南小学校がふえる可能性、私たちの予測を上回っていますので、それを配付してしまうと不足するということが考えられますので、現在配付はしてありません。しかし、教育委員会では貸し出しということでそれは対応しますので、

どうしても家に持ち帰ってじっくり読んでみたいということであれば、教育委員会総務課までお越しくださいませ貸し出しをいたします。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この副読本をつくるために幾らの予算をかけたんでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 伊波正明。

教育総務課主幹 伊波正明 では、お答えします。

平成24年度からこのプロジェクトは始まっていますが、当初はその企画段階ということで83万円程度の予算が計上されています。平成25年度は800万円余りです。これは副読本、今回できた3カ年分の副読本を全児童に配付ということでもう使われています。今後は中学校へ向けてことし副読本を作成ということで190万円程度、今予定をしているところです。以上です。

もう一度確認します。平成25年度は980万円ということで、これは3カ年分の副読本ということです。子供たちに配付するものです。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（10時44分）

~~~~~

再開（10時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今の答弁ですと900万円かかっていると。そして、その中には編集のお金もあるということで、その中からすると印刷はそんなにかからないのではないかと。ストックも3年分あるということで、別にこれは無料でいただくと思っていません。これに値段をつけて、教育委員会で村史と同じような感覚で、欲しい方がいれば販売してもいいのではないかなと思ってはいるんですが、どうですか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

あくまで児童に対する配付ということでス

トックしていますので、販売とかそういったことは考えておりません。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 それでは教育長、何のためにこれはつくったんですか。私は、これは村長もよく言っているように、中城を知ってもらうためにということで作ったと思います。中城を知るといことは子供たちだけが知るのではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが子供たちに読み聞かせをするときにでも、また本村には、まだわからない親もいっぱいいると思います。欲しい方がいれば、これを購入していただいて、中城を知ることによって私たち中城が好きになると思います。こういうことを知らないで中城を好きになれというのは、私はできないのではないかなと。あれは漢詩だったかな。「子曰く、これを知る者はこれを好む者に如かず」。どんなに知っていても、中城村を好きにならないと。まずは知ることなんですが、それを好きな人にはかなわないと。これを知ることによって、初めてこの中城というのがよくなるのではないかなと思うんですが、この予算が気になるのであれば、ストックが3年分あるんですから、予算は幾らでもつくと思うんですが、村長、その辺予算はどうですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私もまた微妙な答弁で、政治介入だと言われてもまた困るもんですから。ただ、予算が絡むものですから、これは当然意見としては言わせていただきますが、ただ、販売とかというのはすぐわれないような気はします。一括交付金でございますし、可能性としてであれば、何らかの寄附を、お気持ちの寄附をいただくような形のものだといいかもしれませんが、ただ、予算がつく、つかないという部分は、これは一括交付金の最大限の利用という意味では、例えば教育委員会のほうで何とかこれを増刷して、これ

をもっと有効活用したいということであれば、我々が予算面、財政面というのは十分そこに応えられる部分はあるとは思いますが、ただ、教育委員会のほうでこの副読本についてはお考えがあって、こういうやり方をしたいという確固たるものを、我々がそれは違うんじゃないかという部分ではないというのはこの場ではっきりしておりますけれども、要望があるのであれば十分に考えられる余地は、予算面であるのではないかと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 村長の今の答弁からすると、予算面は心配なくていい感じですので、よろしく願います。1人でも多くの方が、住民が中城を好きになってもらって、そして地域がよくなれば誇りに思う子供たちが、また大人がいればもっとよくなると思いますので、ぜひですね、決めたからこうではないということではなくて、もう一度教育委員会でもんでいただいて、この本が欲しい方にどうにか配付できるように考えていただきたいと思います。グスクの会でも、老人会でも、シルバー人材でもそうです。欲しい方はいっぱいいます。地域の方々でも欲しいなという方はいっぱいいますので、よろしく願います。

そして次です。4番に行きます。(4)教育環境についてですが、中城小学校の運動場整備ですね。ほかの小学校は運動場がブロックとかフェンスできれいに整備されているんですが、中城小学校の場合は、あの敷地も何か歪んでいて、今フェンスが壊れて後ろ側は大きな水たまりがあって、運動場のライト側なんですけれども、ハブがいたり、サッカーボールが飛んでいたり、野球ボールが飛んでいます。もしよろしければ今のうちに運動場を大きくするために隣地を買い取ってはどうかと思うぐらいなんですけど、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えします。

議員御指摘のありました中城小学校ですけれども、現在ですね、皆さんも御存じのように、中城小学校は今現在ある土地は一部畑を買い占めて拡大した小学校であります。グラウンドについてですね。現在さほど狭さという、野球する狭さに関して小学校のレベルにしては、私は、極端に狭いとは感じていません。ただ、議員が御指摘のライト側におきましては、いわゆるフェンスが低いものですから、ボールが、打球がキビ畑に行く可能性があります。現況を見ても草が生えていますので、やはりハブがいる可能性が十分あります。やっぱり児童の子供たちがそこへ行って、いわゆるハブ被害ですか。それがあつたらちょっと安全面が第一ですので、これについては最優先でありますから、学校側と協議してそのフェンスについては高く、フェンスはある程度高くすると金額的にもそれ相当の値段がかかります。まずはボールがこのフェンスから超えないように仮にネットをするか、十分協議して対応していきたいと思います。

訂正します。私は用地の取得と言いましたが、まだ借地らしいです。済みませんでした。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 どうしてもサッカーボール、野球ボール、子供たちの球技についてはフェンスを飛び越えていきますので、敷地の拡大が借地でだめであれば、早急にあのいびつな曲線もあって、内側に入り込んだり外側に出たりしているんですが、子供たちの安全のためにも、ぜひ防球ネットかフェンス等で考えていただきたいと思います。よろしく願います。

次、の中城南小学校の増築計画なんですけど、この前も質問をして、教育委員会からの答弁が平成27年度までは大丈夫だと。増築しないでいいと。そして教室もふやせるので、平成30年までは大丈夫だという答弁をいただいたと思うんですが、今、急速に南上原の人口がふえていて、

7教室がふえた場合、あと何年対応できるのか。また予想をつけているのか、予定をしているのか伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。現在ですね、先ほども質問に答えましたが、7教室ですね、いわゆる平成28年度からふやすということで今準備をしております。7教室がありますが、これは全て即使うということではないと私は見えています。今1年生が4クラス急激にふえましたので、恐らく来年の2年生、1年生も4クラスになりますので、それからしますと1、1、1増になるか、それでまた今在籍の子供たちが、例えば4年生が1クラスふえるとか、それまで人口の形態ですので、急激にふえるとは私は見ていません。ただ、新しく転入してくる方々がいると1年生のクラスは確実にふえると思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 前回も同じような感じの答弁になったんですよ。それでまた同じような答弁になっているんですが、通告書にはないんですが、今、南上原区画整理の進捗状況は60%ぐらいですか、70%ぐらいですか。お伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

南上原の事業については、今現在85%進捗しています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今85%終わっているということです。しかし、まだ住宅が建っていないところもあると思うので、これからどんどんふえると思います。そして都計法の34条の11号緩和で南・北上原、それと登又、新垣方面が緩和されて、さらにまた住宅がふえると思うんですが、ふえた場合、今は放課後こども教室もできない状態のところにとんどんふえていくと、

ももっと子供たちの教育環境というのは悪くなると思うんですが、どのように考えておりますか。対策としてですね。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。教育環境が悪くなるというお話ですが、今、教育委員会としては新築校舎もつくり、できるだけ子供たちに支障がないように当然これはやるべきだと思います。今お話ししましたとおり、1学年が毎年1学級多くなるとして、これを計算しますと早目にですね、今回平成28年が終わった時点でさらに今のゼロ歳児から10歳児ぐらいの子供たちの推計を全部調べまして、大体この学年が1年に上がるときには何名だと調べて、早目に教室の確保の計画を立てていきたいと思っています。決して子供たちをそういう苦しいことに追い込もうとは思いません。教育委員会としても、しっかり計画を立てていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 早目に子供たちのために、しっかりと長期計画をやっていただいで、子供たちが不便を感じることがないようにお願いしたいと思います。最悪であれば、もう一度登又の方面は中城小学校に戻してもいいんじゃないかなと思います。そのほうが対策としていいのではないかと思うぐらい、今の規模でふえてくると思いますよ。そのほうがまだ正解ではないかと思います。その辺も検討して考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思っています。そして、それだけ区画整理したエリアとして、回りには資本という環境しかないんですよ。リージョン的な下地区の部落は自然とかコミュニティーがあるんですが、そういう区画整理として開発されたまちというのは、エリアということで資本しかないんですが、お金をそれだけいただいている、税金をいただいているので、これだけバックするのも当たり前のこ

とだと思しますので、子供たちの環境をよくする、地域の環境をよくするためには、これだけ税金を投入しても当たり前なことだと思っています。それが都市計画の基本的なものだと思っていますので、ぜひどんどんお金を使っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、2番目の海岸整備に関してなんですけれども、今答弁がありましたように、護岸工事は順調に県と調整しながら進んでいるということで、ぜひ進めていただきたいということと、これは村がちゃんと住民の意向も聞きながら、説明会もしながら進めていただきたいということと、それともう一つですね、この8キロにも及ぶ海岸線、上には歴史の道があります。前にも言ったんですが、ぜひ海岸沿いには未来の道ということで、現在この護岸沿いを散歩する方がかなりいます。そして排水路とか、この河川の入り口で1回途切れてしまって、ずっと継続的に散歩ができないんですよ。1回また戻って海岸に入っていくということで、せっかく県のほうで護岸整備がなされているんですから、その背後地ですね、管理道路が3メートルぐらいあると思うんですが、それを活用して、県と協議しながら活用して、ウォーキングコースにできないのか。そういうウォーキングコースをつくることによって、浸食されている波打ち際は防波堤としてなんですけれども、砂浜も残っていると思いますので、その辺は環境型の防波堤にさせていただいて、これをぜひ村長が中心となって県や国に予算を、一連の流れとしてウォーキングができるようなコースを提案していただきたいなと思っていますけれども、村長の答弁を聞いて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今少し確認させていただきましたが、全ては北浜から津霸の護岸整備が可能で、完了すれば

今議員がおっしゃる、あとは環境整備と言いますか、住民の憩いの場だとか、あるいは全ての地権者の同意を得て、それが完成することによって、そこから広がる部分については、村としても積極的にやれる状態にはなるはずですから、まずは護岸整備をしっかりとやらせていただいて、県とも協議をしながら、そして今議員がおっしゃるような、あとは憩いの場としての環境整備を県も一緒にやっていきたいなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時04分)

~~~~~

再開(11時14分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて9番 仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 議員としての最後の一般質問になります。これまで何人かの方が最後の質問になるかなと発言しておりましたが、それは全部うそです。彼らは全員戻ってまいります。私は正真正銘最後です。よろしくお願いたします。

それでは質問に入らせていただきます。

まず初めに情報セキュリティについてお伺いいたします。

として情報セキュリティに関する基本方針及び情報セキュリティ対策基準はどのように設定しているのか。情報セキュリティ対策の組織体制はどのようになっているのか。

として、情報セキュリティ対策のためにどのような条例、規則、規約等が制定されているのか。として、情報セキュリティのために監査委員はどのような監査を実施しているのか。

2点目に、新公会計制度導入の対応についてお伺いいたします。

として、新公会計の導入に当たって、監査委員会はどのようにかかわってきたのか。新公会計制度に基づき財務諸表が公表されておりますが、監査委員会はどのようにかかわっているのか。また財務諸表は監査の対象として位置づけておられるのか。として、地方公会計改革に対してどのように取り組んでいくのか。これは今後の問題だと思っております。

3点目、職員の労務管理についてお伺いいたします。

として、サブロク協定（36協定）の締結状況、運用状況はどのようになっているのか。

として、監査委員は職員の労務管理に対しどのような監査を実施しているのか。

以上、お伺いいたします。簡潔で明快な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 大枠1番、情報セキュリティについては企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番のほうも企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番のほうは総務課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは議員お尋ねの情報セキュリティにつきまして、やはり私も役場というのは漏れてはいけない情報が多々あると認識をしておりますし、また昨今、非常に巧妙化されているといいますが、ハッカーなどもですね、本当に我々は勉強をしてそこに対応をしていかなくちゃいけないというのは、その自覚はもっているつもりでございます。これからもそういう意味ではそういう自覚を持ってですね、職員、私もそうですけれども、職員も一緒になって頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 情報セキュリティに関する基本方針及び対策基準についてお答えい

たします。

本村の情報セキュリティにつきましては、平成25年4月15日に中城村情報セキュリティポリシーとしまして、基本方針と対策基準を定めております。中城村の各情報システムで取り扱っている情報には村民の個人情報のみならず、行政運営上、重要な情報など外部への漏えい等が発生した場合、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれております。そのため、自然災害やシステム上の技術的脅威、人的脅威などあらゆる脅威に対する予防策、抑止策、発見策及び回復策につきまして、組織的かつ計画的に取り組まなければならないと考えております。そのため、基本方針におきましては村が保有する情報資産の気密性、完全性、多様性を維持するため、情報セキュリティ対策につきましての基本的な事項を定めております。対策基準におきましては、情報セキュリティのため、その組織体制、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的なセキュリティ及び運用などにつきまして定めております。

次に組織体制についてお答えいたします。本村におきましては村が扱う個人情報及び行政情報、並びにこれらを運用する情報システムが安全性を維持しながら安定的な運営が確保されるよう、組織的及び継続的なセキュリティ対策に取り組むため、中城村情報資産セキュリティ管理委員会を設置しております。副村長を最高情報資産統括責任者と定め、その下に企画課長を統括情報資産セキュリティ責任者としております。また教育長を初め、各課長を情報資産セキュリティ管理者として定めております。

次に条例、規則等の制定状況についてお答えいたします。まず中城村情報資産セキュリティ管理委員会設置要項がございます。これは情報セキュリティポリシー等の策定及び見直し、並びに情報セキュリティに関する事項

について審議をいたします。そのほかに中城村情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順、中城村ICT推進チーム設置要項等が制定されております。実際の情報セキュリティ対策につきましては、情報セキュリティ実施手順により対策を行っております。

次に監査委員による監査についてお答えいたします。情報セキュリティのため、本村の監査委員が直接監査を実施することはございません。情報セキュリティ対策基準におきましては、情報セキュリティポリシーの評価、見直しに活用するため、監査及び自己点検を実施しなければならないこととしております。情報資産セキュリティ管理委員会が情報セキュリティ監査統括責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について監査を行うものでございます。本村の情報セキュリティポリシーにつきましては、平成25年4月の策定でございます。策定後、まだ1年であることから、今のところ情報セキュリティ監査統括責任者を指名していないことから、監査はまだ実施されておられません。

次に新公会計導入に当たっての監査委員会のかかわりについてお答えいたします。新地方公会計の導入に当たりましては、財務状況の把握や将来を見据えた自治体経営に活用することを目的に、平成23年度におきまして固定資産台帳の整備に着手し、平成24年度より貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、いわゆる財務4表の作成と公表を実施しております。新公会計制度導入そのものに当たりましては、監査委員会は特にかかわりはなく、委託業務等にかかる予算の執行につきまして、通常の監査におけるかかわりでございます。

次に財務諸表公表に対する監査委員会のかかわりと、監査の位置づけにつきましてお答えい

たします。新公会計制度につきましては、現在、法的に位置づけられたものではございません。財務4表につきましても、法律に根拠のある決算書類ではございませんので、必ずしも監査の対象になるものではありません。したがって、公表につきましては、特に監査委員会から意見を求めるようなことはございません。しかしながら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法や財務諸表作成の目的を考慮した場合、より多くの方から意見をいただくことや、また監査委員の視点による見解が必要になることも予想されることから、今後、監査委員会がかかわりを持つことは有効であると考えております。

次に地方公会計改革への取り組みについてお答えいたします。地方公会計の整備につきましては、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針により、財務書類の整備または作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請されているところであり、それにより資産、債務改革の方向性と具体的な施策を策定することが重要であるとされております。また厳しい財政状況や住民ニーズの多様化などから、予算、決算における説明責任が今以上に重要であり、公会計の整備を通じ地方公共団体の財政状況の透明性が一層向上することが期待されているところでございます。このようなことから、財務書類等につきまして住民等に対しまして、よりわかりやすい内容で公表していきたいと考えております。さらに庁内におきましては財政担当課はもちろんのこと、各職員が予算執行等における指針として活用できるよう勉強会等を定期的に設け、制度の浸透に努めていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは仲眞功浩議員の大枠3の職員の労務管理についてお答えいたします。

36協定については、使用者と労働者側の代表者と協定を結びます。これは労働時間の延長に対する労働協約になります。そういうことで、公務員労働者においては労働基準法第33条で、公務のための臨時に必要な場合は、官公署の事業に従事する公務員については、時間外労働をさせることができるということがうたわれております。そういうことで、超過勤務命令ができるので、36協定の締結はございません。

それと監査委員の職員の労務管理についてですが、超過勤務等、休暇等の監査については、定期監査のほうで出勤簿、休暇簿、超勤簿等の監査を実施されております。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは一つずつまた詳しく御質問していきたいと思っておりますけれども、そういうことで代表監査にもぜひ答弁を求めたかったんですけれども、みんな課長さんが答えてしまって私の意に沿わないところもありますけれども、これはおいおい質問の中で代表監査にはぜひ答弁を求めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

情報セキュリティについてですけれども、中城村情報セキュリティポリシー、これは大変よくできております。総務省のガイドラインを忠実に反映しようというような努力が強く感じられました。その分、かなり高いハードルも設定しているんじゃないかというところがあります。私の感じでは、実際に対策をするに当たっては、そのためには人、物、金、かなり厳しい場面もあるのではないかと思います。最高責任者としての村長、所見をお伺いいたします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えさせていただきます。

確かに御指摘のとおりだと思います。特に人につきましては、継続的にそれを運営していく

ための知識の継承というのは非常に重要になると思います。そのために、基本的に今後その分野の職員の育成というのは重要課題だと認識をしております。そのものに対する組織体制も今後、組織体制的なものの制度、それと役割等についても今後やっていかななくてはならないとも認識しております。それと、基本的には御承知のように、今予算でもわかりますように、それ相当の予算を計上し、対策をとっているつもりでございますが、決してそれが十分という部分ではないのかもしれませんが、今後それについては人、金等も、今後とも最優先で調整していきたいと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 とりあえず一つですね、金の件についてお伺いしたいんですけれども、これはセキュリティーポリシーの中、ページで言えば11ページから12ページあたりで述べていると思うんですけれども、その中で職員等のパソコンの管理で、情報資産システム管理者は執務室のパソコン等の端末について、盗難防止のためワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならないとあり、これはいいとしまして、さらに情報資産システム管理者はパスワード以外に指紋認証、声帯認証等を併用しなければならないという、このような規定もございません。実際、このようなポリシーに沿った実施計画等はどのようになっているのかお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

パソコンにつきましては、現在デスクトップを使用しております。通常のノート型のパソコンであれば、やはり盗難ということの脅威がございますので、ワイヤー等で固定をするというふうなことがあります。今デスクトップを使っているということで、ワイヤーでとめていることはございません。

それから2点目の指紋、それから声帯認証に

つきましては、現在のところは行っておりません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私が言いたいのは、だからかなりおのずから総務省のガイドラインに反映しようという、これは十分認めますけれども、実際そういう実施段階に当たっては、かなり自分らで高いハードルを設定して、またいろいろこの対策基準には守っている状況というのがどうなのかということについては、またいろいろ問題も指摘されかねない状況がありますよね。そういうのはやはり余り高いハードルをいきなり設定するんじゃなくて、それはガイドラインだから、そういうものを設定しないと住基システムとかですね、そういういろいろなシステムをつないでいるのか、それは国として認められないとかいろいろ制限はあるかと思うんですけれども、その辺はやはり十分に考慮して、ただ文書だけの文言だけではいけないということがあると思うので、その辺はやはり考えながらやっていただければと思います。これは大変いいことだと思いますよ。いずれはそういうことをやっていただきたいと思います。

それから、先ほどそれに関しては村長みずからが述べておりましたけれども、もうこの意気込みは大変すばらしいんですけれども、実際にやるのは大変なことなんです。そのためにですね、例えばシステム課の設置とか、あるいは施設の設置とか、本格的な計画の人材育成のほうは私はより取り組むべき、力入れるべきところではないかと思っているんですよ。その辺については具体的に人材育成とか、あるいは課の設置、しっかりした組織をつくっていくとか、そういうお考えはあるのかどうかお伺いいたします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

確かに御指摘のとおりで、組織体制の確立と

いうのは急務だというふうには考えております。近々、それはやらざるを得ない状態に来ると思います。番号制等、今後個人の特定が集中的に管理できるような状態に今後来ますので、その辺は考えております。それと人材育成とかそういう部分につきましても、平成25年度からIC顧問を今設定しまして、その育成というんですか、それに努めているところであります。最終的には、目標としては課設置、要するに電算室対応課の設置を最終目的にするということは、もうこれは間違いないと考えています。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは本当に今おっしゃるように、大変重要なことで、本当に急いで人材育成を進めていただきたいと思います。

先ほど村長も述べておりましたが、これはもう大変巧妙になってきていて、虎視眈々と市町村、個人の情報だけでなく国の機密法とか、国、県、村全てハッカーの攻撃対象なんですよ。この辺にはやはり対応できるようなシステムとか、組織とか、そういう人材とかをつくっていかねばならないので、これは最重要課題として進めていただきたいと思います。もうこの情報が漏れた場合においては、ただでは済まされないんですよ。我々役所側が持っている情報というのは、膨大な量ですので、これはもう取り返しのつかないような事態を招きかねないというのがあります。そういうことであります。

それでちょっと代表監査にお伺いいたしますけれども、代表監査はこのような立派なセキュリティ基準ができているということは御存じでしょうか。そして、やはり自分たちで自己監査をやるとおっしゃっていましたが、我々から見たらぜひとも監査委員の方も、そういうシステムの監査にはかかわっていただきたいと思います。そういう希望がありますが、代表監査はどのようにお考えでしょうか。

議長 比嘉明典 代表監査委員 伊佐 実。

代表監査委員 伊佐 実 お答えいたします。

1番、2番、3番は担当課長から監査委員に対することについてはお答えしてありますので、監査委員として申し上げて、どういうことを監査するのかということをお願いしておきたいと思っております。まずこの質問書の中に監査委員会とあるのは、4つの執行機関のうち、いわゆる教育委員会、農業委員会、人事委員会は「会」ついています。監査委員は「会」はつきません。ですので、それは今後そういうふうに理解していただきたいと思っております。

それから、せっかくお呼びになっていますので、これからも含めて申し上げておきたいと思っております。監査委員の本来の権限というものがああります。その権限は、まず一般監査。一般監査の中にも定期監査と随時監査があります。それからもう一つは、法律に定められた権限による監査というのがあります。一般監査の中に特別監査というのがあります。この特別監査というのは村長から要求があったものについて監査します。また議会からあったものについても監査します。それから法律で定められた権限というのは、毎月やっている例月出納検査です。それからもう一つは決算審査です。今、仲真功浩議員から質問がありました件については、この件について、村長から監査要求がないわけです。ですので、それは監査委員としてこの件についてどうということとは言えません。話にありましたように、2人の課長から監査委員とのかかわりはありませんということをおっしゃったので、そういうことで監査委員が絶対しなきゃいけないのは、今現在の定期監査、それから例月出納監査、決算審査この3つをこれまでやってきていますが、健全化法に基づく法律に基づいて監査委員に、審査に付しなさいというのが出てきます。その4つがいわゆる、誰が何と言わなくてもやらなきゃいけない監査です。今度

の一般質問の中で出てきているのは、特別監査から要求があればするわけで、なければこれはやりません。ということで御理解ください。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 私は監査委員に対して監査していただきたいというのは、実は去年が一昨年でしたか、宜野湾市でしたか、国保の担当者が担当を離れていてもそのデータを改ざんして、国保税の課税ですか、それを不正にやったということが報道されましたよね。ああいうものに対しては、あれは例えばこのアクセス権限とか、単なるパスワードの管理ですかね。その辺をやっていれば、日常の監査で予防できたようなことなんです。だから、そういう意味ではそういう簡単な、踏み込んだ調査じゃなくても、この職務を離れたときのアクセス権限とか、あるいはパスワードの設定はどうなっているのと。そういうのをチェックしていただいて、ああいうデータの不正な改ざんだけ防いではいただけないんです。そういう基本的な、直接業務にかかわってくるような、そういう基本的なセキュリティのチェック、監査というのは、少し定期的とは言わないんですが、それは年に何回かはぜひやっていただきたいなと。そういう思いがあって、それを今申し上げているんです。このパスワード管理のチェックとか、それは一つの業務監査の中に組み込んでいても、私は全然おかしくないんじゃないかなというような気がします。

それではちょっと中身のほうに入らせていただきたいと思うんですけれども、このセキュリティポリシーですね。その中のこれは2ページか3ページに相当すると思うんですけれども、この中で行政機関の範囲に農業委員、選挙管理委員会が入っているんですけれども、監査委員が入っていない理由は何なのか。また職員等については、遵守義務を課しているのに対し

て、これは職員等々は何かという定義もちゃんとあります。村の発注する業務で情報資産に接するもの、すなわち委託業者に対する遵守義務を課していないのはなぜなのか。その2点、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

最初の監査委員が入っていないのはなぜかということがございます。本村におきましては議会事務局と、それから監査委員事務局と同じような取り扱いで、同じ課でやっております。そのために今回のポリシーの中で監査委員会という表現が抜けていると。そういうふうなことで考えております。しかし、やはり組織としてその対象に入れるべきであるということからすると、当然その対象範囲に監査委員も含めるべきであると感じております。

それから委託業者に対する課していないというところがございます。この場でちょっとまだ詳細にお答えすることはできないかもしれませんが。ただ、今業者につきましては我々、通常の情報系であるとか、あるいは基幹系のシステムであるとか、そういうところで大変お世話になっているところはありますが、業者に対しましても当然セキュリティーをその業者について課していかなければならないということがありますので、このポリシーの不足している分については今後見直しを検討していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは大変大事なことだと思うんです。監査委員はどちらかと言うと、本当に重要度の高い情報資産に接するわけですから、その辺はやはり、大体どこの条例とか規定を見ても含めておりますので、それはやっぱり考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それから、これは基本方針ですね。最初のほ

うはね。基本方針でそういうことを述べておりますので、やはり基本方針としては職員だけじゃなくて、あるいは業者に対しても明確にそういう基本方針で臨んでいきますよと。そういうようなことはやっぱり明示していたほうがよろしいと思います。大体そういうところはやっているところが多いはずです。職員、委託業者の定義というのを、例えばこれは浦添市の例ですけれども、定義としては村の発注する業務で情報資産に接する全ての者、これを委託業者ということで設定して、そしてその遵守義務では中城村は職員等はとなっておりますけれども、私どもは、例えば職員等並びに委託業者はと続ければ、これは簡単に済む話なんですね。そういうこともやはり考慮して、これは一つの、ただ私が述べただけですが、その辺も考慮しながら、基本方針として非常に大事なところなんですよね。全庁全職員、それから委託業者も含めてですね、全てにこの基本方針として打ち出したものを適用していきますという、これは明確にする必要があると思います。その辺はやはりしっかりと述べていったらいいんじゃないかなと思います。

それから次に進めていきますけれども、やっぱりその中身に入っていきますが、このポリシーの中で情報資産を重要性で4段階に分類し、取り扱い制限を命じて適切に管理しなければならないと定めておりますけれども、これは進捗状況は具体的にどのようになっているのか。これは5ページから6ページについて情報資産の管理について述べていますけれども、実際の進捗状況はどのようになっているのか。先ほど課長は今年の、4月15日に発足したばかりなので、まだよく進捗状況が進んでいないというようなことを申し上げていました。現状の把握として、実際どういう状況があるのかお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、実際にまだポリシーの策定は国、あるいは県からも当然それは策定すべきであるということでの求めがありますので、また我々としてもこういう基準を策定し、対策をとっていかないといけません。そういう意味から今回、平成25年4月にポリシーを策定しているところです。御指摘のありますように、重要性分類を4つに分けてというふうなことでやっておりますが、具体的にどの分、どの分ということの分け方は、実際はこれからでございます。ただ、取り扱いの中で、もちろんポリシーの中にも書いてありますとおりに、私物のパソコンでは使用してはいけませんよであるとか、そういうことの手続き制限については明確にはしておりますが、分類につきましては、実態としてはこれからであるということ御理解をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 おっしゃるとおり、結構大変な仕事ではあるんですよね。他市町村においても、そんなに進んでいないというのが実情です。浦添市においてもかなり苦労して、私が見た限りでは浦添市あたりは先進取り組みの市町村として評価されているところでありますが、その辺もこれからというのがやはり正直な話だと、そういうお話をしておりました。そういうことでありますが、やはり地道な努力をして、やはり先ほど言ったように、1回漏れてしまったら大変な事態を起しますので、その辺はしっかりと人、物、金はですね、村長、つぎ込んで対策をお願いしたいと思います。

それからもう少し突っ込んだ質問をさせていただきますが、情報資産の廃棄について伺います。これについても重要度分類3以上の情報資産を廃棄するものは、情報を記録している記録媒体の初期化と情報を復元できないように処理した上で廃棄しなければならないとありますが、この具体的な処理、この廃棄処理の仕方

ですね。これはセキュリティー実施手順ですか。そのほうで述べているかと思うんですけども、もし差し支えないようでありましたら、この初期化等とかその辺はどういう措置を具体的にやることになっているのか。皆さん、この実施手順は公開、原則非公開ということになっておりますので、これが差し支えがあるということでしたらよろしいですが、もし差し支えなければ教えていただきたいなと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

議員御承知のとおり、やはり実施手順につきましては非公開というふうなことで、我々だけではなく、全ての市町村が公開することによる弊害が起きますので、公開はしていないというのが原則ではございます。ただ、これまで使った後のパソコン等につきましては、これはしっかり中身がどこにも漏れないよう、しっかり対策をとった上で処分をしているところでございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 初期化というのは非常にいろんなレベルの初期化があるんですよね。一般的な初期化と言えば、単なる履歴だけですか。もう目次、この記録がどこに保管されているというようなところですが、それだけを消去して、実際のデータというのは消去しないというのが一般的なんですよ。ただ、記録場所を消去しますから、どこにもこの記録は保管されているという状況が全くないわけですから、普通の状況ではこのデータは呼び出せないわけです。しかし、特殊なやり方をすればデータを丸ごと呼び出せるわけです。そういうようなこともありますので、やはりそういう初期化についても専用のソフトを使って、データそのものを本当にしっかりと消去すると。そういう方法を取りなさいとか、そういう措置は役場内でやりなさいとか、庁内でやりなさいと。絶対庁外に持ち

出してからやるとか、そういうことはやっちゃいけないとか、そういう手順というものは、そういう皆さんがお持ちの手順書で触れられているかどうか、定められているかどうか。だから、そういうことについては実施した順全てじゃなくて、この廃棄についてお伺いしたんですけれども、そういう私が今言った特殊なソフトをつかって、本当にデータそのものから消去しなさいと。あるいは庁内でこういう処理をしなさいと。庁外へ持ち出してから処理したらいけないよと。そういう定めとかというのは、やっぱりその実施手順の中で具体的に述べておられるかどうかお伺いいたします。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（11時53分）

~~~~~

再開（11時55分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

私、今実施手順を見ながら確認しているところですが、大変申しわけありません。今、その中で廃棄について記載されているところを探せません。しかし、実態としましては当然庁舎内でそういう処分を行っているわけです。ですから、この実施手順に不足の部分につきましては、今後修正をかけていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 企画課長、確認されていないということは、これはちょっとしょうがないかなと思うんですが、これは特にパソコン等の廃棄とか、あるいは取りかえを行った場合、これは徹底してやっていただきたいと思います。これを1台でも委託業者がちゃんと処理しますからと言って、持ち帰ってからこれは会社で入れますとか、そういうことがあっては絶対いけないですね。1台たりともそのようなことは

やっちゃいけない。これは先ほども申したように、特殊な方法でやれば、初期化したと言っても丸見えなんですよ。どんなことを言っても。これは幾らでもありますので。それはもう徹底して庁外持ち出しじゃなくて、必ず庁内で完全に消去してから、あるいはこれは立ち会いのもとにやるべきだろうと思います。そういうのを確認してから廃棄処分とか、あるいはそういう庁外へ持ち出すようなことは、これは徹底してやっていただきたいと思います。

それから最後の情報セキュリティーについてお伺いしますが、先ほどちょっと触れていましたが、これからということではありますが、一応質問をさせていただきます。このセキュリティーポリシーの中で、評価見直しとして中城村情報資産セキュリティー管理委員会は、情報セキュリティー監査統括責任者を指名し、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティー対策状況について、年度ごと、または必要に応じて監査を行わなければならないと、そううたっておりますよね。先ほどもちょっと触れておりましたけれども、これは具体的に今のところはやっていないということですが、これはいつごろから、あるいはそういう体制を整えてやっていかれるのか、これは大変、やはり1回はですね、第1回目の監査というのは早急にやらないといけないと思うんですよ。我々は今、全てのデータが外部とつながっていますので、その辺についてちょっとお伺いいたします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

対策基準のほうで今議員がおっしゃったとおりであります。セキュリティーの監査統括責任者、この責任者を指名し、監査を行わなければならないということで、しっかり対策基準にうたわれておりますので、その辺は先ほど少し触れましたけれども、まだ策定後1年ということ

で、その間、指名はしておりません。しかし、平成27年度から社会保障税番号制度が始まっていきます。ですので、ぜひ早急に指名をし、監査を実施していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはですね、本当に第1回目は早急にやって、その中でですね、やはりまたいろいろあると思いますが、とにかく1回目は急いで早目にやるというようなことは大事だと思いますので、それはしっかりとやっていただきたいと思います。

次、新公会計制度導入の対応についてお伺いしますけれども、この新公会計の導入に際して一番重要なことは、やはり公会計の固定資産台帳の整備だと思うんですよ。特に土地の洗い出しとか、評価がえの作業というのは非常に大事だろうと思います。これが全てバランスシートの基礎になるという考えを持ってありますけれども、だから、そういうことではこれが一番信頼性を要求されているところじゃないかなと。そういう意味で、やはりこの豊かな、豊富な見識をお持ちの監査委員お二人の方にも参加していただいて、この固定資産台帳の整備については、当然これはかかわるべきではなかったかなというふうには考えておりますが、これは大体もうそういう委員会をつくってやったか、あるいは委託業者を中心にやったのか、そこをちょっとお伺いいたします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

固定資産台帳につきましては、平成23年度に整備を行っております。委託業者が各課各係とのヒアリングを通じまして台帳の整備を行っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 要するに、監査委員は参加していないと、そういうことも非常に残念なんですね。これはやはりそういう豊かな見識

をお持ちですので、やっぱりこの監査委員が参加して検証とかアドバイスをすべきじゃないかなと、置くべきではなかったかなと思っております。これでき上がっていることについてはしょうがない話ではありますが、でも代表監査ですね、この辺についてもですね、やはりこれは全てそれに基づいて、バランスシートで財務諸表が公開されていきますので、その辺についてもやっぱり適時アドバイスというものを送っていただきたいと思います。

それからあと1点だけお聞きしたいんですが、今度の用地については、特に道路用地については登録されていない土地も数多くあるだろうし、あるいは登記されていないが実際には道路として使用されている。いろいろな問題があると思うんですよね。その辺の資産に、その辺もどういうふうに資産に含めていくのかということのはかなり問題になったと思うんですけれども、道路台帳と、それから固定資産、新公会計の固定資産税の道路の資産ですね。その辺については結構整合性というのがかなり統一されているかどうか、その辺をお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

固定資産の中の道路につきましては、本村の資産の大部分を占めている部分があります。これにつきましては道路台帳から資産として登録をさせてもらっております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 要するに、こういうように、さっき言ったようにちょっと非常に不明瞭なところがたくさんありますよね。道路に関しては、だから、それがただ道路台帳の面積を洗い出してやったのか、その辺についてはやはり気になることがあります。

時間がないので次に飛ばしていきますけれども、労務管理についてお伺いしますけれども、現在、職員の皆さんが時間外労働とかいろいろ

やっておられるわけですけれども、その法的根拠というのは総務課長は33条だということをおっしゃっていますけれども、あれはあくまでも臨時ですよ。臨時と位置づけ、あるいは災害時ということでやっておりますが、それを持ち出して全てのですね、私は皆さんがやっているのは臨時の状況じゃないという認識をしておりますが、それはちょっと根拠的に薄いんじゃないかなという気がします。逆に言えば、地方公務員法58条を根拠にしているのかなという感じもしたんですが、これは33条でよろしいですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

33条の3項で考えております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはやはり33条というのは臨時というのが大きなあれなんですよ、見出しなんですよ。臨時の際には公務員は確かに時間外はできますよとなります。地方公務員法58条にもありますが、それはいいとして、じゃお伺いしますが、組合のほうから36協定を締結したいという話はございますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 組合のほうから文書での36協定の締結についての要求はございません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは確かですか。全く締結したいとか、そういう話は一切上がってこない、そういうことでよろしいですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ありません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 私が認識しているのは、ちょっと違うかなというところなんです。でも36協定というのは、皆さんのためでもあるんですよ。労働者のためでもあるし、改正じゃな

くて、村のためでもあります。これは皆さんが言っているように、時間外労働は幾らでも命令できますよね。皆さんがそういう解釈に立てばね。だけど、この36協定というのはお互いでこの労働時間、あるいは職場を健全に維持するために、例えば1日に最大何時間働きますよとか、あるいは1週間どれくらいやりますよということを決めるお互いのための協定なんですよ。一方でそういう制限もないと、真面目な人は1日4時間も5時間も働くかもしれない。あるいは予算とか決算のときは12時、1時を越えて働く、働いてしまうかもしれない。そういうことを防がないといけませんよね。これは労働者個人のためでもあるし、皆さんのこの役所のためでもあるんですよ。そういう無理をして働いて、後でいろんな影響が出るというのは、これは大変困るわけですよ。だから、そういうことをやるのは真面目に勤務している人たちなんですよ。やらんといけません。どうしても間に合わせるということでそうっちゃう。だけど、そういう36協定でお互いの、1日4時間までにとめましょうと。1週間は何十時間にとめましょうということが、これはやはりこの職場の安全とか、個人の健康を守るために必要なことなんですよ。だから、これはお互いの損得じゃなくて、損得で言えばお互いの、やはり労使の関係の、健全な労使関係を維持するためのものなんですよ。決してこれは一方的なあれじゃないということで、あると思います。ただ、普通の民間会社では法律違反に問われる時がありますので、36協定。ただ、私はこれを入れるのはちょっと問われるところもあるんじゃないかという気はしますが、皆さんは33条を盾にこれは臨時だと、皆さんがオーバータイムするのは臨時のときだということで解釈していますが、これは首をかしげるところもありますけれども、今後ですね、組合がそういう36協定を結びたい。そういう申し出があった場合、喜んでこれ

はやるべきじゃないかと思えます。

村長はこのような36協定、これはお互いの職場を守るための協定なんです。働き過ぎ、これはもう本当に何というんですか。真面目な人がやればやるほど、これはそういう制限をお互いにかけておかないと、過労死を招く結果にもなりかねないところがあるんですね。真面目な人に限ってね。だから、そういうことを避けるためにも、そういう条約、協定というのは結んであげる、結ぶべきだと考えますけれども、村長の所見はどうでしょうか。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（12時09分）

~~~~~

再開（12時10分）

議長 比嘉明典 再開します。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今確認しましたけれども、県のほうでは36協定という表現ではないようですが、ただ、議員がおっしゃるのは私の考えもそんなに相違はないと思っております。現在のところ、また労働組合とは関係上もそんなに悪い関係でもなく、また意見があればどんどん出してくれ。皆さんからの要望がありましたら出してくれ。できるものはできる、できないものはできないとはっきり今、関係上も非常にいい関係にあると自負をしておりますので、もちろん労働組合のほうからこういうことでどうかということに関しましてはしっかりと耳を傾けて、そして形は36協定だとか、基本協定だとかとこだわらずに、お互いが気持ちよく仕事ができればいいという方をしっかり探していければいいんじゃないかなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 名称の呼び方はいろいろあるかと思うんですが、そういうことで、これはお互いの働き過ぎとか、健康を害さないよ

うな、労働者のですね、職員の健康のためにも非常にやらなければならない重要なことだと思います。組合は、もうまさにそういうことは一切思いはないということなんですけれども、ぜひそういう思いがあったら村長にぶつけてお話しされたらどうでしょうか。総務課長もですね。もし、余りそういう理解を得られないようでしたら、選挙においてでもいいし、労働、職労の皆さんもいろいろ誰を応援するかというのがありますが、そういうことを考慮してくれるような者を応援するとか、そういうこともあると思うんですね。その辺はやはり十分考慮して、やはり自分たちの働きやすい職場づくりをやっていったらいいんじゃないかなと、そう思います。以上です。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時12分）

~~~~~

再開（15時52分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

本会議を開会いたします。

間もなく定刻の時間になりますが、日程第2、日程第3が終わるまで時間延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。よって日程第2 意見書第3号、日程第3 決議第3号が終わるまで、時間延長したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

休憩します。

休憩（15時53分）

~~~~~

再開（15時53分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 意見書第3号、日程第3 決議第3号については関連しますので、一括審議にし

ていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

日程第2 意見書第3号 オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁

止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員

意見書第3号

平成26年6月13日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 宮城治邦

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 仲真功浩

賛成者

中城村議会議員 仲座 勇

オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書

上記の議案を、別紙の通り会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

昼夜を問わず日常的に、オスプレイを含む米軍機等が中城村上空を飛行している。村民は墜落の恐怖、騒音被害及び健康被害への懸念を強いられております。

特に吉の浦火力発電所上空への飛行実態は、目撃情報のみならず県知事公室長が開示した飛行データ実績でも実証されており、到底容認できるものではない。村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の即時閉鎖と撤去を強く要求するため、この議案を提出する。

オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書（案）

中城村議会においては、これまで4回「オスプレイの普天間飛行場への配備に断固反対する決議及び意見書」並びに普天間飛行場の即時閉鎖・撤去の要求を決議してきたにも関わらず、日米両政府は、沖縄県民の反対を押し切り、欠陥機と指摘されているオスプレイ24機を米軍普天間飛行場に強行配備している。

更に、日米両政府で合意した空域と言う理由で、中城村内には二つの通報点、キロポイント（字久場）とタンゴポイント（字津覇）が設定され、オスプレイを含む米軍航空機が、昼夜を問わず日常的に学校や病院施設上空、中城村全域の上空を飛び回り、村民は欠陥機であるオスプレイの墜落の恐怖、騒音被害及び重低音による健康被害への懸念を強いられております。

特に、液化天然ガス（LNG）を燃料とする、沖縄電力（株）吉の浦火力発電所の上空を低空で飛行している実態が頻繁に目撃され、付近住民はオスプレイを含む米軍航空機の墜落の恐怖と二次被害発生の恐怖にさらされている。

吉の浦火力発電所の構内には、燃料となる液化天然ガス（LNG）のタンクが2基設置され、28万トンもの大量の液化天然ガス（LNG）を貯蔵し、都市ガス等へのガス供給基地としての計画も進んでおります。

もし、万が一液化天然ガスの貯蔵タンクが爆発した場合には、その威力は原子爆弾以上の破壊力があると、原爆の父テラー博士は見解をのべており、直接被害、二次被害を含め甚大な被害が発生するものと十分に想定される。

オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行、特に吉の浦火力発電所上空への飛行実態は、目撃情報のみならず県知事公室長が開示した飛行データ実績でも実証されており、到底容認できるものではない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空での飛行に抗議するとともに、オスプレイを含む米軍機の中城村上空での飛行禁止と米軍普天間飛行場の即時閉鎖と撤去を早急に実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月13日

沖縄県中頭郡中城村議会

（宛先）

内閣総理大臣

沖縄県知事

沖縄県議会

沖縄防衛局

決議第3号

平成26年6月13日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 宮城治邦

賛成者

中城村議会議員 安里ヨシ子

賛成者

中城村議会議員 仲真功浩

賛成者

中城村議会議員 仲座 勇

#### オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に関する抗議決議

上記の議案を、別紙の通り会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

昼夜を問わず日常的に、オスプレイを含む米軍機等が中城村上空を飛行している。村民は墜落の恐怖、騒音被害及び健康被害への懸念を強いられております。

特に吉の浦火力発電所上空への飛行実態は、目撃情報のみならず県知事公室長が開示した飛行データ実績でも実証されており、到底容認できるものではない。村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の即時閉鎖と撤去を強く要求するため、この議案を提出する。

#### オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に関する抗議決議(案)

中城村議会においては、これまで4回「オスプレイの普天間飛行場への配備に断固反対する決議及び意見書」並びに普天間飛行場の即時閉鎖・撤去の要求を決議してきたにも関わらず、日米両政府は、沖縄県民の反対を押し切り、欠陥機と指摘されているオスプレイ24機を米軍普天間飛行場に強行配備している。

更に、日米両政府で合意した空域と言う理由で、中城村内には二つの通報点、キロポイント(字久場)とタンゴポイント(字津覇)が設定され、オスプレイを含む米軍航空機が、昼夜を問わず日常的に学校や病院施設上空、中城村全域の上空を飛び回り、村民は欠陥機であるオスプレ

イの墜落の恐怖、騒音被害及び重低音による健康被害への懸念を強いられております。

特に、液化天然ガス（LNG）を燃料とする、沖縄電力（株）吉の浦火力発電所の上空を低空で飛行している実態が頻繁に目撃され、付近住民はオスプレイを含む米軍航空機の墜落の恐怖と二次被害発生の恐怖にさらされている。

吉の浦火力発電所の構内には、燃料となる液化天然ガス（LNG）のタンクが2基設置され、28万トンもの大量の液化天然ガス（LNG）を貯蔵し、都市ガス等へのガス供給基地としての計画も進んでおります。

もし、万が一液化天然ガスの貯蔵タンクが爆発した場合には、その威力は原子爆弾以上の破壊力があると、原爆の父テラー博士は見解をのべており、直接被害、二次被害を含め甚大な被害が発生するものと十分に想定される。

オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行、特に吉の浦火力発電所上空への飛行実態は、目撃情報のみならず県知事公室長が開示した飛行データ実績でも実証されており、到底容認できるものではない。

よって本村議会は、村民及び県民の生命、財産、安心安全、生活環境を守る立場から、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空での飛行に強く抗議するとともに、米軍普天間飛行場の即時閉鎖と撤去を強く要求する。

以上決議する。

平成26年6月13日

沖縄県中頭郡中城村議会

（宛先）

駐日米国大使

在日米軍司令官

在日米軍沖縄地域調整官

在沖米国総領事

以上です。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

意見書第3号 オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書について、これから質疑を行います。

4番 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正でございます。今回提出されております意見書第3号及び決議第3号に関しまして、私の質疑を述べたいと思います。

オスプレイの中城上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖、撤去に関する抗議決議と意見書の提出に関しましては、私は大いに賛同できることと思っております。しかし、私としては文面のほうに少し疑問がありますので、その文明

の改訂を要望いたしたいと思っております。

その理由といたしまして、まず改訂してほしい部分の箇所を読み上げていきたいと思っております。抗議決議案の中ほどから、「特に液化天然ガス（LNG）を燃料とする沖縄電力（株）吉の浦火力発電所の上空を低空で飛行している実態が頻繁に目撃され、付近住民はオスプレイを含む米軍航空機の墜落の恐怖と二次被害発生の恐怖にさらされている。吉の浦火力発電所の構内には、燃料となる液化天然ガス（LNG）のタンクが2基設置され、28万トンもの大量の液化天然ガス（LNG）を貯蔵し、都市ガス等へのガス供給基地としての計画も進んでおります。もし、万が一液化天然ガスの貯蔵タンクが爆発した場合には、その威力は原子爆弾以上の破壊力があると、原爆の父テラー博士は見解を述べており、直接被害、二次被害を含め甚大な被害が発生するものと十分に想定される。」今読み上げましたところの訂正を希望いたします。

その理由といたしまして、まず過去において本村議会が採択してきた同種の意見書の内容の本質は、普天間飛行場の閉鎖・撤去に関するものであり、オスプレイに関してもその本質は同機の普天間飛行場への配備反対であり、強行配備された後には沖縄からのオスプレイ全機撤去の決議であります。今回の抗議決議及び意見書案の文面は、欠陥機オスプレイの危険性に絡めて、その眼下の施設、吉の浦発電所の危険性を誇張するもので、オスプレイ配備の撤回要求の本質とは似て非なるものと考えております。その論説からすると、本村議会が過去において途方もない危険極まりない施設の誘致を本村議会決議で承認したということにほかなりません。私は今の吉の浦発電所がそのような危険極まりない施設だとは、到底認識をしておりません。

そもそもオスプレイの問題に関しましては、どこどこは飛んではいけないだとか、そういった類の問題ではなく、本質は、欠陥機オスプ

レイはこの沖縄のどの場所も飛ばぬ、今すぐ撤去せよということであります。場所を限定するその言説の裏を返せば、この場所以外ならいいですよと誤って解されることにもなりかねず、本村議会決議の本質とは全く違うメッセージを相手に送ることになると私は考えております。

以上のことから、今回の抗議決議分、意見書案は文面の改定を行い、改めて提出するよう要望いたします。質疑を終わります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの質疑に対して、先ほども少し述べましたが、これは過去4回、当議会で決議した内容とほぼ同じです。今、主張されている吉の浦発電所と言う、現実問題として、今実際、抗議決議を幾らしてもなかなかオスプレイの中止というか、ある意味日米合同委員会で決めたことで、簡単に中止できるものではないと思っております。しかし、現実問題として、今現に吉の浦火力発電所はもう稼働して2年目、その中で大量の28万トンもの液化天然ガスが貯蔵されていると。そういう現実を見ないといけないというように思います。何も吉の浦火力発電所がだめだと、火力発電所は危険だということを主張しているわけじゃなくて、これは先ほども言いましたけれども、こういった外部要因というんですか。それからの事故も十分に考えられます。その事故をこれ希望しているわけじゃないし、事故を奨励するわけでもないし、あくまでも中城村にこれだけ大量のガスが貯蔵されていると。まずはそういった地元の危険の除去をまず最優先して考えていくべきじゃないかということであります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、私の中においては、今このような論調はちょうど普天間基地の危険性除去を論調にしているものにしか思えてなりません。その危険性の除去のために、それを辺野古に移すという。それが果たして危険性の除

去になるだろうか、その論調と相通ずるものがあるのではないかと考えております。要するに、この場所を飛ばなければ、よそだったらいいよというふうな、こんなメッセージをその相手先、送り先に与えてしまうことを、私はすごく懸念しております。その意味からしても、ぜひ検討していただきたいと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 お答えします。

今、この辺野古との話をされているんですが、こちらは辺野古の話をしているわけじゃないんです。お互い、これまで4回も決議してきたということは、あれはもう全会一致だったと思います。これは大いに賛成してきました。あえて今、こう出しているものですが、それ以上に危険なものが中城村にはあると。それは吉の浦火力発電所の燃料で使われているガスの貯蔵であると。そういう意味合いで今回の抗議、あるいは意見書については、そういった意味合いで提出をしていると。何もこれまでのこの決議を否定するものではないということで答弁します。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、治邦議員がおっしゃられたように、私もそのオスプレイが飛ぶことには反対です。それを過去、この本村議会で議決してきたことは、全くそのとおりです。それが本質なんです。オスプレイは飛ばすな、オスプレイは飛ばない。それで普天間基地は即時閉鎖する、無条件閉鎖だというのがその本村議会でも常に決議されてきたと私は認識しております。そこを、じゃあここは飛ばないということになってしまった場合には、私たちは今後どういうふうな対応をすべきなのかということに、すごく私は疑問を感じます。現実問題ということで、今飛んでるじゃないかと。それは私も認めます。実際に飛んでますから。じゃあ、どうするかと言うと、じゃあ飛ばないと言って、よそに行けというふうなことは私はできないと思っ

ております。というのが、皆さんは御存じかどうか知らないですが、前回オスプレイ反対が起こった。そこで野嵩のゲート、普天間基地の周辺で大きな暴動、反対抗議行動がありました。それで皆さん、そのときに行かれた方もいっぱいおられます。反対ということで、早く出て行けと、来るなということは反対してきました。それがいつの間にかそういう話も出てきません。私も実際問題わかりませんでした。でも、去年の8月に私はある人から、そういう人たちが毎日毎日その野嵩のゲート前に集まって、オスプレイ飛ばな、基地は反対、基地は出て行けという抗議の行動をしているということを知りました。その日から私は毎日そこへ通うようにしました。その中で今、その反対されている住民の方々というのは、皆さん、年金でつつましい生活をなさっている方々がほとんどです。足の自由のきかない方もおられます。お年を召した方もおられます。その人たちは毎日毎日、土日はないんですが、雨の日も、風の日もずっとその日から訴え続けています。そこではいろんなことがあります。やっぱり反対である。それを米軍のMPだとか、その人たちと常に対峙しながらいろんないざこざを起こしながらも、その思いのたけをぶつけているんです。それは何かと言いますと、こんな危険なものはこの沖縄の上空を飛ばしてはいけないんだということの本質の中に立ってやっているわけです。それを私も知って、また一緒になって行動をしているうちに、それはこのまま小手先でかわせるようなものではないと私は思っております。ですから、皆さんも本当に4回も決議して反対だということでしたら、ぜひそのほうに身を置いてみてください。そうしたら、今のような話も多分出てこないと私は思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 お答えします。

ただいま徳正議員が述べていることも、これ

否定はしません。反対するんじゃない。大いに反対も結構です。私が言っているのは、中城村議会として地元これだけの大きな危険物があるということ。やっぱり村民の安心・安全というのは、お互い議会議員としてやっぱり心配すべきところは心配して、言うべきところは言う。このように議会のできることは議会が抗議決議にして、意見書も採択して、さらに今言う過去の内閣総理大臣を初め、あれは在沖米軍、それから沖縄県議会、沖縄県知事等にそれを要請していくことも議会議員としての責任があると思います。そういう意味で述べているわけであって、先ほどからいろいろ意見が言われているんですが、質疑もされているんですけども、それを必ずしも否定しているわけじゃない。これは大いに結構だと思います。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の質疑を終わります。ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 では、賛成の立場で討論いたします。

オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去を求める意見書に対して、これは断固として賛成いたします。この提案理由にもありますように、昼夜を問わず日常的にオスプレイを含

む米軍機等が中城村上空を飛行していて、村民は墜落の恐怖、騒音被害及び健康被害の懸念を強く強いられております。このような状況は断じて許されるものではなく、村民あるいは県民の財産、安心・安全、生活環境を守る立場から、絶対そのような状況を放置できないと考えております。こちらにありますように、これまで私たちは4回もオスプレイの配備と普天間基地の撤去に関する決議を要求を決議してまいりました。ここにおいてこのようにですね、オスプレイを含む米軍機等の飛行、中城村上空への飛行禁止、あるいは普天間飛行場の閉鎖撤去、この意見書、決議は全会一致で採決、決議しなければならないと、賛成しなければならないというふうに考えます。

これで私の賛成討論といたします。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(16時20分)

~~~~~

再開(16時21分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに討論ありませんか。

休憩します。

休憩(16時21分)

~~~~~

再開(16時24分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに討論ありませんか。

休憩します。

休憩(16時24分)

~~~~~

再開(17時48分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2及び日程第3の議案について、本案に対してお手元にお配りしました訂正案が提出されております。したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 大分時間がかかりましたけれども、訂正をしたいと思いますので、その訂正部分について御提案申し上げます。

まず意見書のほうで、「もし、万が一液化天然ガスの貯蔵タンクが爆発した場合には、その威力は原子爆弾以上の破壊力があると、原爆の父テラー博士は見解を述べており、直接被害、二次被害を含め甚大な被害が発生するものと十分に想定される。」という文面については削除をしたいということで提案申し上げます。同様に抗議決議案についても、その3行については削除をしたいということで提案をいたします。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 これで説明を終わります。

これから意見書第3号の訂正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書第3号に対する訂正案についての採決をいたします。採決は起立によって行います。

賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第3号は宮城治邦議員より提出された訂正案のとおり可決されました。

次に決議第3号の訂正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

次に決議第3号について採決いたします。採決は起立によって行います。

賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、決議第3号は訂正した部分を含む原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議は終了いたしました。

本日をもちまして本定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会(17時52分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比嘉明典

中城村議会議員 新垣光栄

中城村議会議員 與那覇朝輝

第4回 臨時会

平成26年第4回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成26年 7月24日

会 期 1 日間

閉 会 平成26年 7月24日

日 次	月 日	曜 日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	7月24日	木	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第33号の説明、質疑、討論、採決 意見書第4号の説明、質疑、討論、採決 <div style="text-align: right;">閉会</div>

平成26年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成26年7月24日（木）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成26年7月24日（午前10時00分）		
	閉会	平成26年7月24日（午前11時09分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	伊佐則勝	9番	仲真功浩
	2番	新垣博正	10番	安里ヨシ子
	3番	金城章	11番	新垣健二
	4番	新垣徳正	12番	宮城治邦
	5番	新垣光栄	13番	仲村春光
	6番	與那覇朝輝	14番	宮城重夫
	7番	仲座勇	15番	新垣善功
	8番	仲宗根哲	16番	比嘉明典
欠席議員				
会議録署名議員	7番	仲座勇	8番	仲宗根哲
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
健康保険課長	比嘉健治			

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第33号 物品購入等の契約について
第 4	意見書第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第4回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 仲座 勇議員及び8番 仲宗根 哲議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日7月24日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日7月24日の1日間に決定しました。

休憩いたします。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時24分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第3 議案第33号 物品購入等の契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第33号 物品購入等の契約について御提案申し上げます。

#### 議案第33号

#### 物品購入等の契約について

中城村コミュニティバス購入事業について、下記のとおり物品購入等契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |                     |   |                    |
|---------------------|---|--------------------|
| 1 契約の目的             | : | 中城村コミュニティバス購入事業    |
| 2 契約の金額             | : | 金38,664,000円       |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |   | 金2,864,000円        |
| 3 契約の相手方            | : | 住所 沖縄県豊見城市字豊崎3番地68 |
|                     |   | 商号 沖縄日野自動車株式会社     |
|                     |   | 氏名 代表取締役社長 福里 浩介   |

平成26年7月24日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

中城村コミュニティバス運行事業に使用する目的により、上記の物品購入等契約を締結したい

ので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。

次ページには契約書のコピー、あるいは入札調書などがありますので御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 物品購入等の契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 物品購入等の契約については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩（10時33分）

~~~~~

再開（10時57分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第4 意見書第4号 集团的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、読み上げて意見書を提出させていただきます。

意見書第4号

平成26年7月22日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣徳正

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 伊佐則勝

### 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書

上記の議案を、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

安倍内閣が、集団的自衛権行使の容認を現在の憲法解釈を変更する事で可能とすると閣議決定した事は、戦後わが国が国是としてきた平和憲法を根底から覆すことであり、日本がまた再び、戦争が出来る国へと転換する事を意味し、到底容認できるものではない。

本村議会は中城村民の安心・安全・平和を希求する願望を守るため、安倍内閣に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定に断固反対し、閣議決定の取り消しと、平和憲法の遵守を強く求めるものである。

### 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書(案)

今回、安倍内閣は「集団的自衛権の行使容認」を憲法解釈の変更で可能にする閣議決定を下した。

その事は、戦後69年間、我が国が拠り所とし、国是としてきた平和憲法が時の政府の解釈次第で変更できる事を意味し、特に、憲法9条を有名無実化し憲法上許されない武力の行使も可能とする、即ち、戦争ができる国へ根本的に転換することを意味するものである。

更に、そのような国の大転換ともいべき重大な問題を、国民的議論もなされず、憲法で定める憲法改正の手順を踏む事もなく、一内閣に於いて性急に閣議決定された事は到底許されるものではない。

なお一層の慎重審議を尽くすべきだという、国民の多数の声が有る事も各種世論調査からも明らかである。

このまま、集団的自衛権が容認され、行使される事になれば、自ずと他国の戦争に巻き込まれる危険性が際限なく広がり、多くの犠牲を強いる事になり、決して国益にかなう事だとは思えない。

特に米軍基地が集中する我が沖縄県に於いては、紛争相手国からの恰好の攻撃対象となり、県民の生命が脅かされ、甚大な被害を被る事は火を見るより明らかで有ると言わざるをえません。あの悲惨極まりない沖縄戦が、また再びこの地で繰り返されるかと思うと、今回の「集団的自衛権行使容認の閣議決定」は、本村議会として到底認めるわけにはいかない。

よって、本村議会は、従来どおり、平和を希求する強い思いと、決意を以って、また、村民の安心、安全を守る立場から、安倍内閣の「集団的自衛権行使容認」の閣議決定に断固反対し、閣議決定の取り消しと、平和憲法の遵守を強く求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年7月24日

沖縄県中城村議会

(宛先)

内閣総理大臣 ・ 衆議院議長 ・ 参議院議長

以上です。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(11時02分)

~~~~~

再開(11時03分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 意見書第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見

書に、賛成の立場で討論をしたいと思います。

集団的自衛権の閣議決定の中身は、自衛隊が活動する地域を非戦闘地域に限るという従来の枠組みを廃止して、これまで戦闘地域とされてきた場所であっても支援活動ができると明記されました。ベトナム戦争やイラク戦争のようや、無用な侵略戦争に荷担することは明らかであります。戦争で真っ先に犠牲にされるのは未来のある若者です。アメリカの戦争のために日本の若者が血を流す、そういうことになります。安倍総理は記者会見で、お母さんが赤ちゃんを抱っこしているパネルを使って「助けなくてもよいか」と、そういう熱弁を振るいました。1997年の日米ガイドラインの協議で、日本側は米軍による日本人の救出を要請しましたが、アメリカから断られて日米両国政府は自国の退避はおのおのの責任で行うことが確認されています。アメリカの救出活動は、第一に、アメリカ国籍保持者、第二に、アメリカの永住権を持っている人、次はイギリス国民、次はカナダ国民、5位はその他で、日本はその他になっております。首相はうそとごまかして国民をだます、そういう愚かな手続をやっております。

ことは自衛隊の創設から60年、この60年、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出して

いません。これは憲法9条があったからです。自衛隊の命も守ってきたわけです。最近、改悪教育基本法に沿って子供たちに愛国心を押しつけ、そういう動きも出てきております。私はこの戦争につながる一切のものに反対をし、憲法9条を守っていかなければと思っております。

よって、私はこの集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書に賛成します。以上です。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書を採決いたします。この採決は起立によって行います。

意見書第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第4号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する意見書は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 (1 1 時 0 9 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 仲 座 勇

中城村議会議員 仲宗根 哲

第5回 臨時会

平成26年第5回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	平成26年8月18日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成26年8月18日（午前10時00分）		
	閉会	平成26年8月18日（午前10時34分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	伊佐則勝	9番	仲真功浩
	2番	新垣博正	10番	安里ヨシ子
	3番	金城章	11番	新垣健二
	4番	新垣徳正	12番	宮城治邦
	5番	新垣光栄	13番	仲村春光
	6番	與那覇朝輝	14番	宮城重夫
	7番	仲座勇	15番	新垣善功
	8番	仲宗根哲	16番	比嘉明典
欠席議員				
会議録署名議員	9番	仲真功浩	10番	安里ヨシ子
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	仲村盛和
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	名幸孝
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	新垣一弘
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	伊波正明
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第34号 クラブハウス施設整備工事請負契約について

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第5回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番 仲眞功浩議員及び10番 安里ヨシ子議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日8月18日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日8月18日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第34号 クラブハウス施設整備工事請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第34号 クラブハウス施設整備工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第34号

クラブハウス施設整備工事請負契約について

クラブハウス施設整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|-------------------------|---|---|
| 1. 契約の目的 | : | クラブハウス施設整備工事 |
| 2. 契約の方法 | : | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | : | 金115,832,160円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | : | 金8,580,160円 |
| 4. 契約の相手方 | : | 嘉手納町字水釜379番地9
有限会社 伊礼組
代表取締役 伊禮朝昭 |

平成26年8月18日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

クラブハウス施設整備工事の請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

参考までに請負契約書、入札結果調書、図面等が添付されておりますので御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時02分）

~~~~~

再開（10時04分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（10時04分）

~~~~~

再開（10時23分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 議案第34号について質疑いたします。

このクラブハウスの建設に関して、平成25年度に基本設計と実施設計ということで、たしか1,000万円ほど計上されたんですね。今回、平成26年度には1億2,875万円ですか、必要だと。これは工事請負費として計上されています。実際、クラブハウス建設に係る事業というんですか、その総額はこれで、先ほどもお伺いしましたが、これで全てなのか。それが1点と。あと具体的に来年度以降、さらに附帯設備とか、あるいはそういうのが出てくるのか。皆さん、基本設計や実施設計の中でちゃんとしっかりと全ての事業にかかるの見積もっていると思うんですけれども、これに従って、今回、平成26年度の計上となっているんですけれども、それで全てが大体カバーできそうなのか。その2点。来年度以降もこれに関する予算というのを計上しなくてもいいようになっているかですね。その辺ですね。先ほどもある議員からありましたけれども、宿泊とかいろいろ研修とかがあると、

それが本当に対応できるのかなと、そういうふうなお話しもございました。それはちゃんと基本設計の、あるいは実施設計の中で組み込まれていると思うんですけれども、それに基づいて、これまで上がった平成25年度、26年度予算で全てかわってくると考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 今の御質疑にお答えします。

平成25年度、26年度で債務負担行為をやっていますので、工事として、建物としては来年の3月ぐらいには終わらせて、それ以上、附帯工事というのは出てこないです。ただし、あとの備品については生涯学習課のほうで、ことし計上する予定をしていますので、詳しい話は生涯学習課長のほうから答弁させていただきます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

先ほどもお話ししたとおり、今後、躯体ができ次第、同時に現在、備品の選定を作業中であります。今後、備品については一括交付金を利用して、今、およそですけれども、1,000万円以内にとめてそれで計上したいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それで具体的に、このクラブハウスに係る事業費はどれぐらいになるのかお伺いいたします。先ほど言った備品も、全て含めて、トータルでどれぐらいを検討しているのか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。

生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。

これは前年度、平成25年度の中で設計料が1,039万5,000円となっております。今年度におきまして、現在、予算化されたのが1億3,299万6,000円、今、予算上算定されています。先ほどもお話ししましたけれども、これに備品が

1,000万円以内の補正計上ということで、今、予定をしております。以上です。

9番 仲眞功浩議員 総額で幾らかというのが私の質問なんですが、ちゃんと答弁してください。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。
総額ですね、1億5,539万1,000円となっております。これまでの予算上ですね。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今の答えで1億5,540万円ぐらいということですが、これは全て皆さん、平成25年度にやった基本設計、実施設計に基づいて、全てカバーしてそういうことになっているんですね。その辺のちゃんと基本設計に基づいて総額の事業費をこれでおさめるということでありましてですね。これを基本設計をまた変えて、また来年、一括交付金があるからまた何か追加やるとか、そういうことをやるのかどうか。だからこの基本設計ができた段階で、皆さん事業費は、総事業費は幾らですか。そのことを一切我々の予算審議の中でも出てこないんです。だから言ったら本当にこのクラブハウスで一体お金をどれぐらい使うのかというのが全く読めない。このようにして聞かないと、総額でどれぐらいになるのかということも全くわからないわけです。言うならば、場当たりに基本設計はできても、実際の予算計上というのはどのようになっているのかというのが一切示されてこないですよ。今はいいですよ、一括交付金があるからどんどん金をつぎ込んでやるということでも。そういう基本設計、そういうのができたらその事業費というのはちゃんと総額で幾らというのは、ある意味予算審議の中において、計上して、発注して一発ででき上がるようにですね、やるようにしていただきたいと思えます。そういういろいろな、これまでの経緯があるものですから、このようにしてこのよう

な場で、一体この事業は幾らぐらいかかるのか、そういうものを聞かないといけない状況に置かれているわけですね。その辺についてもうちょっと改善していただきたいのと。さっき言ったように、あと1点、私のほうに答えていただきたいのは、この基本計画に全て基づいた総額として、この事業費は1億5,540万円ぐらい、それでいくと、そういうことを理解してよろしいですか、そういう考え方で。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 新垣一弘。
生涯学習課長 新垣一弘 お答えいたします。
この金額に関しては、今回、平成26年度の予算項目の中にちゃんと組み込まれていますので、そういうようにしっかりとできると私は思っております。以上です。

議長 比嘉明典 以上で仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第34号 クラブハウス施設整備工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第34号 クラブハウス施設整備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会（ 1 0 時 3 4 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 仲 眞 功 浩

中城村議会議員 安 里 ヨシ子